



平成 23 年版  
**流山市環境白書**



〔表紙画像〕

左上：西深井小学校「森の創出事業」

右上：いきものジャパン・サミット

中央下：バイオキッズ10

左下：公用車に電気自動車導入

右下：緑のカーテン写真コンテスト 金賞

**平成 23 年版 流山市環境白書**  
**目 次**

<b>第 1 部</b>	<b>総論</b> .....	<b>1</b>
第 1 章	平成 22 年度の環境ハイライト .....	1
第 2 章	環境行政の概要 .....	15
第 1 節	環境行政の推進体制 .....	15
第 2 節	環境関連条例・計画 .....	19
第 3 章	環境基本計画 .....	21
第 1 節	基本的事項 .....	21
第 2 節	計画の目標 .....	22
第 3 節	施策体系 .....	23
<b>第 2 部</b>	<b>環境基本計画の進捗状況</b> .....	<b>25</b>
第 1 章	個別計画の実施状況 .....	25
第 1 節	一般廃棄物処理基本計画 .....	25
第 2 節	地球温暖化対策実行計画 .....	31
第 3 節	生物多様性ながれやま戦略 .....	44
第 2 章	その他の環境関連施策の実施状況 .....	48
第 1 節	循環型社会をめざすまちづくり（循環） .....	48
第 2 節	身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり（共生） .....	52
第 3 節	生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適） .....	56
第 4 節	環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動） .....	81
<b>第 3 部</b>	<b>環境マネジメントシステム</b> .....	<b>85</b>
第 1 章	総論 .....	85
第 2 章	環境方針 .....	91
第 3 章	環境目標 .....	92
第 4 章	環境活動計画 .....	93
第 5 章	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無 .....	96
<b>資料編</b>	.....	<b>98</b>
第 1 章	市の概要 .....	98
第 1 節	人口 .....	98
第 2 節	気象 .....	99
第 3 節	土地利用 .....	100
第 2 章	代表者による全体評価・見直し .....	102

## 第 1 部 総論

### 第 1 章 平成 22 年度の環境ハイライト

#### セイタカシギの生息する市野谷調整池の引越し

2010.4.13



流山おおたかの森駅近くの市野谷調整池で、水生生物などの移植作業が行われました。都市再生機構やNPOさとやまなどの関係者のほか、江戸川大学の学生など、約50人が参加しました。市野谷調整池は、現在、流山新市街地地区土地区画整理事業の一環として暫定的に整備されているもので、元々は、雨水を貯めて坂川に放流するためのものです。本整備に際し、さらに深さを3メートル程度掘削する必要がありましたが、整備を進める中、一昨年9月ごろから国の絶滅危惧種に指定されているセイタカシギの生息が確認されたことから、全国的にも珍しいミティゲーション手法を取り入れたものです。

#### 第5回利根運河自然体験ウォーク

2010.4.24



「第5回利根運河自然体験ウォーク」が行われ、約60人の参加者が新緑の運河堤のウォーキングを楽しみました。このイベントは、流山市観光協会が土木遺産に指定されている利根運河の自然を体験しながらウォーキングを楽しんでもらおうと、平成17年度からNPOさとやまの協力を得て開催しています。今年は観光協会創立40周年記念事業としての開催となりました。



## 「今上落とし」の河川の清掃活動

2010.04.29



江戸川に沿って南北に流れる今上落とし（通称「こがわ」）を昔のように魚やしじみが捕れる綺麗な川によみがえらせようと、地元のボランティアグループめだかの会が河川の清掃活動を行いました。この日は、地元加岸自治会や根郷町会、消防団第3分団、江戸川カヌー同好会、トーカツ建興(株)、(株)三枝なども協力し約50人が、清掃活動に汗を流しました。

## 森の図書館写真展「オオタカのすむ市野谷の森」

2010.5.1



森の図書館で写真展「オオタカのすむ市野谷の森」が5月1日から30日まで開催されました。市野谷の森は、オオタカが生息することから通称「おおたかの森」と言われています。NPOさとやま理事の恵良好敏さんが撮影した市野谷の森や新川耕地の風景など39点が展示されました。

## グリーンフェスティバル2010

2010.5.4



花と緑と音楽の祭典「流山グリーンフェスティバル2010」が流山おおたかの森駅南口都市広場などで開催されました。これは、「都心から一番近い森のまち」をPRしようと、平成18年から続けているイベントで、この年のテーマは大きく夢を膨らませようと「Dreams」としました。グリーンフェスティバルのシンボルとして、市民の皆さんなど約300人が参加して制作した10メートル四方の巨大花絵のほか、おおたかの森（市野谷の森）探検ツアー、木のぬくもりや自然と触れ合える様々なアトラクションが用意され、また、歌手おおたか静流さんをはじめとしたジャズやダンスミュージックなどの音楽ステージが行われました。

巨大花絵は夕方に解体され、使用されていたマリーゴールドやブルーサルビア、デイジーなど6,400ポットが1つ50円で販売され、買い求める人々の長蛇の列ができました。

## NPOホタル野によるホタルの幼虫の放流

2010.5.5



NPOホタル野によるヘイケボタルの幼虫の放流会が新川耕地の田んぼで行われました。これは平成16年から毎年行われているもので、今回で7回目となります。この日は、子ども連れの家族など約170人が参加し、ホタルの幼虫約1,000匹を放流しました。



## 八木南小で田植え体験

2010.5.6



八木南小学校の5年生26人が田植えを体験しました。校門の前の通称「八木っこ田んぼ」で、5、6年前から実施されている体験学習です。近所に住む農家の方から、田植えの基本とコツを教わった子どもたちは、靴を脱いで裸足や靴下のまま田んぼに入り、約1時間を掛けてどろんこになりながら苗を1株ずつ丁寧に植えていきました。

## グリーンウェイブ2010

2010.5.12



環境省などが推奨する「グリーンウェイブ2010」に、今年初めて市内の全小中学校が参加しました。5月12日には、小山小学校で6年生の児童49人が校庭にカツラの苗木を6本植樹しました。

## 思井児童センターでネイチャーゲーム

2010.5.22



思井児童センターでネイチャーゲームが行われ、小学生12人が参加しました。ネイチャーゲームとは、いろいろなゲームを通じて、自然の不思議な仕組みを、学び、自然と自分が一体であることに気づくことを目的としています。参加した児童は自然を強く感じたようです。

## 第11回森の学校「オオタカのすむ市野谷の森」

2010.5.29



「みんなに伝えたい流山の豊かな里山」という副題で講演会と写真展が開催され、講演会には市内外から48人が参加しました。講演会では、流山の自然環境の現状と縄文時代の海進時代から墨書土器発掘や江戸時代の馬の放牧等の歴史や、これからの課題として「流山の緑の将来」「利根運河とその周辺地区への国の取り組み」「市野谷の森の保全」「新川耕地の有効利用」などについて話がありました。

また、写真展は1月30日まで開催され、「市野谷の森」や「新川耕地」などの写真が展示されました。



## 江戸川クリーン大作戦

2010.5.30



江戸川と利根運河沿いの市内4地点を拠点にした「江戸川クリーン大作戦」が行われました。この清掃活動は、国土交通省と江戸川クリーン大作戦実行委員会の主催で昭和56年に始まり、毎年5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日に行われています。30回目の今年は、1,531人が参加し、420キログラムのごみを回収しました。

## 大堀川美しい水辺づくりの会(準備会)による大堀川自然観察ツアー

2010.7.24



大堀川美しい水辺づくりの会（準備会）による「大堀川自然観察ツアー」が開催され、30人の方が参加しました。同会は、地域主体の環境づくりを目指して発足したもので、平成21年度から活動しています。当日は、ガイド役として江戸川大学の学生が協力し、手作り図鑑を片手に自然観察を行いました。

## 京和ガスが緑の基金に寄付

2010.7.29



京和ガス(株)が流山市ふるさと緑の基金に409,800円を寄付しました。同社は、地球温暖化防止「チャレンジ25」活動の一環として、「KEIWA エコ de グリーンキャンペーン」を実施しています。同社の扱う省エネガス機器の売り上げによりエコポイントを累積し、ポイント数に応じて「緑の基金」に寄付する取組です。

## 美田自治会でグリーンカーテンの効果を測定

2010.8.5



温暖化防止ながれやまが美田自治会と協働してグリーンカーテンが地球温暖化防止にどれくらいの効果があるかを実証するための測定作業を行いました。江戸川大学の学生を含め、総勢23名の協力を得て、気温、表裏温度差、葉っぱの表面温度、CO<sub>2</sub>濃度、面積などを測定しました。



## 大堀川美しい水辺づくりの会(準備会)によるホタル観賞会

2010.8.7



大堀川美しい水辺づくりの会(準備会)による「ホタル鑑賞会」が開催され、44人の親子が参加しました。会場の初石公民館に集合した親子の中には、ホタルを見たことがない子どももいて、「ホタルは成虫だけでなく、卵や幼虫も光る」というハイケボタルの特徴などの説明を、興味深く聞いていました。

## 大堀川美しい水辺づくりの会(準備会)による大堀川クリーンアップ

2010.9.18



この清掃イベントは、アルピニストの野口健さんが実行委員長を務める「2010まるごみ実行委員会」の県下一斉クリーンアップ作業「まるごみ'10」と連携して実施したものです。「大堀川クリーンアップ」では、清掃活動とともに、特定外来生物に指定されている「アレチウリ」の駆除も併せて行われました。



## 西深井小で森の創出事業

2010.9.27



西深井小学校で「森の創出事業」が行われ、約20種類、600本の苗木を植樹しました。この取組は、横浜国立大学の宮脇名誉教授が提唱する「宮脇方式」で、その土地の在来種を元に、複数の種類の木を植えるもので、より早く丈夫に育ち、森が作られます。この日は、5年生34人の児童が参加して、校庭の一部の200平方メートルの土地に植樹しました。

## ごみ減量化促進ポスターコンクール

2010.10.14



ごみ減量化促進ポスターコンクールの表彰式が市役所で行われ、最優秀賞に江戸川台小学校・小林絃君、優秀賞に江戸川台小学校・近藤真緒さん、八木南小学校・高橋さくらさんの作品が選ばれました。

このポスターコンクールは、環境学習の一環として、毎年5月にクリーンセンターを見学している市内小学4年生を対象に行っているもので、今年は562点の応募がありました。

## エコドライブ講習会・燃料電池自動車試乗会

2010.10.17



資源エネルギー庁の支援を受けた「エコドライブ講習会」と環境省の支援を受けた次世代自動車「燃料電池自動車」の体験運転会をリサイクルプラザで開催し、合わせて50名を超える市民が参加し、エコドライブのテクニックを学び、次世代自動車を体感しました。

## 神明堀へ江戸川の水を通水

2010.10.18



神明堀の浄化を目的に、江戸川から神明堀への通水を開始しました。神明堀のBOD<sup>※</sup>は現在8mg/Lですが、今後は魚が息できる5mg/L以下を目標にしています。

※BOD（生物化学的酸素要求量）：有機質による汚れを示す水質の指標



## 運河とまちづくりの未来を考える「全国運河サミット in 利根運河」

2010.11.7



利根運河通水120周年を記念し「全国運河サミット in 利根運河」が東京理科大学野田校舎のカナル会館で開催され、最後に「運河サミット共同宣言」が採択され閉幕しました。また、サブイベントとして、「利根運河フットパスウォーキング」が行なわれ、こちらには33名の参加者が利根運河沿いをガイド付きで歩きました。

## 第13回森の学校「森と遊ぼう！～親子で楽しむネイチャーゲーム～」

2010.11.13



里山や森とは何かを学び、森の図書館の隣にある東深井地区公園（古墳の森）で、ネイチャーゲームを楽しみました。落ち葉や樹を触り、目を閉じて風や鳥の声、自然に聞こえる音を確認、秋の森の中、親子で自然に親しみました。



## みんなでわいわいどんぐり拾い&チャット

2010.11.27



大堀川美しい水辺づくりの会（準備会）による「みんなでわいわい、どんぐり拾い&チャット（おしゃべり）」が開催され、子どもからお年寄りまで25人が参加しました。前半はオオタカの生息する市野谷の森でどんぐりを拾ってポットへ植え付け、後半はこれから整備される大堀川でどんなことをしてみたいか、参加者全員でチャット（おしゃべり）を行いました。

## おもちゃ病院リサイクルプラザで開院

2011.1.22



リサイクルプラザで流山おもちゃ病院が開院しました。壊れたおもちゃをドクターたちが直してくれるこの催しは、回を重ねるごとに人気となり、この日も多くの患者さんが愛着のあるおもちゃを抱えて集まってきました。13人のドクターが合計42個のおもちゃを治療したり入院で預かったりしました。

## バードウォッチングと鳥検定

2011.1.30



公民館「めざせ鳥博士～流山をもっと知ろう～第1弾鳥検定」が開催されました。この講座は、流山の自然をテーマに、利根運河でのバードウォッチング中心に学ぶ対策セミナーと、検定とのセットで行うもので、2月13日、27日には利根運河で野外観察会も行われました。

## 第23回運河塾「谷津田の鷹・サシバ その魅力と重要性」

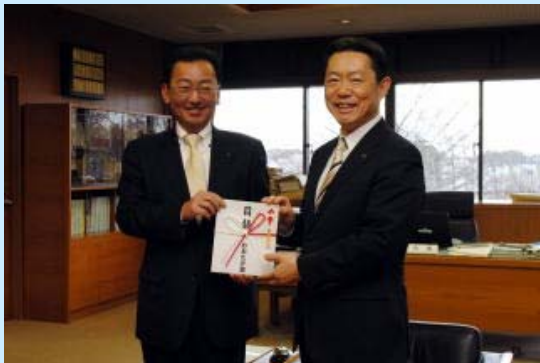
2011.2.19



絶滅危惧種サシバについての勉強会が、森の図書館で行われました。サシバはバラエティ豊かな採食動物の種類が特長で、その数は47種類とも言われており、サシバが棲んでいるということは、生物多様性が保全されているところとして評価されます。市内にも5、6年前までは繁殖を確認できたそうです。

## おおたか塾が緑の基金へ寄付

2011.3.1



おおたかの森S・Cが、流山市ふるさと緑の基金に24万9900円を寄付しました。同S・Cではエコや自然に親しんでもらおうと、誰でも自由に参加できるワンデースクール「おおたか塾」を開催して、その参加費の一部を寄付しています。

## 矢河原(やっから)渡し広場に桜を植樹

2011.3.6



加6丁目地先の江戸川「矢河原渡し」近くの広場で桜の植樹式が開催され、地元自治会の役員や子ども会の子どもたちなど約100人が参加しました。矢河原の渡し桜広場設置委員会が中心となり、サイクリングやジョギングなどで多くの方が江戸川の土手を行き交う中、この広場に桜を植えて新たな観光名所とし、近隣住民の憩いの場としても活用しようと1年前から準備してきたものです。

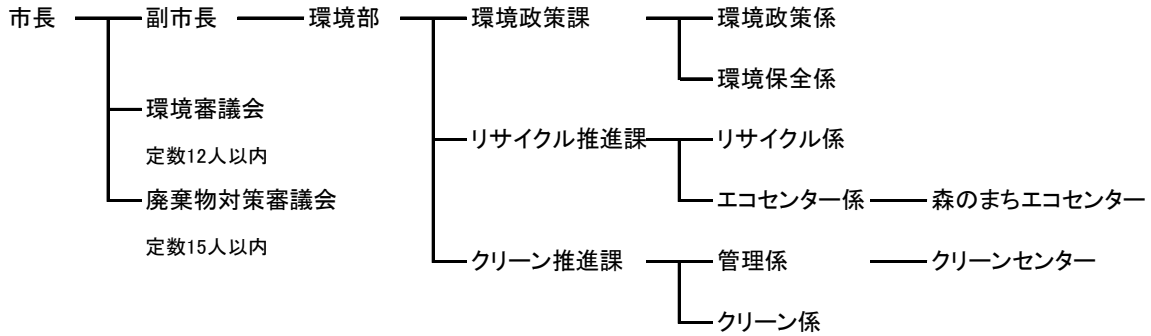


## 第2章 環境行政の概要

### 第1節 環境行政の推進体制

#### 1. 組織

平成22年4月1日現在の環境行政関連部署の組織は次のとおりです。



部	課	係	分掌事務
環境部	環境政策課	環境政策係	1 環境政策の総合的企画及び調整に関すること。 2 環境基本計画に関すること。 3 環境審議会に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 環境保全思想の普及啓発に関すること。 6 環境保全団体の育成に関すること。 7 環境保全の推進及び指導に関すること。 8 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関すること。 9 課及び環境部の庶務に関すること。
		環境保全係	1 そ族及び病害虫(稲作等に係るものを除く。)の予防に関すること。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。 3 消毒機械器具の管理に関すること。 4 墓地等及び改葬に関すること。 5 クリーン作戦に関すること。 6 青草等の除去促進に関すること。 7 不法投棄の防止強化に関すること。 8 埋立等による環境の障害防止に関すること。 9 浄化槽の管理指導に関すること。 10 浄化槽に係る補助金に関すること。 11 公害調査に関すること。 12 公害に関する情報の収集及び広報に関すること。 13 公害発生源の規制に関すること。 14 公害に関する相談及び苦情の処理に関すること。 15 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関すること。 16 その他環境保全及び公害に関すること。

部	課	係	分掌事務
環境部	リサイクル推進課	リサイクル係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 清掃事業に係る総合企画及び調査に関すること。</li> <li>2 一般廃棄物処理基本計画に関すること。</li> <li>3 廃棄物対策審議会に関すること。</li> <li>4 ごみの減量化及びリサイクルの促進に関すること。</li> <li>5 リサイクル団体の育成に関すること。</li> <li>6 リサイクルプラザ・プラザ館の管理及び運営に関すること。</li> <li>7 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。</li> <li>8 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。</li> <li>9 清掃施設周辺的环境保全対策に関すること。</li> <li>10 課の庶務に関すること。</li> </ul>
		エコセンター係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 し尿、汚泥及び剪(せん)定枝の収集、運搬、処理及び処分に関すること。</li> <li>2 し尿、汚泥及び剪(せん)定枝の処理手数料に関すること。</li> <li>3 汚泥再生処理センターの運転管理に関すること。</li> <li>4 汚泥再生処理センターの維持管理に関すること。</li> <li>5 汚泥再生処理センターからの放流水の水質保全に関すること。</li> <li>6 堆(たい)肥の生成及び配布に関すること。</li> <li>7 その他し尿、汚泥及び剪(せん)定枝処理の実施に関すること。</li> </ul>
	クリーン推進課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の管理に関すること。</li> <li>2 ごみの処分に関すること。</li> <li>3 ごみ処理機器の維持管理に関すること。</li> <li>4 ごみ処理機器の運転管理に関すること。</li> <li>5 ごみ処理施設から発生する排ガス及び排出する放流水の分析に関すること。</li> <li>6 その他の所管に属さない清掃事務に関すること。</li> <li>7 課の庶務に関すること。</li> </ul>
		クリーン係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの収集及び運搬に関すること。</li> <li>2 ごみ集積所に関すること。</li> <li>3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関すること。</li> <li>4 ごみ及び動物の死体の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用に関すること。</li> <li>5 ごみ搬出の指導及び啓発に関すること。</li> <li>6 その他ごみ処理の実施に関すること。</li> </ul>

## 2. 審議会

### (1) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に係る基本的事項等に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議するための機関です。

#### <平成22年度審議会 開催状況>

■委員数 11人

■任期 平成22年7月21日～平成24年7月20日

■委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	赤坂 郁美	
	赤坂 信	会長
	金森 有子	
	森 俊介	
事業所を経営する者	足原 英二	
	和田 まつゑ	
農業団体を代表する者	矢野 光明	
環境団体を代表するもの	新保 國弘	副会長
市民を代表する者	秋元 五郎	
	宮原 久子	
	和田 登志子	

(50音順)

■平成22年度第1回(7月21日)

- ・委員委嘱
- ・会長、副会長選出
- ・流山市の環境政策に係る計画等について



## (2) 廃棄物対策審議会

廃棄物対策審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するための機関です。

### <平成22年度廃棄物対策審議会 開催状況>

■委員数 14人

■任期 平成22年4月22日～平成24年4月21日

■委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	稲葉 陸太	
	篠山 浩文	
	恵 小百合	会長
住民を代表する者	大谷 隆子	
	高橋 一郎	
	新美 建一郎	
	能村 正昭	
	紅谷 幸夫	
関係団体を代表する者	恵良 好敏	副会長
	大橋 照司	
	鈴木 馨	
市民が必要と認める者	近藤 光代	
	中西 光子	
	矢野 光明	

(50音順)

■平成22年度第1回(5月14日)

・流山市一般廃棄物処理基本計画について

■平成22年度第2回(1月31日)

・流山市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

## 第2節 環境関連条例・計画

### 1. 環境関連条例

市では、環境に関連する下記の条例を制定し、これらの条例に基づき計画策定等を行い、施策を進めています。

条 例	制定年月日	概要
流山市公害防止条例	昭和 47 年 6 月 20 日	公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成 6 年 3 月 30 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	平成 10 年 3 月 30 日	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 13 年 3 月 23 日	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市環境基本条例	平成 13 年 7 月 2 日	環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例です。
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 14 年 6 月 28 日	市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とした条例です。
流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成 21 年 4 月 1 日	ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とした条例です。

## 2. 環境関連計画

市では、環境政策のマスタープランである環境基本計画をはじめとして、地球温暖化対策、生物多様性、廃棄物対策等の個別計画を策定し、市の環境保全を推進しています。

計 画	策定年度	概要
環境基本計画	平成 17 年度	「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画です。
環境行動計画	平成 17 年度	「流山市環境基本計画」を実効性あるものにするため、施策を具体化するものとして、策定した計画です。
生活排水対策推進計画	平成 17 年度	平成 7 年に策定された『水のきれいなふるさとづくりー流山市生活排水対策推進計画』(第 1 期計画)により、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、策定した計画です。
一般廃棄物処理基本計画	平成 21 年度	市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて策定した計画です。
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	平成 21 年度	市域から排出される二酸化炭素を効果的に削減するため、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づいて策定した計画です。
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	平成 21 年度	市役所は多くのエネルギーを使用していることから、市内最大級の事業者として、市民や事業者への波及効果の大きさを踏まえ、より高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行することを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定により策定した計画です。
生物多様性ながれやま戦略	平成 21 年度	生物多様性基本法第 13 条の規定により、市の生物多様性の保全・回復を進めていくために策定した計画です。



### 第3章 環境基本計画

#### 第1節 基本的事項

##### 1. 計画策定の背景

市では、環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「流山市環境基本条例」を平成13年7月に制定しました。

「流山市環境基本計画」は、この「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画として、平成17年7月に策定しています。

##### 2. 計画の位置づけと役割

環境基本計画は、流山市環境基本条例に基づき策定したものです。国や千葉県に関連法・条例や関連計画と連携し、市総合計画と整合を図りながら、市の各種施策及び事業を推進するうえで、環境に関する指針となるものです。

環境への積極的な取組の指針となる基本計画としての役割を担います。

##### 3. 計画の期間

計画期間は、平成17年度から平成26年度を目標年次とする10年間としています。

##### 4. 計画の対象

対象とする主体は、市、市民、事業者に滞在者を加えた四者とし、対象となる環境の範囲は以下のとおりです。

図1 環境の範囲

4つの領域	環境の範囲
循環に関するもの	リサイクル、エネルギー、廃棄物など
共生に関するもの	河川・森林などの自然、生物(動植物など)、生態系、水辺、緑地、景観、歴史的文化的資源、農地など
快適に関するもの	市街地整備、大気汚染、騒音・振動・悪臭、光害、水質汚濁など
環境保全活動に関するもの	環境保全団体活動、環境教育・環境学習、地球環境問題(温暖化対策など)など

## 第2節 計画の目標

環境基本計画では、望ましい環境像を「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」とし、これを実現するための4つの基本目標を定め、施策を展開しています。

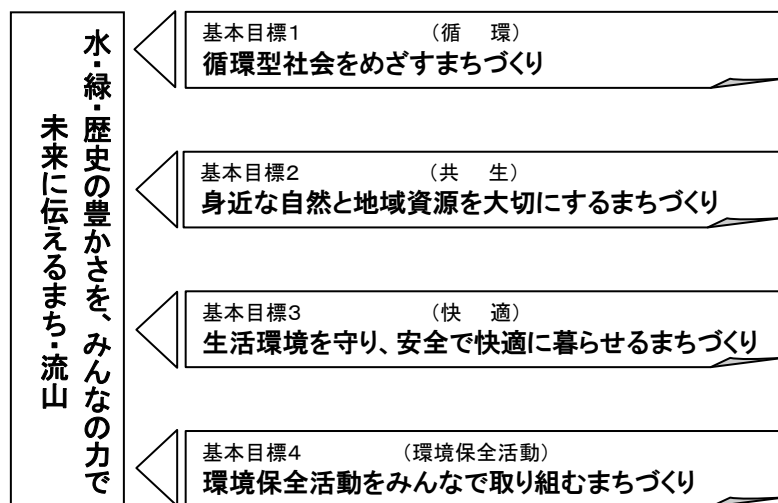


図 2 環境基本計画の目標

### 第3節 施策体系

環境基本計画では、「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」をめざして、4つの側面からみた基本目標を実現していくため、13の基本的施策及び45の個別施策を設定しています。

環境像	基本目標	基本的施策
水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山	1 環境型社会をめざすまちづくり(循環)	1-1 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実践する。
		1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。
		1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。
	2 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり(共生)	2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。
		2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。
		2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。
	3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)	3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。
		3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。
		3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。
	4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)	4-1 環境管理システムを構築し、実践する。
		4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。
		4-3 環境教育・環境学習を推進する。
		4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。

個別施策		個別計画
1-1-1	市民との協働によるごみの減量・分別・リサイクル計画の策定、実践	一般廃棄物処理基本計画
1-1-2	循環型社会をめざす情報の提供と行動計画の周知徹底	
1-1-3	5R運動の普及、啓発、推進	
1-2-1	資源やエネルギーの有効活用	
1-2-2	資源の循環利用と有効活用	
1-2-3	太陽、風力など新エネルギー利用の促進と普及	地球温暖化対策実行計画
1-3-1	ポイ捨て防止の啓発	—
1-3-2	不法燃焼行為の防止と啓発活動の推進	
1-3-3	不法投棄の防止と監視体制の強化	
2-1-1	河川や小川など、身近な自然とのふれあいの場の確保	生物多様性地域戦略
2-1-2	斜面林、里地里山や野馬土手などの保全	
2-1-3	地域の生態系に配慮した環境整備事業の実施	
2-1-4	社寺林や屋敷林など、まとまった緑の保全と活用	
2-2-1	街並みを特徴づける街路樹整備の推進	
2-2-2	市民の森や都市公園整備の推進及び公園などへの市民の維持管理の参加	
2-2-3	市街地における緑の創出及び良好な住宅地景観の確保	
2-2-4	新しい市街地における市民と協働した緑地整備の推進	
2-2-5	歴史・文化を感じさせる地域資源の保全と活用	
2-3-1	地元農産物の減農薬・減化学肥料化の推進と販売促進	
2-3-2	地元農産物の地産地消システムの推進	
2-3-3	市民農園、学童農園等の整備推進及び農業者と消費者との交流の推進	
3-1-1	自動車をできるだけ使わないまちづくりと低公害車の普及啓発	
3-1-2	誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の確保	
3-1-3	交通渋滞の緩和や大気汚染、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量の軽減	
3-1-4	公共交通機関の利用を促進するシステムの構築	
3-2-1	大気環境の簡易測定の普及と情報公開	
3-2-2	騒音・振動・悪臭防止の推進と啓発	
3-2-3	土壌汚染に係る情報公開と健康への被害防止	
3-2-4	光害防止の推進と啓発	
3-3-1	公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及	地球温暖化対策実行計画
3-3-2	河川・水路の水質汚濁防止対策と浄化対策の推進	
3-3-3	健全な水循環を確保するための地下水のかん養や雨水利用の推進	
3-3-4	湧水の保全	
4-1-1	環境管理システムの市自らの実践と、市民監査体制の構築	—
4-1-2	事業者のISO14001認証取得の奨励及び普及啓発の推進	
4-2-1	環境マナーとモラル向上の推進	
4-2-2	環境保全活動への支援と参加の促進	地球温暖化対策実行計画
4-2-3	環境に関する情報の共有・交流の推進	
4-2-4	市・市民・事業者・滞在者の環境保全活動の仕組みづくりとネットワークの構築	
4-3-1	学校などにおける環境教育の推進	
4-3-2	環境教育・環境学習を推進する環境アドバイザーの育成	
4-3-3	市民環境セミナーの推進	地球温暖化対策実行計画
4-4-1	地球環境問題に関する意識の高揚・啓発及び地球環境に配慮した行動の実践	
4-4-2	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )などの温室効果ガスの排出抑制の推進	
4-4-3	地球環境問題を考える環境家計簿の普及啓発	



## 第2部 環境基本計画の進捗状況

### 第1章 個別計画の実施状況

#### 第1節 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市町村は一般廃棄物処理計画の策定を義務付けられています。

市民の方々から排出される様々な家庭ごみの収集・処理、事業者から排出される一般廃棄物の受入処理等について、「流山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源化・適正処理等を進めています。

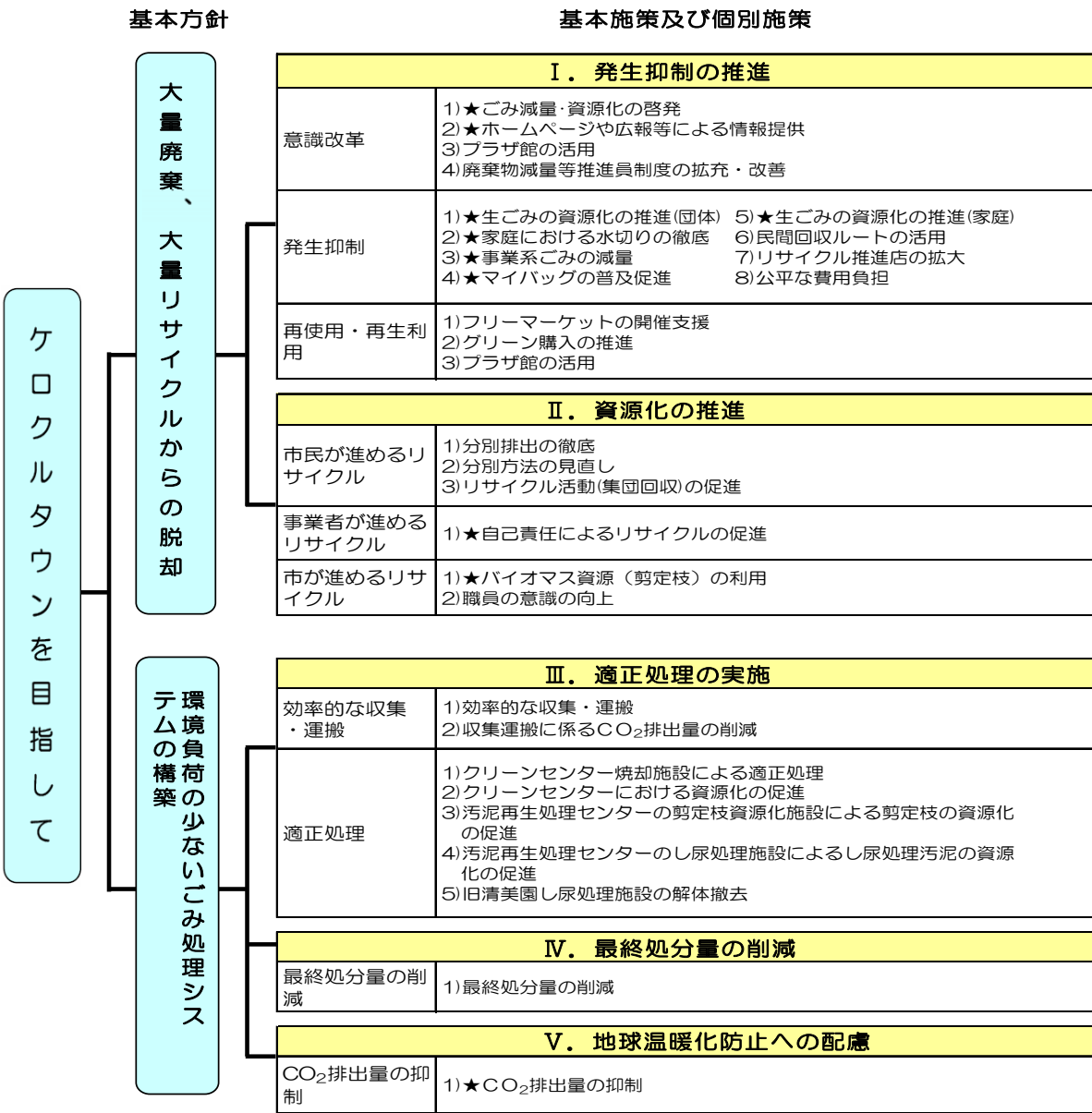


図3 一般廃棄物処理基本計画の施策体系

## 1. 資源物の集団回収への一元化

一般廃棄物処理基本計画に基づき、集団回収に伴う自治会、PTA等によるコミュニティの強化・リサイクル意識の向上等の効果を踏まえ、平成24年度から資源物の集団回収への一元化を図ります。このため、具体的内容の検討・調整、リサイクル団体の育成、集団回収への協力に関する市内全域への説明・周知を進めています。

## 2. レジ袋削減啓発等、ごみの減量・資源化の促進

流山商業協同組合による全市共通のポイントカードシステムの構築に合わせ、レジ袋辞退者へのポイント付与を通じ、レジ袋削減を図ります。また、ごみ減量・資源化の普及啓発、家庭における水切りの徹底、事業系ごみの減量等に取り組んでいます。

## 3. 大型生ごみ処理機設置事業

生ごみ処理機を小・中学校に設置し、生ごみの減量・資源化の推進を図るとともに、ごみが資源に生まれ変わることを実感できる重要な環境教育の手段として役立てています。

## 4. 剪定枝資源化施設運営事業

平成22年度から稼働した「森のまちエコセンター」において、市内で発生する剪定枝を資源化し、みどりのリサイクルを進め、循環型社会の形成を図っています。

森のまちエコセンターでは、市内の庭や公園などから発生する剪定枝を「森のエコ堆肥」やチップにする「みどりのリサイクル」を行っています。

これは、以前は焼却されていた剪定枝が堆肥になって生まれ変わることで、みどりの循環が形成され、焼却時のCO<sub>2</sub>発生量の削減にもつながります。

平成23年4月からは、農業や家庭菜園などに使用できる「森のエコ堆肥」の販売を開始しています。



※平成23年12月現在、放射能対策のため、剪定枝の受け入れは行っていますが、堆肥化、チップ化は中止しています。

## 5. クリーンセンターの安全衛生の確保

クリーンセンター内の労働災害ゼロを目指し、清掃事業場安全衛生委員会による活動を中心に、リスクアセスメントを取り入れた作業標準書の作成を進めるとともに、安全衛生に関する訓練等を着実に進めています。

## 6. クリーンセンターの適切な運転管理と経費削減

クリーンセンターにおいて、毎日発生するごみを安定的に処理するため、また周辺環境に影響を及ぼさないよう、計画的な施設の整備点検、修繕、運転管理に努めています。また、修繕等の発注に当たっては可能な範囲で競争原理を導入するとともに、全国都市清掃会議の積算基準等を参考に見積額等の精査を行い、一層の経費削減に向けた対策を構っています。

## 7. 家庭ごみの収集区分の見直し

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチック類及び資源・有害危険ごみの分別区分の平成24年度見直しに向けて、準備を進め、市民の方々への周知徹底を図っています。

## 8. 一般廃棄物収集等の複数年委託

ごみの収集運搬、リサイクル館の運転管理等の複数年委託事業について、平成23年度で終期を迎えることから、平成24年度以降の適切な業務の実施に向けて準備を進めています。なお、リサイクル館については、施設の運転管理に機器修繕等を加え、施設全体の運営を行う包括的管理運営委託への移行を図っています。

### 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標※を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

#### —環境基本計画における基本的施策—

四者（市、市民、事業者、滞在者）の  
役割に応じた5R運動の実践

環境目標	単位	単年度目標 平成22年	実績
1人1日あたりのごみ発生量	g	972	923



※ 環境目標とは、

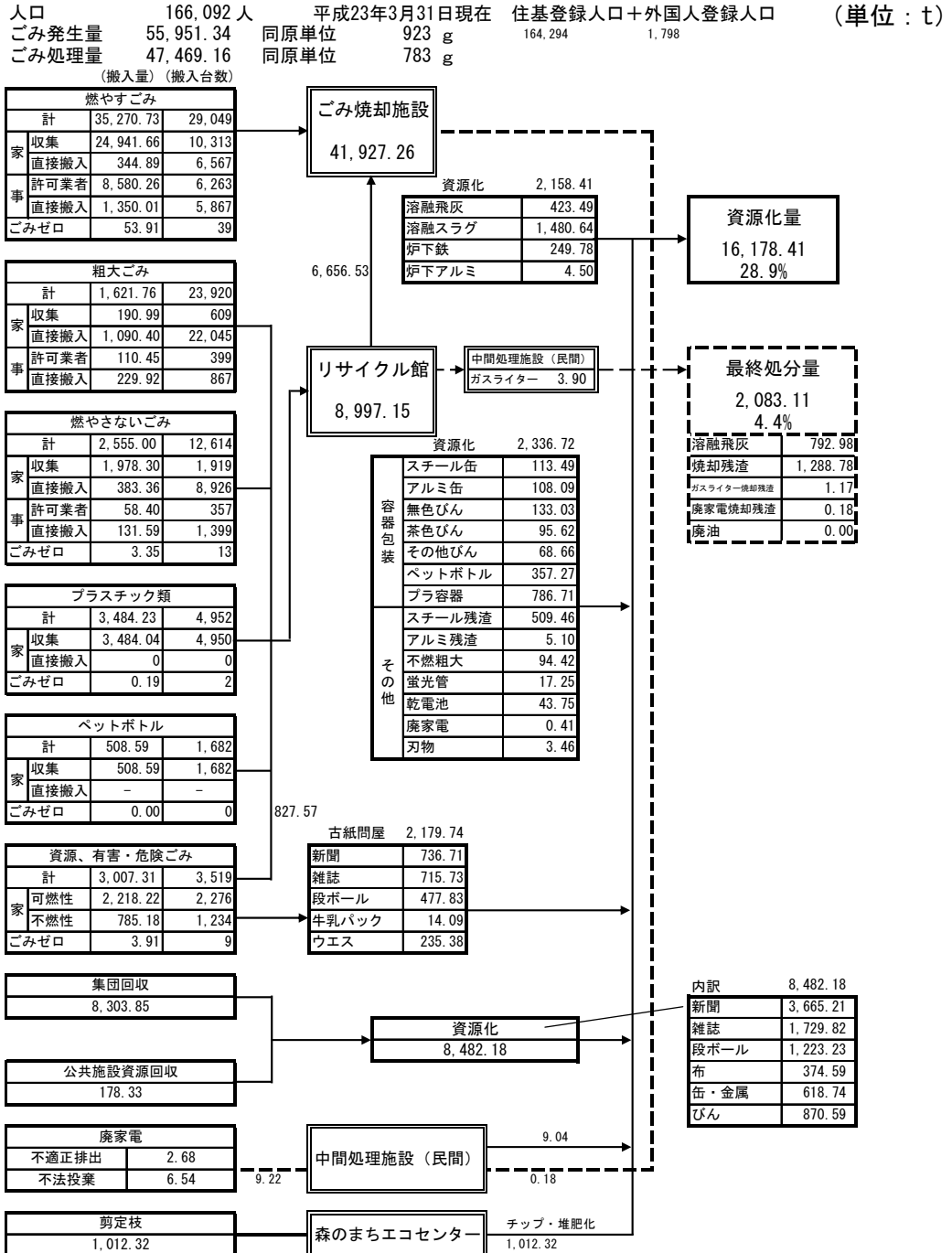
市では、環境配慮行動を促進するための組織体制を構築し、環境保全・創造に向けた施策を積極的に推進しています。そのための管理ツールとして環境省が作成した環境経営システムの認証・登録制度「エコアクション21」の仕組みを活用しています。平成21年3月31日には、「エコアクション21」を市役所本庁舎及びクリーンセンターで取得しました。

エコアクション21では、取組の実効性を高め、継続的改善を図るため、地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標を定めることとなっています。この目標のことを環境目標と呼びます。

## 9. データ編

### (1) ごみ処理量

ごみ処理量は、平成18年度をピークに近年は減少傾向にあります。平成22年度のみ発生量は55,951トン、うちごみ処理量は47,469トンであり、資源化率は、28.9%でした。



- ※ 「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ
- ※ 炉下鉄、炉下アルミ：焼却処理後の鉄及びアルミ
- ※ 容リプラ：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材
- ※ 不燃粗大：リサイクル館で処理できない金属屑及びプラスチック類等
- ※ スチール残渣：刃物類を含む

図 4 平成 22 年度ごみ収集及び処理の状況



表 1 ごみ量の推移

区分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ごみ発生量	t	58,264.65	57,623.20	57,028.79	55,750.29	55,951.34
原単位	g	660.9	637.64	625.2	610.82	603.87
資源化率	%	30.1 %	30.0 %	28.5 %	27.9 %	28.9 %
最終処分量	t	2,281.41	1,897.78	1,755.82	2,135.56	2,092.13
ごみ処理量	t	48,599.80	48,327.77	48,260.38	47,255.83	47,469.16

(2) リサイクル

リサイクルは、地域の集団回収・公共施設資源回収ともに、ごみの発生抑制が進み、平成 18 年度をピークに減少傾向にあります。

表 2 集団回収量の推移

(単位:t)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
紙類	7,630.11	7,351.15	6,885.57	6,539.51	6,618.26
新聞	4,481.89	4,361.32	4,031.11	3,737.51	3,665.21
雑誌	1,970.83	1,837.83	1,722.62	1,660.14	1,729.82
段ボール	1,177.39	1,152.00	1,131.84	1,141.86	1,223.23
布類	352.28	335.44	303.11	336.00	374.59
金属類	619.17	589.50	557.12	584.24	618.74
ビン類	877.38	835.48	846.79	856.86	870.59
合計	9,478.93	9,111.57	8,592.59	8,316.61	8,482.18

※ 端数処理のため合計が一致しないことがある。

表 3 公共施設資源回収量の推移

(単位:t)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
回収量	185.92	183.86	175.82	177.85	178.33

(3) し尿及び浄化槽汚泥

し尿処理及び浄化槽汚泥処理量は、公共下水道の整備とともに減少傾向にあります。

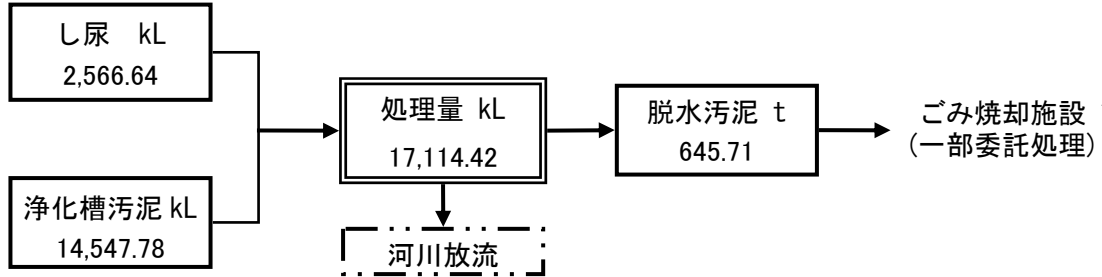


図 5 フローの図

表 4 し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位:kL)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
処理量	20,821.45	20,494.73	19,121.09	19,181.32	17,114.420
し尿	3,797.73	3,208.23	2,964.78	2,893.06	2,566.640
浄化槽汚泥	17,023.72	17,286.50	16,156.31	16,288.26	14,547.780

(4) 廃棄物処理施設

市が有する廃棄物処理施設は次のとおりです。

表 5 流山市の廃棄物処理施設

施設	概要
<b>クリーンセンター</b> ・ごみ焼却施設 建築面積:5,798 m <sup>2</sup> 能力:207t/日 ・リサイクル館 建築面積:5,262 m <sup>2</sup> 能力:53.3t/日	流山市クリーンセンターは、ごみ処理施設、リサイクル館工場棟、プラザ館(啓発棟)の3つの施設からなります。ごみ焼却による残渣等の利用、ごみ焼却余熱利用、雨水の再利用といった環境への配慮を行っています。
<b>森のまちエコセンター</b> ・し尿処理棟 建築面積:792 m <sup>2</sup> 能力:56kl/日 ・剪定枝資源化棟 建築面積:621 m <sup>2</sup> 能力:3t/日	汲み取りのし尿と浄化槽の汚泥を処理する施設及び市内の公共施設や各ご家庭から出た樹木の剪定枝をチップ化して堆肥にする施設です。太陽光発電や処理水、雨水の利用、臭気対策などの環境への配慮を行っています。

## 第2節 地球温暖化対策実行計画

### 1. ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン

市から排出される二酸化炭素を効果的に削減するため、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定により、地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 (にこにこ)プラン」を策定しました。

本計画は、ソフトパワーで目指すこととしていますが、それにはまず、ソフトパワーを引き出すための土台づくりが必要です。そこで、基本施策の一つを「ソフトパワーを引き出す人・組織・仕組づくり」とします。加えて、市民がエネルギー使用量の「見える化」に取り組み、自ら省エネルギー行動を実践できるように促す「ライフスタイルの変革」。事業者に対しては、事業規模の大小に関わらず全ての事業者が環境マネジメントに取り組むことを促す「省エネルギー型事業活動の促進」。低炭素都市の構築に向けて、自動車に頼らないまちをつくる「持続可能な交通システムの構築」。そして、二酸化炭素の吸収源たる森の形成を目指す「都心から一番近い森のまちの形成」とし、これら5つの基本施策に基本的な取組を位置づけています。

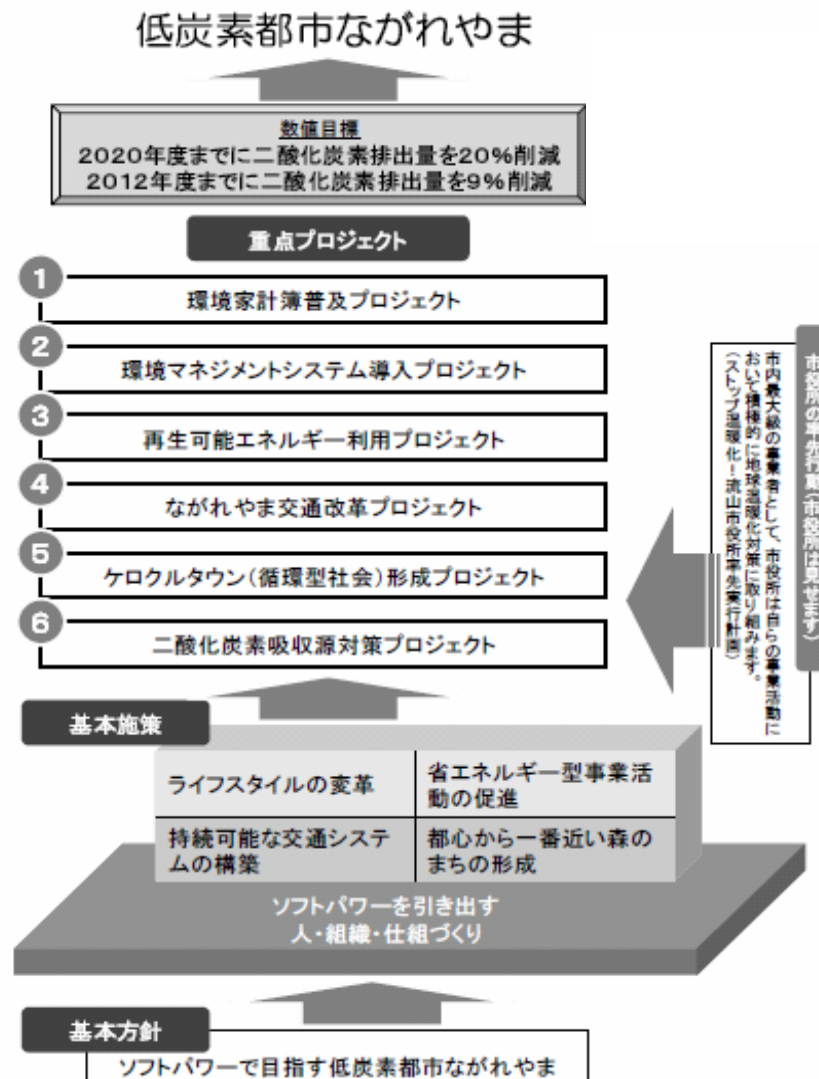


図 6 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プランの施策体系

市域から排出された二酸化炭素排出量は、07年度の658.5千トンに対し、08年度は635.2千トンと約3.5パーセント削減しています。計画の中間目標である12年度に、07年度比9パーセント削減と言う目標に向け順調に推移しています。部門別に見ると、削減率が大きいのは民生業務部門の7.8パーセントと運輸部門の5.6パーセントでした。一方、民生家庭部門と廃棄物部門では1パーセント程度増加しています。

開発が進む本市では、今後も大規模な宅地や商業施設が計画されています。目標を達成するには、特に民生部門の市民・事業者1人1人の排出抑制が必要です。

表 6 流山市域の温室効果ガス排出量の推移

(単位:千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	90年	95年	00年	06年	07年 基準年	08年	
						実績	割合
産業	139.9	151.0	147.2	117.8	123.0	118.8	-3.4%
民生家庭	113.2	141.0	148.9	153.4	186.1	188.1	1.1%
民生業務	79.9	94.5	100.4	120.7	140.9	130.2	-7.6%
運輸	140.2	184.6	200.8	187.5	191.8	181.1	-5.6%
廃棄物他	8.7	10.4	12.5	11.7	16.8	17.0	1.2%
合計	481.9	581.5	609.7	591.0	658.5	635.2	-3.5%

※ 小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。

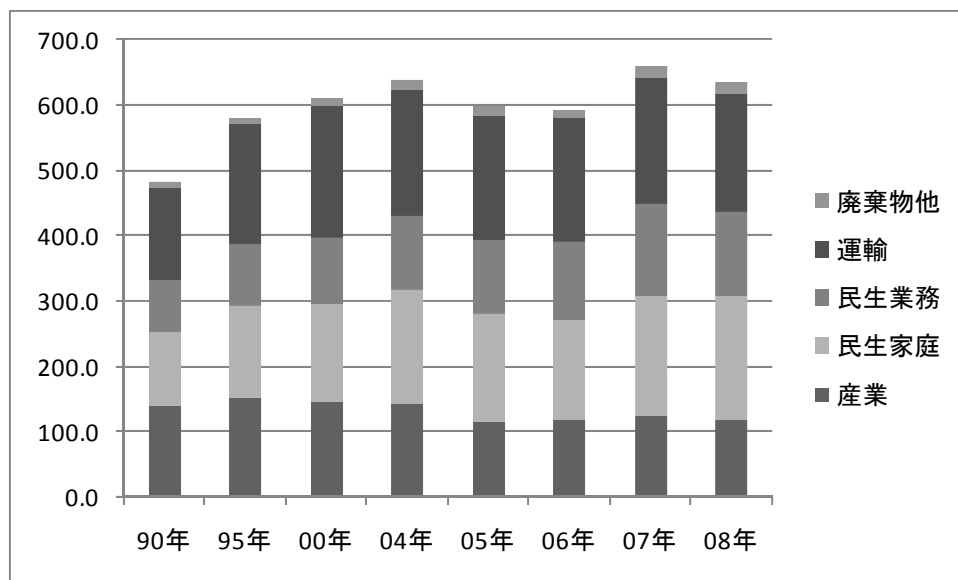


図7 流山市域の温室効果ガス排出量の推移



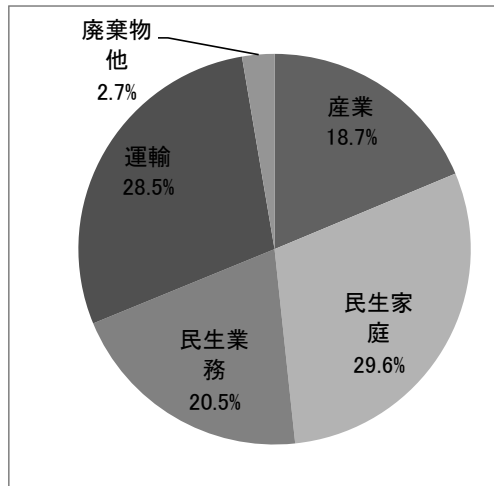


図8 流山市域の温室効果ガス排出量の 08 年度の割合

### 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

#### －環境基本計画における基本的施策－

##### 地球環境問題への意識向上と率先行動

環境目標	単位	2012 年目標	2008 年実績
市域の二酸化炭素排出量削減率	%	▲9	▲3.5



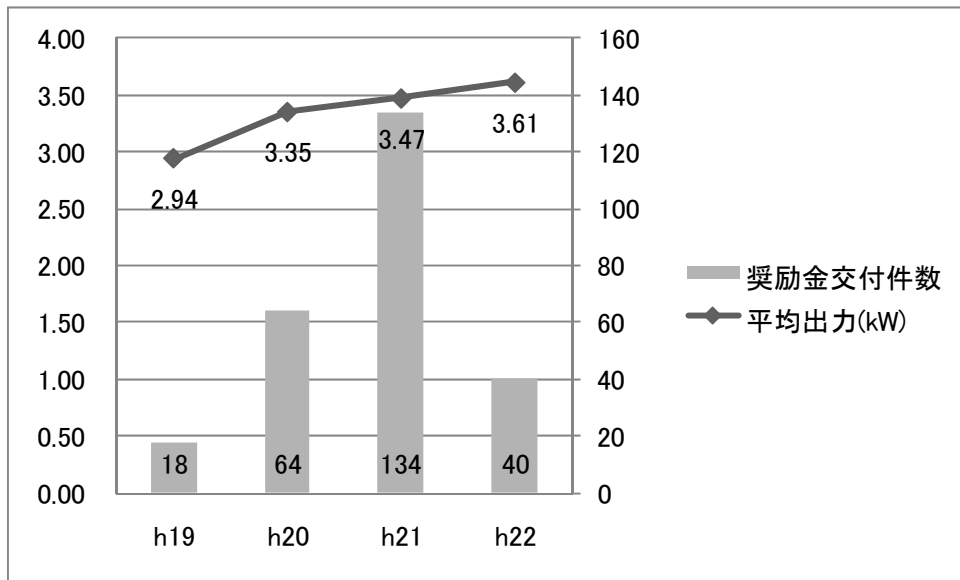
##### 環境管理システムの構築と実践

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
エコアクション21 取得事業所(市内)	事業者	5	5



## 太陽光発電の普及

地球温暖化対策を推進するため、二酸化炭素排出量の削減に効果のある太陽光発電の普及を図ることを目的に、設置した方に奨励金を交付しています。



※ 平成22年度から市内事業者から購入・設置したものに限っている。

## 2. 事業者における環境配慮チェックシートの提出

事業者における環境への取組を促進させるため、流山市開発指導要綱第8条に関連付け、大規模な事業については事前に市に取組内容を届出る、事業者における環境配慮チェックシートを平成18年6月から始めました。

これは、環境基本計画を踏まえた環境に配慮した事業活動を促すもので、平成22年度は33件と前年度から10件増加しました。

表 7 事業者における環境配慮チェックシート提出件数

(単位:件)

種別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
農業系	0	0	0	0	0
住宅系	13	32	17	15	23
製造系	0	0	0	1	0
運輸系	0	0	0	0	0
小売・卸売・飲食・サービス系	6	4	3	3	1
共通(上記以外のもの)	-	4	3	4	9
合計	19	40	23	23	33

### 3. ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画

市役所は多くのエネルギーを使用していることから、市内最大級の事業者として、市民や事業者への波及効果の大きさを踏まえ、より高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行することを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により、平成21年度に地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」を策定しました。

市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量を抑制するための重点取組を定めています。

#### ■重点プロジェクト■

##### 1. 職員の意識の向上・行動の促進

毎月7日を「市役所クールアース・デー」、庁内のエネルギー消費量の「見える化」

##### 2. 環境行動推進員の拡充

日常業務におけるエコオフィス活動の徹底、各課単位の目標設定、推進員のレベルアップ

##### 3. 公用車改革

環境にやさしい自動車、自転車の導入、公用車（自動車）の5%削減、エコドライブの徹底、エコ出張

##### 4. 省エネルギー対策・新エネルギー対策

省エネ法に基づくエネルギー管理の徹底、設備更新時における省エネ設備の導入、庁内に省エネ・新エネ組織の設置、施設の更新・改修時は環境配慮型の施設へ、再生可能エネルギー設備の導入、E S C O事業(省エネ改修等)の検討

##### 5. 緑化の推進

市有施設への緑のカーテンの設置、雨水タンクの設置、小中学校の緑化推進

##### 6. 廃棄物処理施設の適切な運転とごみ減量・資源化の推進

焼却施設の効率的な運転による燃料使用量の抑制、ごみの焼却量の抑制

##### 7. グリーン購入・グリーン契約の推進

グリーン購入の推進、グリーン契約の導入



流山市役所の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は31,811トンでした。基準年度である平成20年度に対し、約1.7パーセント抑制しています。エネルギー起源の排出量の削減が大きく、約8.7パーセント削減できました。

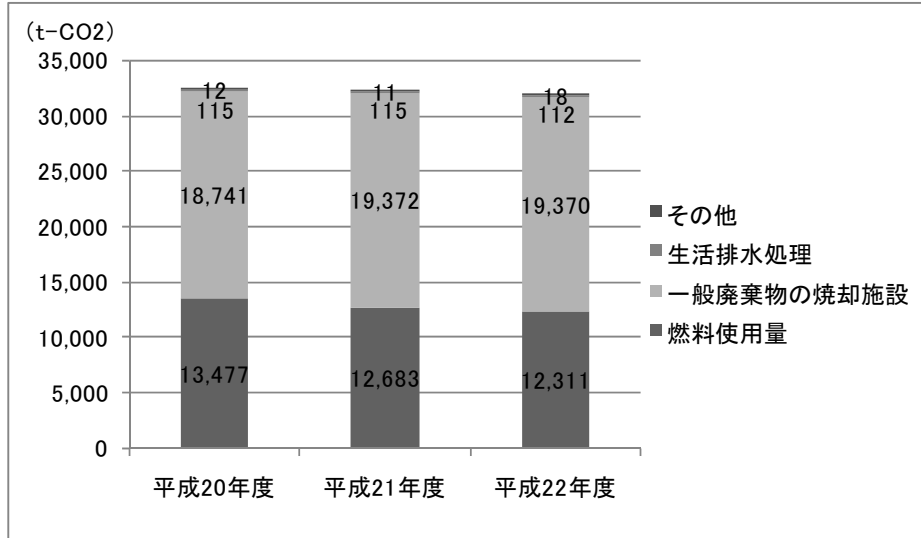


図 9 流山市役所の温室効果ガス排出量の推移

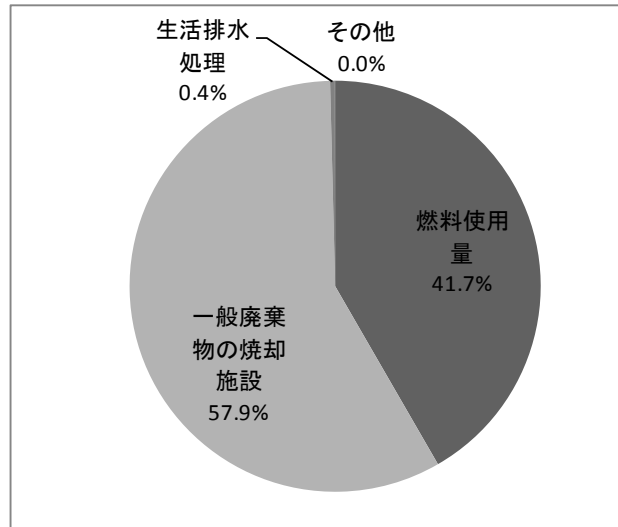


図 10 流山市役所の温室効果ガス排出量の平成 22 年度の割合

表 8 流山市役所の温室効果ガス排出量の推移

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度			
	基準年	実績	実績	基準年比	目標	評価
燃料使用量	13,477	12,683	12,311	-8.7%	—	—
一般廃棄物の焼却施設	18,741	19,372	19,370	3.4%	—	—
生活排水処理	115	115	112	-2.6%	—	—
その他	12	11	18	50.0%	—	—
合計	32,345	32,181	31,811	-1.7%	-2%	△

区分	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	基準年	目標	目標	目標	目標
市役所全体	32,345	基準年比-4%	基準年比-6%	基準年比-8%	基準年比-10%

※ 小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。

※ 一般廃棄物から排出される温室効果ガスについて算定方法に誤りがあったため、過年度の環境白書と排出量が異なります。

(1) エコオフィス活動

各課等のエコオフィス活動は、四半期ごとにチェックシートを用い、環境行動推進員が、確認しています。

また、毎月7日を市役所クールアース・デーと位置づけ、エコ通勤やノー残業に取り組んでいます。

環境マネジメントシステム導入後3年を経過し、エコオフィス活動については職員の環境行動が浸透してきていると言えますが、エコ通勤については対象を普段マイカー通勤している職員を対象としていることから、年間を通して2割弱と中々実績が向上していません。

表 9 エコオフィス活動実施状況

(単位:%)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	前年度比
<b>オフィスでの取組</b>				
昼休み中、業務を行っていない箇所の消灯	98.6	98.9	97.5	-1.4
残業時、業務を行っていない箇所の消灯	98.4	98.8		-1.3
適温励行(冷房 28℃、暖房 20℃)	93.1	94.0	87.3	-6.7
OA機器等不必要時のスイッチオフ	90.9	90.6	94.1	3.5
ノー残業デーの推進	83.7	83.6	90.8	7.2
階段の利用(上り3階、下り4階)	93.8	98.0	95.8	-2.2
両面コピーの徹底	92.1	94.5	93.2	-1.3
作成部数の適正化	94.4	96.2	88.4	-7.3
水を出しっぱなしにしない	98.8	99.7	94.1	-5.6
使用頻度の低い照明は、使用時のみ点灯する	96.6	97.9	96.6	-1.3
離席時にノートパソコンのふたを閉じる	83.5	82.8	78.0	-4.8
クールビズ、ウォームビズの実施	98.3	99.5	94.7	-4.8
使用していない部屋の空調を停止	97.6	99.5	97.3	-2.2
会議などの配布資料を減らす工夫をする	94.8	95.6	83.7	-11.9
<b>移動(通勤時を含む)・出張時での取組</b>				
アイドリングストップの実施	81.2	79.2	85.9	6.7
通勤時のマイカー利用を控える	44.3	34.5	-	-
公共交通機関の利用や相乗りを励行する	56.9	48.6	84.6	36.0
<b>廃棄物発生時での取組</b>				
資源回収ボックスによる分別収集推進	97.4	98.4	85.6	-12.8
不要文書のリサイクル徹底	95.8	97.1	-	-
マイ箸の推進	69.1	67.7	85.2	17.5

表 10 平成22年度市役所クールアース・デーの実績

月	エコ通勤			ノー残業
	対象職員	協力職員	協力割合	協力割合
4月	476	109	22.9%	-
5月	479	102	21.3%	-
6月	457	83	18.2%	-
7月	467	54	11.6%	-
8月	398	64	16.1%	95.8%
9月	471	68	14.4%	88.9%
10月	462	79	17.1%	-
11月	468	76	16.2%	84.0%
12月	467	51	10.9%	79.2%
1月	475	95	20.0%	83.0%
2月	461	79	17.1%	77.8%
3月	463	55	11.9%	73.3%

※ ノー残業は8月からで10月は欠測。

## (2) グリーン購入

庁内でのグリーン購入製品の利用を促進します。

グリーン購入基本方針及びグリーン購入調達計画を策定し、グリーン購入の取組を進めています。平成22年度のグリーン購入の調達割合は、92.9%でした。

表 11 グリーン購入調達率

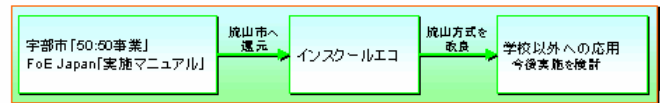
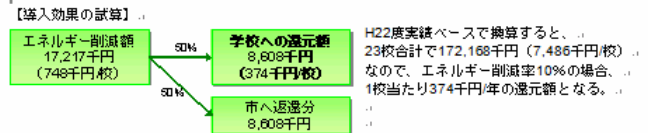
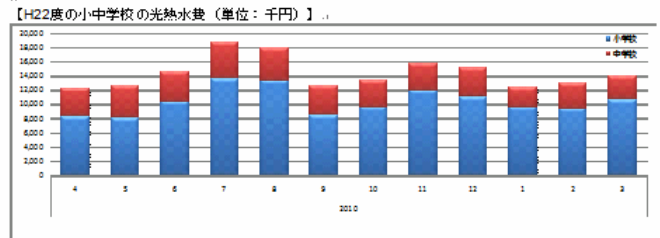
特定調達物品等の調達量	基準を満たさない物品等の調達量	目標	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4,866,348	369,442	100%	80.0%	97.5%	92.9%

## (3) インスクール・エコ

市内の全23校の小中学校で取り組む、設備更新を行わず運営上の努力によって光熱水費を削減した場合、削減相当額の半額を各学校へ還元し、環境学習を中心とした使途に自由に活用できるようにした事業。

いわゆる50:50（フィフティ・フィフティ）と言われる事業で、当該年度に充当できる仕組みとしたことが特徴です。

- 対象エネルギー
  - 燃料等（灯油、液化石油ガス、都市ガスその他これらに類するもの）
  - 電気
  - 水道（水道料金のうち下水道使用料は除く）
- 還元額の使途
  - 児童生徒の環境学習につながるもの
  - 環境負荷の低減ができ、児童の環境学習につながるもの
  - その他管理する上で高い合理性を有するもの
  - 教育委員会が別に定めるもの



## (4) ESCO事業

市では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の最小化や施設効用の最大化を図るファシリティマネジメントを推進しています。

ファシリティマネジメントの推進策として、流山市保健センター及び流山市平日夜間・休日診療所において、ESCO（EnergyServiceCompany）事業を導入することにより、民間の資金とノウハウを活用し、設備等の省エネルギー化改修を行い、環境負荷の低減、ならびに光熱水費の効果的な削減を図っています。

## 公用車に電気自動車を導入 ごみ持ち去りパトロールなどで使用

2010.9.1



市では地球温暖化対策のひとつとして、電気自動車「三菱 i-MiEV(アイミーヴ)」を9月1日に導入しました。電気自動車は排気ガスを一切出さず、地球温暖化に影響するCO<sub>2</sub>排出量は従来型の軽自動車と比べて、約70%削減することができるといわれています。

車両カラーは「都心から一番近い森のまちながれやま」のイメージで、明るいグリーンを全面に配色しました。ボディに配置されたキャッチフレーズは、未来を担う子ども達でも理解しやすいよう「地球に思いやりを！」と平易

な表現にしました。また、地球儀と「eco」の文字、そして市の花・つつじも入れることで、市が地球温暖化に取り組む姿勢を表現しました。

## 近場への移動は自転車で 公用自転車1月21日からスタート

2010.1.21



市役所では、1月21日から移動手段のひとつとして、公用自転車を6台導入しました。導入初日から、マーケティング課の職員が取材に利用するなど6台全てが稼働しました。近距離の移動の場合は、車ではなく自転車を利用することで、環境への負荷を減らすとともに、職員の健康増進にもつながります。近距離であれば、効率性も高いため、市では今後自転車を増やしていく予定です。

## 市役所がエコ通勤優良事業所として認証登録

2010.12.28



12月28日付けで市役所がエコ通勤優良事業所として認証登録されました。エコ通勤優良事業所認定制度とは、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進している事業者、自治体を優良事業所として公共交通利用推進等マネジメント協議会が認証し、登録するとともに、その取組事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ること目的としているものです。



#### 4. データ編

エコアクション21の対象範囲（本庁舎・クリーンセンター）における環境への負荷の状況は、次のとおりです。

市役所事務事業における二酸化炭素排出量は、夏の猛暑による空調使用や3月の東日本大震災の影響による発電機の使用など、エネルギー使用量が増加したことにより、目標は達成したものの、前年度を上回ってしまいました。水道使用量は、同様に空調使用の増加により、基準年度からは増加してしまいました。廃棄物排出量は、平成21年度は庁舎の建て替えにより一時的に増加したものの、ペーパーレス化推進による紙減量とそれによる副次的効果である各職員の意識の高まり等により、基準年度から約2割削減することができました。市役所全体のグリーン購入調達実績は、東日本大震災による緊急的な物品購入等もあり、前年度を下回ってしまいました。

クリーンセンターの二酸化炭素排出量は、施設の効率的な運転に努めた結果、助燃材である灯油の使用量が抑えられた結果、前年度を下回ることができました。ごみ排出量は併設する啓発施設であるリサイクルプラザ・プラザ館の来館者の増加等により、目標を達成できませんでした。また、総排水量は、目標を達成できました。

今後は、節電対策による電気使用量の削減、本格稼働する公共施設保全計画による光熱水費の管理等により、市民サービスを低下させない範囲で省エネルギーに努めていきます。

#### 【二酸化炭素排出量】単位 kg-CO2

区分	20年度	21年度	22年度			
	基準年	実績	実績	基準年比	目標	評価
市役所事務事業	8,759,133	8,399,632	8,532,906	97.4%	98%	○
クリーンセンター	22,755,183	22,918,122	22,367,212	98.3%	98%	△
市役所全体	31,514,316	31,317,754	30,900,118	98.1%	98%	△

※ 電気の排出係数 平成20年度 0.418、21年度 0.384、22年度 0.375

#### 【水道(本庁舎)・廃棄物(本庁舎)・グリーン購入(全庁)】

区分	単位	20年度	21年度	22年度			
		基準年度	実績	実績	基準年比	目標	評価
水道使用量	m <sup>3</sup>	8,068	8,710	9,699	120.2%	98%	×
廃棄物の発生量	kg	40,441	47,276	31,878	78.8%	98%	○
グリーン購入の調達実績	%	80.0%	97.5%	92.9%	—	100%	×

#### 【目標】

項目	目標 ※ 基準年度比			
	23年度	24年度	25年度	26年度
温室効果ガス排出量	96%	94%	92%	90%
水道使用量	96%	94%	92%	90%
廃棄物の発生量	96%	94%	92%	90%
グリーン購入の調達実績	100%	100%	100%	100%

【クリーンセンター】

項目	単位	20年度	21年度	22年度			
		基準年度	実績	実績	基準年比	目標	評価
ごみ排出量	kg	1,333	2,246	1,685	126.4%	98%	×
総排水量	m <sup>3</sup>	65,887	61,931	61,928	94.0%	98%	○

【二酸化炭素排出量の内訳(市役所事務事業)】

項目			活動量	二酸化炭素排出量	排出係数	
			-	kg-CO2	-	
エネルギー消費	購入電力	東京電力	kWh	17,137,622.0	6,426,608	0.375
		その他	kWh	0.0	0	
	化石燃料	灯油	L	108,880.0	271,055	2.49
		重油	L	84,200.0	228,151	2.71
		都市ガス	Nm <sup>3</sup>	493,718.1	1,026,766	2.08
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	-	-
		液化石油ガス(LPG)	kg	85,982.2	257,971	3.00
		ガソリン	L	105,981.5	246,053	2.32
		軽油	L	29,131.3	76,302	2.62
	化石燃料合計			-	2,106,298	
エネルギー消費合計			-	8,532,906		
二酸化炭素合計			-	8,532,906		

【二酸化炭素排出量の内訳(クリーンセンター)】

項目			活動量	二酸化炭素排出量	排出係数	
			-	kg-CO2	-	
エネルギー消費	購入電力	東京電力	kWh	4,504,997.0	1,689,374	0.375
		その他	kWh	0.0	0	
	化石燃料	灯油	L	831,000.0	2,068,761	2.49
		重油	L	0.0	0	2.71
		都市ガス	Nm <sup>3</sup>	0.0	0	2.08
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	-	-
		液化石油ガス(LPG)	kg	3,690.4	11,072	3.00
		ガソリン	L	0.0	0	2.32
		軽油	L	0.0	0	2.62
	化石燃料合計			-	2,079,833	
エネルギー消費合計			-	3,769,207		
廃棄物	廃棄物焼却量	t	6,901	18,598,005	2695	
	廃棄物焼却処理合計			-	18,598,005	
二酸化炭素合計			-	22,367,212		

### 第3節 生物多様性ながれやま戦略

「生物多様性ながれやま戦略」は、生物多様性基本法に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画で平成21年度に策定しました。(図 11)

戦略では、市野谷の森と利根運河を重点地区に定め、生物多様性の保全策を進めるとともに、全市域における施策を進めることで、生態系ネットワークの回復を図ることとしています。

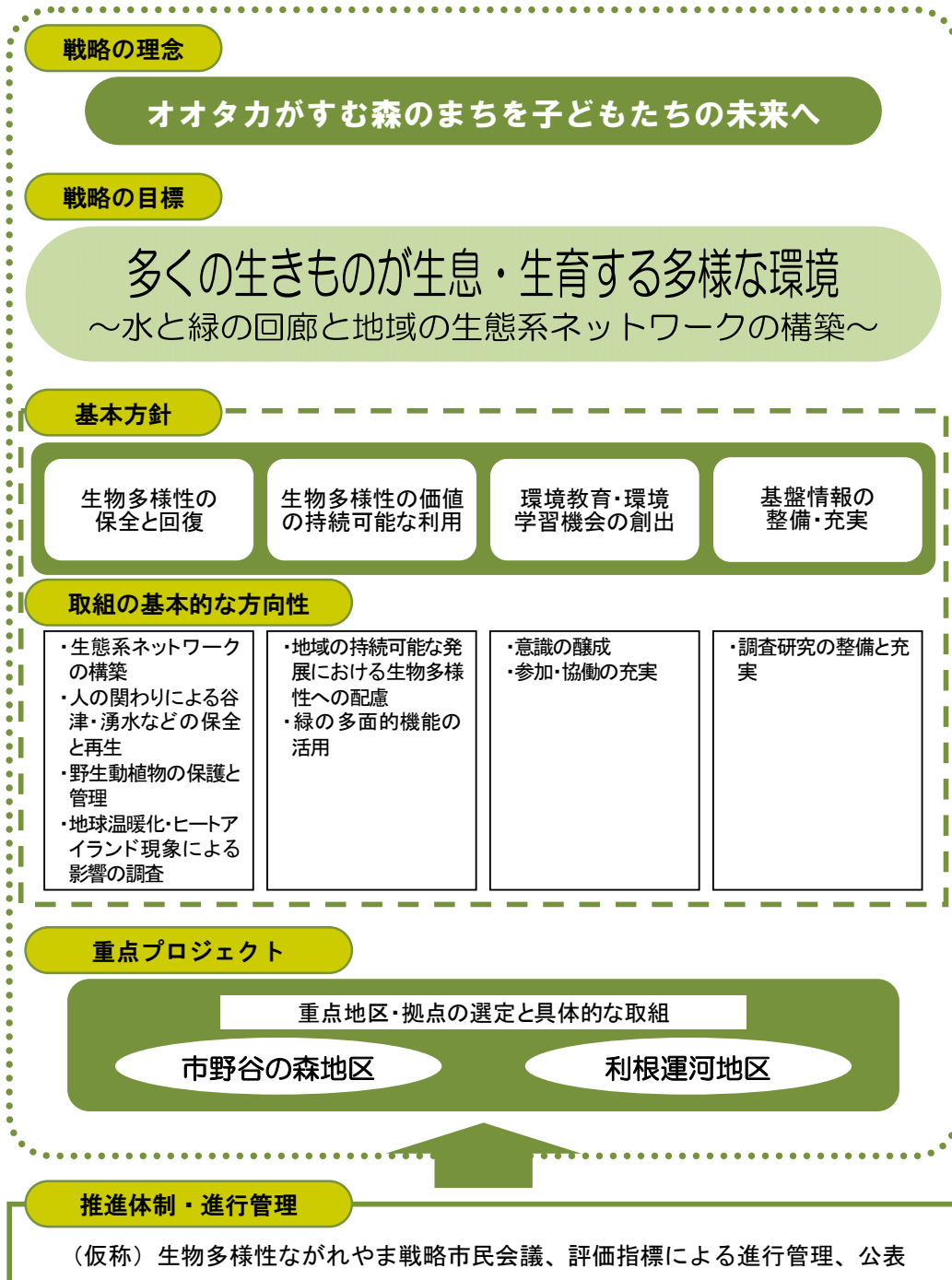


図 11 生物多様性ながれやま戦略の施策体系

## 1. 活動指標の状況

生物多様性地域戦略で定めた活動指標の進捗状況は、次のとおりです。

表 12 生物多様性の保全・回復

基本方針	率先的取組の概要	指標	目標	平成 22 年度の取組
生物多様性の保全・回復	<u>モニタリング調査の実施</u> 生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点においてモニタリング調査を行います。その他の市の生物多様性の保全・回復のために重要な地区・拠点については、市民活動団体等から情報の収集に努め、重点化の検討を行います。	モニタリング調査の実施	重点地区のモニタリング調査を5年以内に完了	平成 23 年度から重点地域内の動植物を把握するため、市民、市民活動団体等との協働でモニタリング調査を実施する予定です。そこで、地域特性やデータの有効性の確保など勘案し、効率的、かつ画一的にモニタリング調査を実施するため、調査種別、調査範囲(期間/位置等)及び調査方法などの基本的事項をまとめた実施マニュアルを作成しました。(植物相・鳥類・チョウ類・メダカ・カヤネズミ・ヘイケボタル・ニホンアカガエル)
生物多様性の価値の持続可能な利用	<u>都市の緑の保全・再生・整備</u> 生物多様性の価値の持続可能な利用を進めるため、多様な生物の生息域となる緑の保全、再生及び整備を進めます。	都市計画区域の緑地確保	平成 31 年度までに 226ha 増加(平成 15 年度比)	平成 22 年度グリーンチェーン認定件数 17 件 緑の現況調査結果 緑被地合計 1,579.5 ha 緑被率 44.8%
環境教育・環境学習機会の創出	<u>生物多様性に関する情報の公開の場の創出</u> 市民環境講座や生物多様性シンポジウムなどの開催により環境教育・学習及び関連情報の公開を推進し、生物多様性の保全・回復に関する市民や事業者の理解を深めます。	生物多様性シンポジウムなどの開催回数	年 1 回以上開催	実施した主なイベント等 グリーンフェスティバル 2010(5 月 4 日) いきものジャパン・サミット(7 月 31 日) ケビンさんとおおたかの森探検(8 月 2 日) 西深井小学校森の創出事業(9 月 27 日) ビオキッズ10(10 月 16 日)
基盤情報の整備・充実	<u>環境学習センターの設置</u> 市の生物多様性に関する情報を集積し、提供します。	環境学習センターの設置	5 年以内に整備	検討中です。

## 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

### －環境基本計画における基本的施策－

江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核とした、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークの構築

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
市内の緑に満足している市民の割合	%	80	79.3



歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりの推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	52	56.4





## 先進自治体が集まり「いきものジャパン・サミット」 市民・学生など 250 人が参加し、サミット宣言も

2010.7.31

7月31日(土)、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を策定している自治体が集まり、連携・交流・ネットワークづくりを目指した「いきものジャパン・サミット～生物多様性地域戦略をすすめる自治体サミット～」を江戸川大学で開催しました。今年は、国際生物多様性年であり、10月には我が国で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されることもあり、それぞれの地域で戦略の策定が進められており、北九州市、高山市、そして流山市の3市による先進的な取組などが発表されました。



## バイオキッズ10

2010.10.16



10月16日(土)、「バイオキッズ10～いきものわいわい流山子ども会議～」を生涯学習センターで開催しました。楽しく遊びながら生物多様性について学んでもらうことを目的としたイベントで、流山北小学校、西深井小学校、東深井小学校の児童による自然環境学習の取り組み発表や、市のイベントではお馴染みのケビン・ショートさん(東京情報大学教授)による講演など、多くの親子連れで賑わいました。

## 第2章 その他の環境関連施策の実施状況

### 第1節 循環型社会をめざすまちづくり（循環）

#### 1. 廃棄物の適正処理の啓発・促進

##### （1）不法投棄対策事業

不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化及び不法投棄された廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全に努めています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
年間 243 日の不法投棄パトロールにより、640 件、63.32 トンの不法投棄を回収しました。	不法投棄は夜間が多いことから、夜間パトロールを強化します。	環境政策課

##### （2）路上喫煙等防止事業

空き缶やタバコのポイ捨てによるごみの散乱や路上喫煙による歩行者の安全を確保するため、啓発活動を行うとともに、パトロールを強化し快適な生活環境を確保しています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
条例を改正し、犬のふんの放置禁止と市内全域がポイ捨ての過料対象とし、14 日間のキャンペーンを行いました。	通勤や帰宅時間帯、犬の散歩の時間帯など対象者に合わせたパトロールを実施し、喫煙者や飼い主のマナー向上を図っていきます。	環境政策課

## 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

### —環境基本計画における基本的施策—

#### 廃棄物の適正処理の啓発・促進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
不法投棄件数	件	580	640



## 2. データ編

### (1) 不法投棄の状況

表 13 不法投棄パトロール実績

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
回収件数	525 件	560 件	531 件	620 件	640 件
回収量	98.73t	85.65t	63.3t	52.8t	63.32t
日数	236 日	246 日	244 日	244 日	243 日

### (2) 不法投棄の状況

表 14 平成 22 年度パソコン関係不法投棄台数

区分	デスクトップ 型パソコン (本体)	ノートブック 型パソコン	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	4種類合計
台数	4 台	1 台	0 台	0 台	5 台

### (3) 家電リサイクルの状況

表 15 平成 22 年度家電不法投棄台数

区分	エアコン	テレビ	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 乾燥機	家電 4品目合計
台数	3 台	99 台	16 台	17 台	135 台

### (4) 雑草管理の状況

表 16 雑草管理状況の推移

年度	草刈依頼		業者委託		自己処理		合計		処理率
	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	
平成 18 年度	251	93,782	118	27,973	65	32,869	183	60,842	64.9%
平成 19 年度	236	90,601	122	27,982	64	33,838	186	61,820	68.2%
平成 20 年度	210	80,619	89	20,413	37	19,562	126	39,975	49.6%
平成 21 年度	232	87,818	103	22,856	102	50,924	205	73,780	84.0%
平成 22 年度	287	63,282	97	19,509	91	22,257	188	41,766	66.0%

(5) ごみゼロ運動の状況

表 17 ごみゼロ運動の実施状況

事業名	実施日	参加団体数	参加人数	収集量(t)
春のごみゼロ運動	平成 22 年 5 月 6 日～6 月 13 日	137	19,640	54.00
秋のごみゼロ運動	平成 22 年 10 月 10 日～12 月 12 日	141	21,646	45.34
江戸川クリーン大作戦	平成 22 年 5 月 30 日	43	1,531	0.42
合計	平成 22 年 5 月 31 日	321	42,817	99.76

(6) 畜犬登録数・動物死体処理

表 18 畜犬登録数の推移

(単位：頭)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
登録件数	8,533	7,921	8,054	8,193	8,226
新規登録	845	839	833	720	447

表 19 動物死体処理数の推移

(単位：体)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般系（有料）	278	309	277	295	279
一般系（無料）	547	510	548	588	572
事業系（有料）	4	6	0	9	14
合計	829	825	825	883	865

#### (4) 路上喫煙・ポイ捨ての防止

「流山市路上喫煙の防止及びポイ捨て防止条例」の一部を改正し、飼い犬のふんの放置禁止を明確にするとともに、ポイ捨てについても過料の対象範囲を市内全域へ拡大し、名称も「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」として、平成22年7月に施行しました。

日常的なパトロールとともに、年間11回のキャンペーンを行い、普及啓発に努めました。

表 20 路上喫煙・ポイ捨て防止の監視指導状況集計表

内容	件数
説明をして分かって条例を理解した人	0
条例の説明をして喫煙場所で喫煙を行った人	213
条例の説明をして携帯灰皿を使用した人	76
条例の説明をしたが、文句を言って携帯灰皿で消した人	2
姿を見て逃げ出した人	2
姿を見て店の中に逃げ込んだ人	0
指導・勧告に従わないで過料を現金で徴収した人	0
指導・勧告に従わないで過料を納付書で徴収した人	0
合計	293



図 12 路上喫煙禁止キャンペーン



## 第2節 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり（共生）

### 1. 農地の保全や有効活用、地元農産物の地産地消の推進

#### （1）遊休水田適正保管理事業

貯水や保水の多面的機能を有する水田農業を維持するため、保管理水田の草刈りに対し奨励金を交付しています。

草刈りによる病害虫の発生防止とポイ捨てや不法投棄犯罪を抑止する効果、さらに水田の良好な景観を保持しています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
遊休水田を健全に管理するとともに、水田が本来保持している湛水機能等の多面的な役割を維持しました。	水稻生産者への支援を充実し、生産意欲を高めることで、保管理水田の増加を抑止します。	農政課

#### （2）地産地消推進事業

流山産の新鮮安全な野菜等の地産地消の促進を図るため、農産物直売所の設置検討や農家が庭先販売を行う支援として「のぼり旗」や、リーフレット等の作成を行い、流山産農産物の地産地消を市民や消費者へ周知を図っています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
直売所設置の検討や、料理レシピ集を作成し地産地消を推進し、市民と生産者相互の理解を深めました。	農産物直売所開設に向けて、直売所参加者や農業関係機関等との意見を集約し、市にあった農産物直売所を模索します。	農政課

## 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

### －環境基本計画における基本的施策－

#### 農地の保全や有効活用、地元農産物の地産地消の推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
遊休農地面積有効 利用割合	%	80	83.0



## 2. データ編

### (1) 都市公園

市内には、都市公園が259箇所、緑地が50箇所あり、合計面積は84.3ヘクタールと、市の総面積の約2.4%を占めています。

表 21 都市公園箇所数及び面積

区分	箇所数	面積 (ha)
公園	259	約 58.8
緑地	50	約 25.5
合計	309	約 84.3

### (2) 市民の森

市では、貴重な樹林を良好な状態で保全し、自然観察や市民の憩いの場となるよう、市が借り上げ、市民の森として整備しています。

平成22年度末現在、17箇所を整備し、その面積は12.5ヘクタールとなっています。

表 22 市民の森箇所数及び面積

名称	所在地
西深井散策の森	西深井 741
運河散策の森	東深井 507-1
東深井散策の森	東深井 179 他
愛宕ふれあいの森	中野久木 287-1 他
西初石ふれあいの森	西初石 4 丁目 1436
三輪野山散策の森	三輪野山 5 丁目 621-1 他
長崎ふれあいの森	長崎 2 丁目 156-1 他
長崎散策の森	長崎 1 丁目 153-1
長崎いこいの森	長崎 2 丁目 44-2 他
野々下ふれあいの森	野々下 3 丁目 75
芝崎小鳥の森	芝崎 251-1 他
松ヶ丘 2 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 681-2
松ヶ丘 3 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 780 他
向小金ふるさとの森	向小金 3 丁目 151-1 他
駒木ふるさとの森	駒木 650-3 他
西初石小鳥の森	西初石 4 丁目 355-1 他
中野久木散策の森	中野久木 562-1 他
箇所数	17
面積	約 12.5ha

### (3) 湧水池

湧水は、古くから人々の生活用水や農業用水として大切に使われてきており、市民の潤いや安らぎの場となっています。市内の代表的な湧水池としては、「西深井」、「前ヶ崎」、「下花輪」があります。

表 23 湧水池

名称	所在地
西深井湧水池	西深井 421-1 他
前ヶ崎湧水池	前ヶ崎 93
下花輪湧水池	下花輪 183

表 24 主な公園等



図 13 主な公園等

### (4) 保存樹木・樹林

保存樹木及び樹林は、147本、約6ヘクタールとなっています。また、斜面樹林保存協定に基づく樹林地は、約8.7ヘクタールとなっています。

#### (5) ふるさと緑の基金

市民の皆さんと市が一体となって緑化事業を推進し、緑豊かな流山を実現するため、「流山市ふるさと緑の基金」を設けています。皆さんから寄せられた寄付と市からの拠出金で運営され、公園の整備や緑化啓発事業などの経費に当てられます。

残高 477,800 千円（平成 22 年度末）

#### (6) グリーンチェーン戦略

流山市グリーンチェーン戦略とは、つくばエクスプレス沿線整備の 4 つの区域内及び市内全域の流山市開発指導等要綱に規定する開発事業で、個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組みを支援し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

認定件数 81 件（平成 22 年度末）

#### (7) 市民農園

市が農地所有者から農地を借り受け、市民向けの農園として開放している市民農園があります。

表 25 市民農園

区分	代表地番
宮園 3 丁目農園	宮園 3-10-1
名都借農園	名都借 908
西初石 3 丁目農園	西初石 3-1465-5
東深井農園	東深井 175-1
西深井農園	西深井字七ノ割 539-1
大畔農園	大畔字西田 188
駒木台農園	駒木台 198-1
箇所数	7 箇所
面積	約 1.24ha

第3節 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）

1. 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築の推進

(1) グリーンバス運行事業

市民の利便性向上のため、グリーンバスの運行を実施し、駅への交通不便地区の解消を図っています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
グリーンバス導入後、一定期間においてサービス水準の向上、利便性の拡大等の事業の評価検証を実施し、事業の見直しを検討しました。平成 22 年度は延べ 649,223 人が利用しました。	導入効果、事業収支状況から評価検証し、見直しも含め、利用者を増加させる方策を検討します。	都市計画課

(2) 高齢者等市内移動支援バス事業

市内の事業所等の協力のもと送迎バスの空席を活用し高齢者の移動を支援しています。

高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、高齢者の交通事故の抑制及び CO<sub>2</sub> 排出量削減を図っています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
ルートの拡大及び他事業協力事業者の獲得に努め、平成 22 年度は新たに江陽台病院の協力を得て、1 ルート拡充しました。	ルートの拡大及び他事業協力事業者の獲得に努めます。	高齢者生きがい推進課

**環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）**

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

—環境基本計画における基本的施策—

安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築の推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
グリーンバス利用者数	万人	61	65.0





## 2. 生活環境や健康に関する環境情報の積極的公開、それに係る対策の推進

### (1) 常磐道環境保全対策事業

常磐自動車道の環境測定及び環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全を図ります。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
月1回常磐道環境委員会を開催し、大気・騒音等のデータを公表し、意見をいただきながら常磐道周辺の住環境を保全していきます。	常磐道環境監視施設管理基金を有効に活用して老朽化した測定機器を順次交換していきます。	環境政策課

### (2) 大気保全対策事業

大気の常時監視を実施することにより、良好な市民の生活環境の確保に寄与します。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
平和台測定局内の大気中窒素酸化物(Nox)測定装置の老朽化に伴い、更新し、正常なデータの確保に努めました。	データを千葉県に直接送付できるように県に交渉していきます。	環境政策課

### (3) 騒音・振動対策事業

市内主要道路の騒音、振動を測定することにより、道路改良の目安として道路管理者に助言し、良好な生活環境の確保を図ります。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
市内主要道路の騒音・振動について測定調査を行いました。また、建物解体による騒音・振動に関する苦情については、適宜対応しました。	住宅地における再開発に伴う解体・建設時の騒音・振動の苦情が増えていることから、引き続き特定建設作業届出書提出時において現場責任者に対する指導を強化します。	環境政策課

## ● 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

### －環境基本計画における基本的施策－

生活環境や健康に関する環境情報の積極的公開、  
それに係る対策の推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
生活環境に関する苦情等の処理率	%	79	82.0

### 3. 水環境を保全するための総合的対策の推進

#### (1) 江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業

下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全しています。整備区域として、東深井・江戸川台西 3 丁目・西初石 2、4 丁目・平和台 4 丁目・野々下 3、5 丁目・名都借・松ヶ丘 4 丁目・西松ヶ丘 1 丁目・向小金 1、2 丁目地先を順次整備拡大を図っています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
江戸川左岸流域下水道区域内の公共下水道の整備促進を図りました。	江戸川左岸流域各処理分区整備対象区域内の公共下水道の効率的整備を実施します。	下水道建設課

#### (2) 手賀沼流域関連公共下水道整備事業

下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全しています。整備区域として、東初石 3 丁目・駒木地先等を順次整備拡大を図っています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
手賀沼流域下水道区域内の公共下水道の整備促進を図りました。	手賀沼流域各処理分区内整備対象区域内の公共下水道の污水管整備を促進します。	下水道建設課

### 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

#### —環境基本計画における基本的施策—

#### 水環境を保全するための総合的対策の推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
公共下水道普及率	%	75.5	73.3



### (3) 水質保全対策事業

水質保全対策として公共用水域の水質管理を行い、河川等の浄化がなされることにより清潔で安全な生活環境に寄与しています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
公共用水域の水質測定を実施するとともに、合併処理浄化槽の普及に努め、河川の水質浄化を進めました。	利根運河地域の住宅について、単独浄化槽から小型合併浄化槽への転換を促進し、水質浄化を図っていきます。	環境政策課

### (4) 家庭用小型合併処理浄化槽補助事業

公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業計画区域以外の区域又は公共下水道の整備が7年以上見込まれない地区で合併処理浄化槽を設置する市民に対し、経費の一部に補助金を交付しています。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、補助金制度を設け、普及啓発に努めました。	汲み取りや単独浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換の啓発を引き続き実施します。	環境政策課

#### 4. データ編

##### (1) 大気環境

市では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内5つすべての測定局で監視し、若葉台測定局では一酸化炭素、平和台測定局では二酸化硫黄とオキシダントを監視しています。

過去5年間の測定結果は以下に示すとおりです。

二酸化硫黄と二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも横ばいか減少の傾向にあります。

平成22年度は、市内で監視している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質のいずれも環境基準を達成しています。

表 26 大気測定局

測定局名	区分／所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	騒音
平和台	一般測定局 流山市平和台 1-3-14	○	○		○	○	○	○	○	
若葉台	自動車排出ガス測定局 流山市西初石 2-38-15		○	○		○		○		○
西初石	自動車排出ガス測定局 流山市西初石 2-912-4		○			○				○
東初石	自動車排出ガス測定局 流山市東初石 1-102-4		○			○				○
青田	自動車排出ガス測定局 流山市青田 54-4		○			○				○

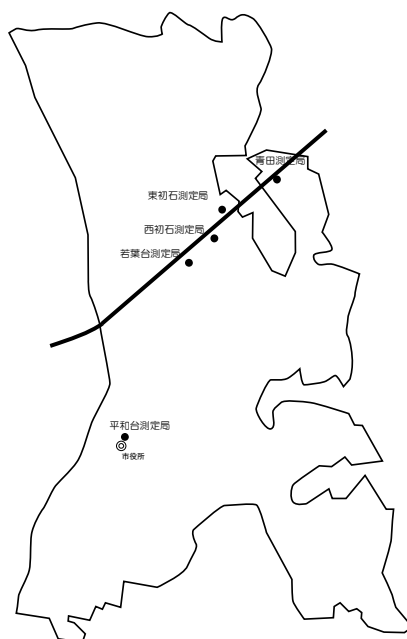


図 14 大気質測定地点

① 二酸化硫黄

表 27 平成 22 年度二酸化硫黄月間値測定結果(平和台測定局)

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
測定時間	時間	715	742	717	742	741	718	741	718	741	742	670	734	8,721
月平均値	ppm	0.0012	0.0018	0.0021	0.0021	0.0026	0.0014	0.0009	0.0013	0.0012	0.0011	0.0016	0.0012	0.0015
1時間値の最高値	ppm	0.0070	0.0100	0.0180	0.0190	0.0170	0.0090	0.0050	0.0080	0.0080	0.0100	0.0080	0.0070	0.0190
日平均値の最高値	ppm	0.0020	0.0040	0.0050	0.0040	0.0070	0.0030	0.0020	0.0030	0.0030	0.0020	0.0040	0.0030	0.0070

表 28 二酸化硫黄の日平均の2%除外値の推移

(単位:ppm)

測定局	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
平和台	0.008	0.008	0.007	0.007	0.004
環境基準との比較	○	○	○	○	○

二酸化硫黄環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

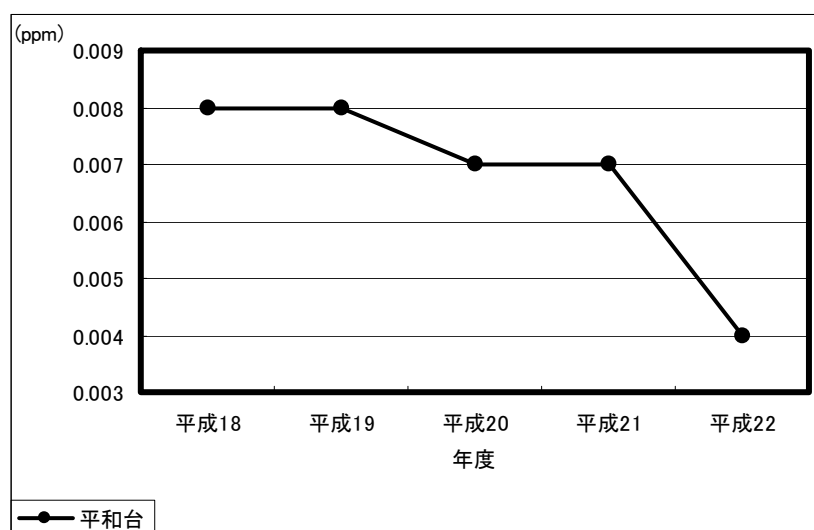


図 15 大気質の推移(二酸化硫黄)

② 二酸化窒素

表 29 平成 22 年度二酸化窒素年間測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%	98%評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
若葉台	365	8,717	0.0159	0.0620	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
西初石	365	8,715	0.0204	0.0730	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	3.0	0.041	0
東初石	365	8,717	0.0155	0.0640	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.036	0
青田	364	8,706	0.0193	0.0670	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.037	0
平和台	364	8,690	0.0199	0.0740	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.6	0.039	0

※ 年間98%値とは、年間の1日平均値のうち低い方から98%目に相当するものをいいます。

表 30 二酸化窒素の1日平均値の98%値

(単位:ppm)

測定局	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較	
若葉台	○	0.035	○	0.034	○	0.033	○	0.036	○	0.033
西初石	×	0.042	×	0.041	○	0.033	×	0.043	×	0.041
東初石	○	0.039	○	0.040	○	0.033	○	0.038	○	0.036
青田	○	0.037	○	0.039	○	0.034	○	0.039	○	0.037
平和台	×	0.042	×	0.044	○	0.040	○	0.038	○	0.039

二酸化窒素環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。  
二酸化窒素千葉県環境目標値:日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

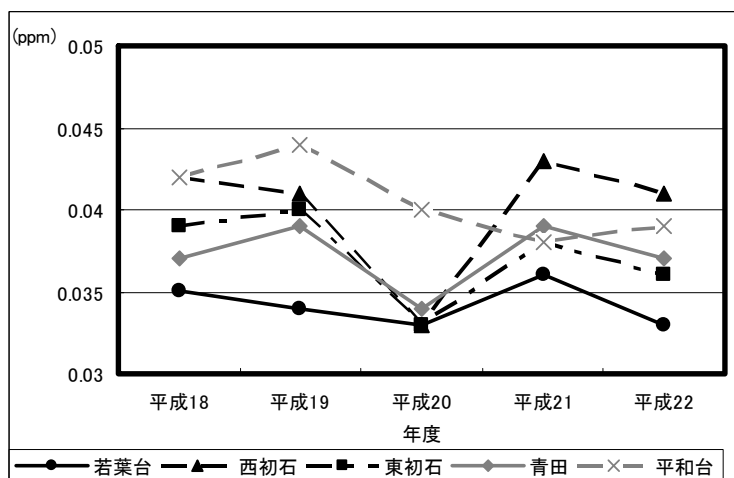


図 16 大気質の推移(二酸化窒素)



③ 浮遊粒子状物質

表 31 浮遊粒子状物質年間測定結果(平成 22 年度)

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を越えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を越えた日数
	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有・無	日
若葉台	359	8,601	0.021	0	0.00	0	0.00	0.134	0.055	無	0
西初石	364	8,699	0.020	0	0.00	0	0.00	0.151	0.053	無	0
東初石	362	8,613	0.021	1	0.00	0	0.00	0.205	0.052	無	0
青田	363	8,689	0.023	0	0.00	0	0.00	0.183	0.060	無	0
平和台	364	8,736	0.024	0	0.00	0	0.00	0.151	0.060	無	0

表 32 浮遊粒子状物質の日平均の2%除外値

(単位:mg/m<sup>3</sup>)

測定局	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較		環境基準との比較	
若葉台	○	0.086	○	0.074	○	0.056	○	0.047	○	0.055
西初石	○	0.084	○	0.063	○	0.062	○	0.050	○	0.053
東初石	○	0.077	○	0.071	○	0.059	○	0.050	○	0.052
青田	○	0.085	○	0.074	○	0.063	○	0.053	○	0.060
平和台	○	0.075	○	0.071	○	0.065	○	0.056	○	0.060

浮遊粒子状物質環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

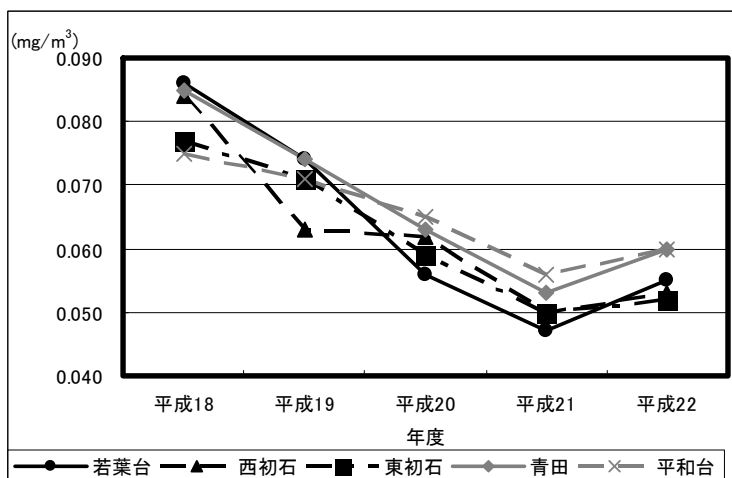


図 17 大気質の推移(浮遊粒子状物質)

④ 光化学スモッグ

平成22年度の光化学スモッグ注意報は、5月～9月に10回発令されました。なお、市では、光化学スモッグによる被害の申出者はありませんでした。

表 33 平成22年度光化学スモッグ注意報発令状況

発令年月日	区分	発令時間	(参考)最高濃度(流山市)
平成22年 5月 5日(水)	注意報	15:50～17:10	0.123ppm(15時)
平成22年 6月 25日(金)	注意報	14:20～17:20	0.174ppm(14時)
平成22年 7月 20日(火)	注意報	15:20～18:20	0.144ppm(16時)
平成22年 7月 21日(水)	注意報	16:20～17:20	0.182ppm(15時)
平成22年 7月 22日(木)	注意報	12:20～17:20	0.159ppm(13時)
平成22年 7月 23日(金)	注意報	15:20～18:20	0.187ppm(15時)
平成22年 7月 24日(土)	注意報	14:20～19:10	0.188ppm(15時)
平成22年 8月 16日(月)	注意報	16:20～18:30	0.199ppm(15時)
平成22年 9月 21日(火)	注意報	16:20～18:20	0.203ppm(16時)
平成22年 9月 22日(水)	注意報	13:30～15:30	0.156ppm(14時)

表 34 平成22年度光化学スモッグ注意報発令状況

年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
注意報発令回数	5	5	3	1	10

⑤ 光化学オキシダント

表 35 光化学オキシダント環境基準超過時間・日数

測定局	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
平和台	日	54	51	58	58	70
	時間	230	218	221	249	304
環境基準との比較		×	×	×	×	×
瞬間達成率		95.8	96.0	95.8	95.4	94.4

備考) 時間達成率 = (昼間の環境基準達成時間 / 昼間の測定時間) × 100 (%)

光化学オキシダント環境基準値: 1時間値が0.06ppm以下であること。

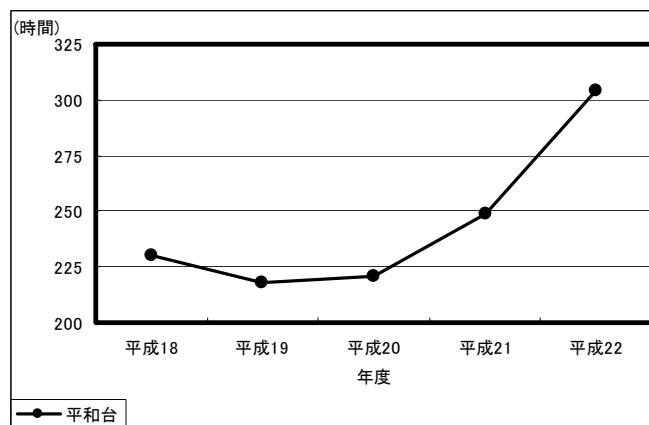


図 18 大気質の推移(光化学オキシダント)

⑥ 一酸化炭素

表 36 一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位：ppm)

測定局	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
若葉台	0.9	1.0	0.6	0.5	0.7
環境基準との比較	○	○	○	○	○

一酸化炭素環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

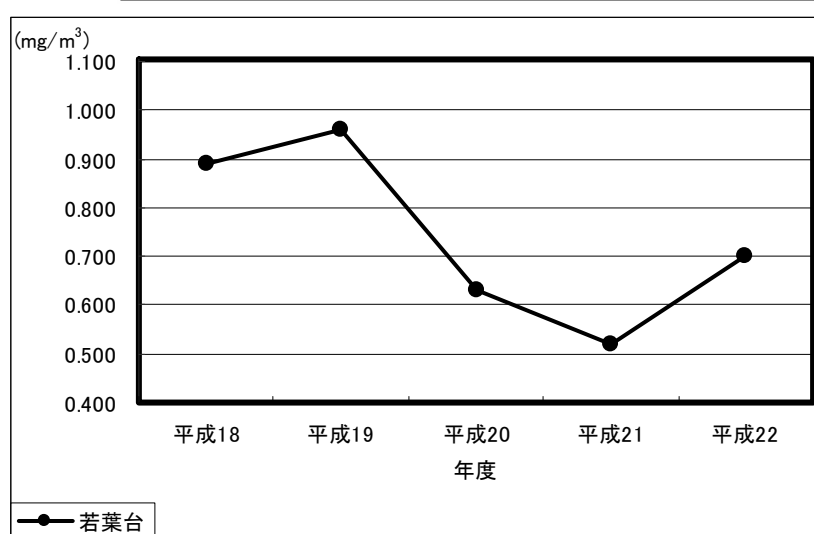


図 19 大気質の推移(一酸化炭素)

(2) 放射線量

① 大気環境中

表 37 大気環境中の放射性物質の測定結果の平均値

(マイクロシーベルト/時)

測定場所		平成 21 年度	平成 23 年 3 月
県環境研究センター	市原市岩崎西 1-8-8	0.022~0.044	0.061

備考) 平成 21 年度 : 大気環境・上水・降下物の放射線量等の測定結果 (第 820 報) 千葉県

平成 23 年 3 月 : 県環境研究センターにおけるモニタリングポストによる大気環境中の放射線量率の測定結果(平成 23 年 3 月) 千葉県

② 水道水

表 38 平成22年度水道水中の放射線量の測定結果

(単位:ベクレル/kg)

区分	北千葉広域水道企業団(浄水)					東京都水道局(浄水)		
	放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	測定結果 判明日	対応	金町浄水場 放射性 ヨウ素 131	判定結果 発表	備考
3/21 (月)	※)不検出	※)不検出	※)不検出	持込:3/28 判明:3/29	※)八千代市か らの測定結果 の報告を受け、急遽測定	—	—	
3/22 (火)	※)336	※)7.98	※)7.03			210	3/23	
3/23 (水)	110	不検出	不検出	3/25	乳児に限って 摂取を控える よう要請 (15:50~)	190	3/23	乳児に限っ て摂取を控 えるよう要請 (14:00~)
3/24 (木)	—	—	—	—	↓	79	当日	上記の解除 (~18:30)
3/25 (金)	33	不検出	不検出	3/26	↓	51	当日	
3/26 (土)	14	不検出	不検出	3/27	上記の解除 (~20:45)	34	当日	
3/27 (日)	—	—	—	—		不検出	当日	
3/28 (月)	不検出	不検出	不検出	3/29		不検出	当日	
3/29 (火)	不検出	不検出	不検出	3/30		不検出	当日	
3/30 (水)	不検出	不検出	不検出	3/31	降雨への対応 (23:00~ 4:00)	不検出	当日	
3/31 (木)	不検出	不検出	不検出	4/1		不検出	当日	

出典:北千葉広域水道企業団

### (3) 水環境

市では、市内河川や水路の15地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、表6-29に示したBOD（生物化学的酸素要求量）の他に、pH、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など11項目について行っています。BODは、河川等の有機質による汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。

平成22年度は、利根運河においてDO（溶存酸素）、BOD（生物化学的酸素要求量）及び大腸菌群数が基準を超過していました。

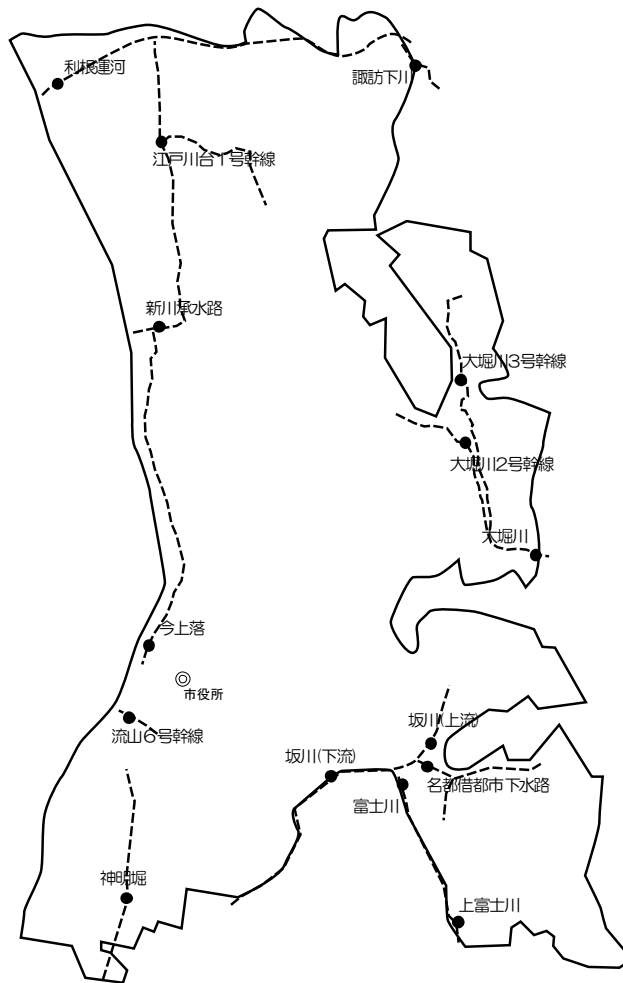


図 20 水質測定地点

① 河川等の水質状況

表 39 平成 22 年度水質測定結果

区分	河川	坂川(下流)	坂川(上流) (E)	富士川	上富士川	名都借都市 下水路	神明堀	今上落	新川承水路	江戸川1号 幹線	利根運河 (B)	諏訪下川	大堀川(D)	大堀川2号 幹線	大堀川3号 幹線	流山6号幹 線
	採取地点	幸田橋	富士見橋	富士川3号 橋	砂尾 架道橋	前ヶ崎橋	流山地先	富士橋	赤坂橋	真和団地	深井 新田橋	大橋	駒木 5号橋	美田 団地先	駒木台 地先	流山5丁目 地先
	年間測定回 数	4回														
pH	測定値	7.7	7.8	7.7	7.9	7.5	8.2	7.7	7.4	7.3	7.6	7.6	7.5	7.4	7.4	7.7
	環境基準	6.0~8.5	6.0~8.5								6.5~8.5		6.0~8.5			
DO (mg/ℓ)	測定値	8.7	8.7	8.5	9.5	8.1	9.7	7.6	7.0	5.5	5.7	6.9	7.9	5.7	6.4	7.5
	環境基準	2mg/ℓ以上	2mg/ℓ以上								5mg/ℓ以上		2mg/ℓ以上			
BOD (mg/ℓ)	測定値	2.4 (2.7)	2.0 (1.8)	1.4 (1.6)	3.6 (3.8)	9.8 (10.6)	2.5 (3.0)	3.1 (3.5)	6.0 (6.9)	9.9 (10.5)	10.1 (10.6)	4.7 (4.9)	5.1 (4.0)	4.6 (4.7)	3.2 (2.4)	3.6 (3.6)
	環境基準	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下								3mg/ℓ以下		8mg/ℓ以下			
COD (mg/ℓ)	測定値	3.6	3.6	3.7	4.6	9.6	5.1	5.2	6.0	10.0	8.6	5.5	6.3	4.9	5.7	3.8
SS (mg/ℓ)	測定値	7	4	5	7	12	5	13	3	3	17	9	20	4	8	2
	環境基準	ゴミ等の浮遊が認められないこと	ゴミ等の浮遊が認められないこと								25mg/ℓ以下		100mg/ℓ以下			
大腸菌群数 (MPN/100 mℓ)	測定値	2300~ 23000	1700~ 24000	1700~ 24000	3500~ 24000	17000 ~ 920000	4900~ 13000	4600~ 22000	17000 ~ 92000	22000 ~ 130000	490~ 230000	7900~ 130000	11000 ~ 24000	13000 ~ 92000	20~ 28000	0~ 490
	環境基準										5,000MPN/ 100mg/ℓ 以下					
n-ヘキサン 抽出 物質(mg/ℓ)	測定値	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
全窒素 (mg/ℓ)	測定値	3.2	3.0	5.5	5.9	8.9	2.4	5.2	11.2	12.5	6.5	5.5	5.3	4.6	9.1	2.2
全リン (mg/ℓ)	測定値	0.26	0.26	1.01	0.38	1.14	0.33	0.30	0.74	1.13	0.54	0.69	0.48	0.51	1.12	0.24
アンモニア 態窒素(mg/ ℓ)	測定値	0.37	0.56	0.09	0.48	2.86	0.52	0.39	1.37	2.61	0.63	0.59	0.34	1.57	0.16	0.21
MBAS (mg/ℓ)	測定値	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	不検出	0.05	0.08	0.14	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

表 40 河川の水質状況(pH)

河川名	地点名	pH年間					環境 基準	類型
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
坂川(下流)	幸田橋	7.8	7.6	7.6	7.6	7.7	6.0~8.5	E
坂川(上流)	富士見橋	7.7	7.6	7.8	7.7	7.8	6.0~8.5	E
富士川	富士川3号橋	7.8	7.7	7.9	7.8	7.7		
上富士川	砂尾架道橋	7.9	7.8	7.9	7.9	7.9		
名都借都市 下水路	前ヶ崎橋	7.8	7.7	7.6	7.8	7.5		
神明堀	流山地先	7.9	8.5	8.6	9	8.2		
今上落	富士橋	7.8	7.8	7.7	7.8	7.7		
新川承水路	赤坂橋	7.6	7.7	7.5	7.5	7.4	6.0~8.5	
江戸川台1号 幹線	真和団地	7.5	7.5	7.3	7.7	7.3		
利根運河	深井新田橋	7.6	7.7	7.6	7.6	7.6		B
諏訪下川	大橋	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6		
大堀川	駒木5号橋	7.7	7.7	7.5	7.6	7.5	6.0~8.5	D
大堀川2号幹 線	美田団地地先	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4		
大堀川3号幹 線	駒木台地先	7.5	7.5	7.2	7.8	7.4		
流山6号幹線	流山5丁目地 先	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から75%目に相当する日平均値をいいます。



表 41 河川の水質状況(BOD)

(単位:mg/ℓ)

河川名	地点名	BOD年間 75%値					環境基準	類型
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度		
坂川(下流)	幸田橋	2.8	2.9	2.5	1.5	2.7	10	E
坂川(上流)	富士見橋	3.8	5.1	4.9	3	1.8	10	E
富士川	富士川 3 号橋	3.1	2.6	1.8	1.6	1.6		
上富士川	砂尾架道橋	7.7	7	3.7	2.9	3.8		
名 都 借 都 市 下水路	前ヶ崎橋	19.1	16	9.2	8.4	10.6		
神明堀	流山地先	6.1	7.2	2.8	2.5	3.0		
今上落	富士橋	4.2	6.2	4.4	2.7	3.5		
新川承水路	赤坂橋	5.3	4.6	4	26.8	6.9		
江戸川台 1 号 幹線	真和団地	27.5	23.8	15.5	2.8	10.5		
利根運河	深井新田橋	8.6	5.9	3.7	7.2	10.6	3	B
諏訪下川	大橋	5.5	5.2	2.8	4.4	4.9		
大堀川	駒木 5 号橋	4.6	8.6	5.6	6.1	4.0	8	D
大堀川 2 号幹 線	美田団地地先	11.3	8.9	5.1	6.1	4.7		
大堀川 3 号幹 線	駒木台地先	10.5	12	4.3	5.6	2.4		
流山 6 号幹線	流山 5 丁目地 先	4.3	5.2	4.9	5.6	3.6		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から 75%目に相当する日平均値をいいます。

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

表 42 河川の水質状況(SS)

(単位:mg/ℓ)

河川名	地点名	SS 年間					環境基準	類型
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度		
坂川(下流)	幸田橋	9	8	5	13	7	ごみ等の浮遊物がみと められないこと	E
坂川(上流)	富士見橋	10	26	8	8	4	ごみ等の浮遊物がみと められないこと	E
富士川	富士川 3 号橋	6	8	4	9	5		
上富士川	砂尾架道橋	6	7	4	5	7		
名 都 借 都 市 下水路	前ヶ崎橋	9	5	5	4	12		
神明堀	流山地先	5	7	4	10	5		
今上落	富士橋	16	18	9	11	13		
新川承水路	赤坂橋	3	14	7	14	3		
江戸川台 1 号 幹線	真和団地	9	14	8	6	3		
利根運河	深井新田橋	19	19	9	24	17	25 mg/ℓ以下	B
諏訪下川	大橋	1	15	5	14	9		
大堀川	駒木 5 号橋	10	37	17	17	20	100 mg/ℓ以下	D
大堀川 2 号幹 線	美田団地地先	3	4	5	11	4		
大堀川 3 号幹 線	駒木台地先	3	11	4	7	8		
流山 6 号幹線	流山 5 丁目地 先	3	7	6	4	2		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から 75%目に相当する日平均値をいいます。

表 43 河川の水質状況(DO)

(単位:mg/ℓ)

河川名	地点名	DO年間					環境基準	類型
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度		
坂川(下流)	幸田橋	7.9	8.8	9.2	10.2	8.7	2mg/ℓ以下	E
坂川(上流)	富士見橋	8.6	9	9	3.8	8.7	2mg/ℓ以下	E
富士川	富士川 3 号橋	7.5	9	9.2	7.2	8.5		
上富士川	砂尾架道橋	6.9	8.2	8.4	7.2	9.5		
名都借都市 下水路	前ヶ崎橋	5.3	6.8	7.1	7	8.1		
神明堀	流山地先	4.8	8.4	10.1	9	9.7		
今上落	富士橋	6.1	6.6	7	6.8	7.6		
新川承水路	赤坂橋	3.5	5.2	6.2	8.8	7.0		
江戸川台 1 号 幹線	真和団地	3.3	3.8	4.6	8.2	5.5		
利根運河	深井新田橋	5.1	5.9	6.5	8.4	5.7	5mg/ℓ以下	B
諏訪下川	大橋	6.8	7.2	8.1	9	6.9		
大堀川	駒木 5 号橋	7.6	7	6.8	5.2	7.9	2mg/ℓ以下	D
大堀川 2 号幹 線	美田団地地先	4.3	4.1	6.5	5.9	5.7		
大堀川 3 号幹 線	駒木台地先	6	7.2	6.7	4.1	6.4		
流山 6 号幹線	流山 5 丁目地 先	5.8	6.7	6.2	6.7	7.5		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から 75%目に相当する日平均値をいいます。

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

表 44 河川の水質状況(大腸菌群数)

(単位:MPN/100mℓ)

河川名	地点名	大腸菌群数年間					環境基準	類型
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度		
坂川(下流)	幸田橋	8,000 ~220,000	7,000 ~110,000	5,000 ~33,000	17,000 ~110,000	2,300 ~23,000		E
坂川(上流)	富士見橋	5,000 ~490,000	5,000 ~490,000	33,000 ~490,000	23,000 ~330,000	1,700 ~24,000		E
富士川	富士川 3 号橋	22,000 ~1,100,000	5,000 ~490,000	11,000 ~170,000	7,000 ~130,000	1,700 ~24,000		
上富士川	砂尾架道橋	33,000 ~1,300,000	49,000 ~790,000	8,000 ~130,000	8,000 ~490,000	3,500 ~240,000		
名都借都市 下水路	前ヶ崎橋	110,000 ~490,000	30,000 ~330,000	140,000 ~230,000	80,000 ~1,100,000	17,000 ~920,000		
神明堀	流山地先	70,000 ~490,000	8,000 ~330,000	8,000 ~70,000	17,000 ~79,000	4,900 ~13,000		
今上落	富士橋	33,000 ~130,000	11,000 ~170,000	8,000 ~330,000	17,000 ~79,000	4,600 ~22,000		
新川承水路	赤坂橋	50,000 ~330,000	20,000 ~490,000	17,000 ~490,000	50,000 ~700,000	17,000 ~92,000		
江戸川台 1 号 幹線	真和団地	130,000 ~13,000,000	230,000 ~13,000,000	170,000 ~1,700,000	13,000 ~490,000	22,000 ~130,000		
利根運河	深井新田橋	40,000 ~1,100,000	50,000 ~2,200,000	11,000 ~330,000	14,000 ~70,000	490 ~230,000	5,000 MPN/100mℓ 以下	B
諏訪下川	大橋	80,000 ~4,900,000	80,000 ~13,000,000	50,000 ~400,000	80,000 ~1,300,000	7,900 ~130,000		
大堀川	駒木 5 号橋	33,000 ~79,000	17,000 ~240,000	22,000 ~700,000	33,000 ~130,000	11,000 ~24,000		D
大堀川 2 号幹 線	美田団地地先	49,000 ~790,000	50,000 ~2,400,000	8,000 ~790,000	70,000 ~2,500,000	13,000 ~92,000		
大堀川 3 号幹 線	駒木台地先	130,000 ~700,000	170,000 ~13,000,000	80,000 ~490,000	170,000 ~7,900,000	20 ~28,000		
流山 6 号幹線	流山 5 丁目地 先	22,000 ~330,000	79,000 ~490,000	23,000 ~170,000	11,000 ~130,000	0 ~490		

※ 75%値とは、年間の日間平均値のうち低い方から 75%目に相当する日平均値をいいます。

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

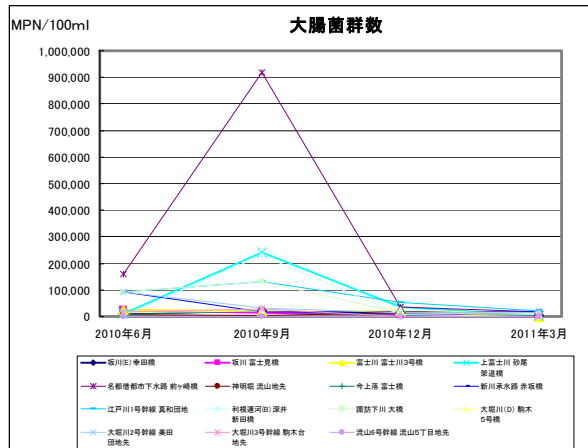
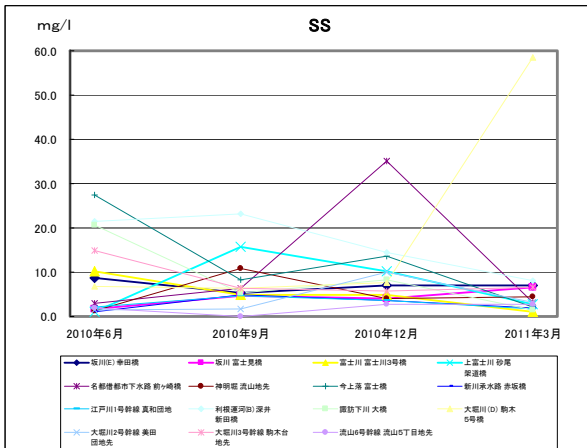
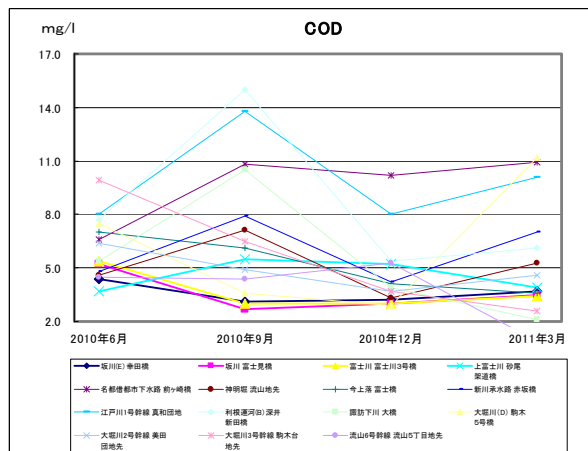
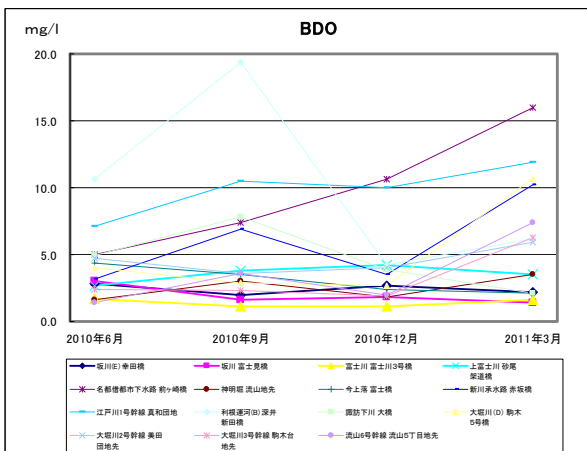
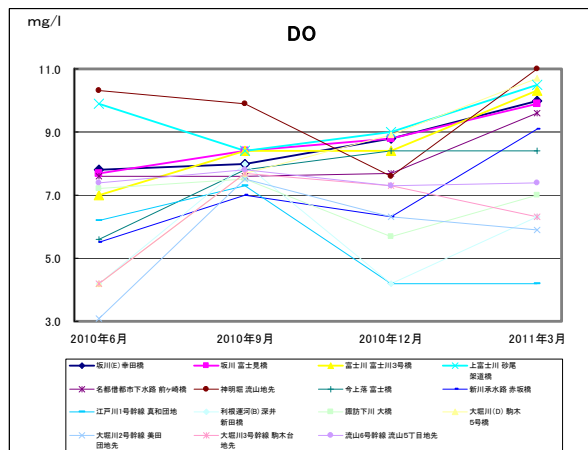
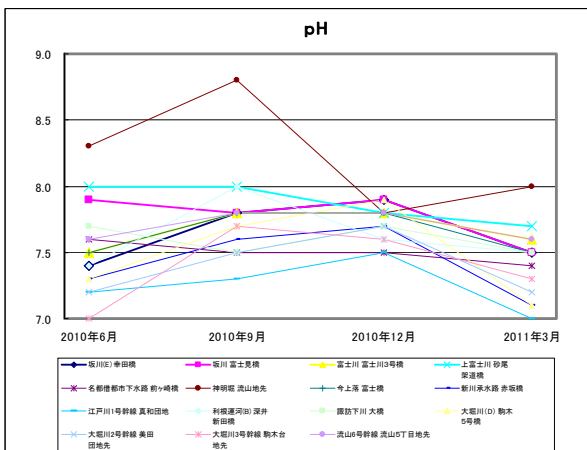
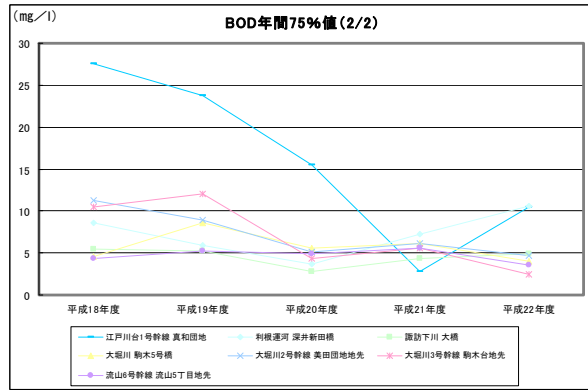
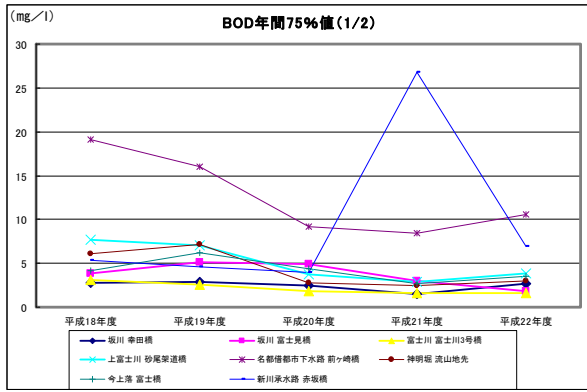


図 21 水質測定地点と水質測定結果

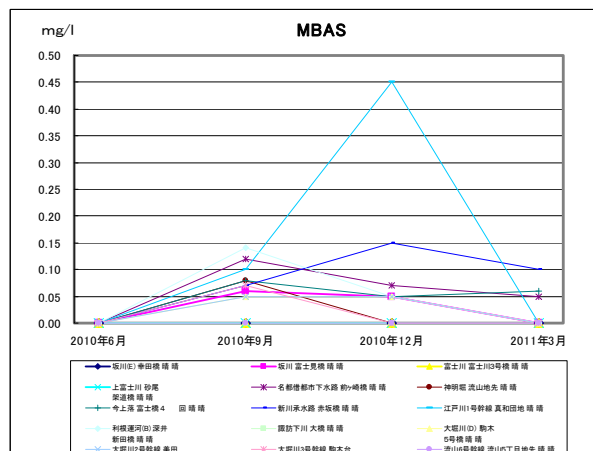
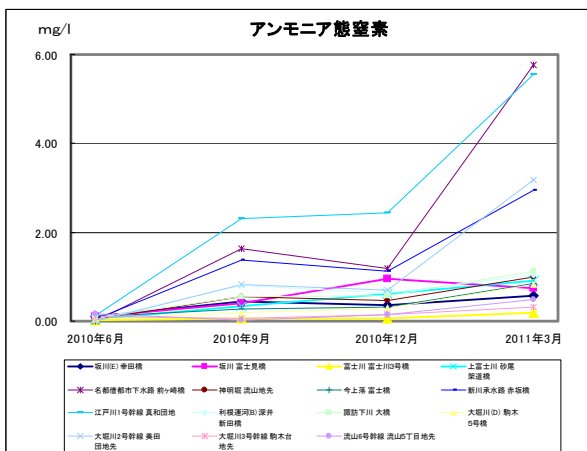
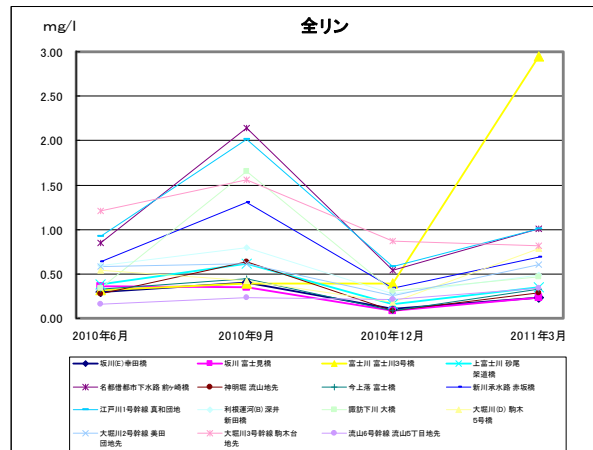
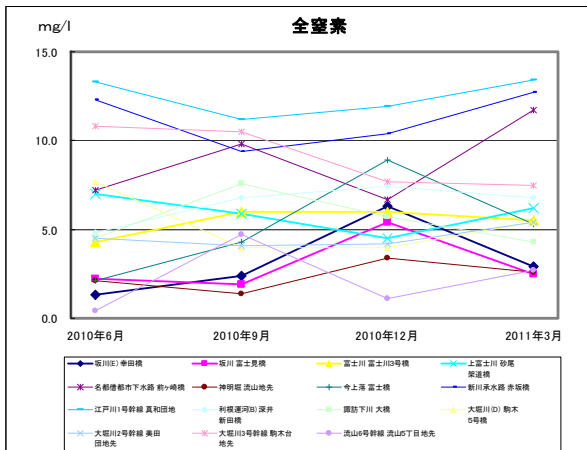


図 22 水質測定地点別季節別の水質測定結果(平成 22 年度)

## ② 生活排水対策推進計画

市は平成4年3月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、平成7年12月に「水のきれいなふるさとづくりー流山市生活排水対策推進計画」(第1期計画)を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

その結果、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成27年度を目標とする「第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画ー豊かで清らかな水に親しめるまち・流山」を策定し、対策を進めています。

平成17年度に策定した第2期の改定計画では、平成27年度までの10年間に「生活排水の汚れを約38%減らす」ことを目標に、対策を推進します。

## ③ 下水道

市では、下水道の普及を進めており、平成17年度から平成22年度までに下水道普及率は10%以上上昇しました。

かつては、千葉県内の平均値よりも低い値でしたが、平成19年度から県の平均値を上回っています。

表 45 平成22年度下水道の整備状況

項目	数値	備考
行政区域	3,527ha	流山市の面積
全体計画区域	3,345ha	公共下水道の将来計画(平成29年度目標)
事業認可区域	2,012ha	公共下水道を近年のうちに整備を予定している区域(平成27年度目標)
処理区域	1,287ha	公共下水道の接続可能区域
行政人口	164,294人	流山市の人口(住民基本台帳人口)
処理区域内人口	120,350人	公共下水道処理区域内に住んでいる方の人口
水洗化人口	112,380人	公共下水道処理区域内で公共下水道を使用している人口
普及率	73.3%	行政人口のうち公共下水道が使用可能となっている区域内の人口割合
水洗化率	93.4%	公共下水道が使用可能となっている人口のうち、下水道を使用している人口割合

表 46 下水道普及率の推移

(単位:%)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
流山市	64.3	66.4	69.5	71.5	73.3
千葉県	64.8	65.8	67.2	68.2	69.2

(4) 合併処理浄化槽

表 47 浄化槽人口普及率

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
普及率	27.9%	25.6%

5. 土壌・地盤環境

(1) 地下水揚水量

(単位: m<sup>3</sup>/日(井戸移動本数は本))

年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
工業用	1,166	1,124	948	697	732
ビル用	399	59	56	362	130
水道用	12,162	11,567	11,525	11,104	10,980
農業用	1,822	1,895	1,888	1,909	2,636
その他	195	250	482	77	79
計	15,744	14,895	14,899	14,149	14,555
稼動井戸本数	64	60	57	55	54

(2) 埋立事業許可件数

年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
許可件数	5	6	2	8	2
埋立個所	5	6	2	8	2
面積(m <sup>2</sup> )	9.012	10.131	3.181	10.761	2.632



## 6. 騒音・振動・悪臭

### (1) 騒音・振動の状況

#### ① 常磐道環境保全対策

市では、常磐道沿道4地点において騒音の常時監視測定を行っています。

平成22年度における常磐道からの騒音レベルは45dB～59dBの範囲にあります。

表 48 平成22年度測定結果平均値

測定局	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若葉台	dB	48.0	48.0	46.0	52.0	59.0	53.0	49.0	47.0	48.0	45.4	46.0	45.0
	協定値を超えた時間	30	16	9	181	450	249	69	12	14	0	7	1
西初石	dB	52.0	51.0	51.0	54.0	56.0	54.0	53.0	51.0	52.0	49.7	51.0	49.0
	協定値を超えた時間	79	57	31	181	371	216	136	47	54	1	18	6
東初石	dB	49.0	49.0	48.0	52.0	54.0	51.0	50.0	49.0	49.0	47.3	48.0	47.0
	協定値を超えた時間	22	18	9	134	257	116	35	14	14	1	13	3
青田	dB	50.0	49.0	48.0	51.0	57.0	55.0	50.0	49.0	49.0	48.0	49.0	48.0
	協定値を超えた時間	40	18	11	99	390	281	66	19	17	0	12	7

表 49 東日本高速道路株式会社と締結した騒音の協定値

朝(6時～8時)	55dB以下
昼(8時～19時)	60dB以下
夕(19時～22時)	55dB以下
夜(22時～翌6時)	50dB以下

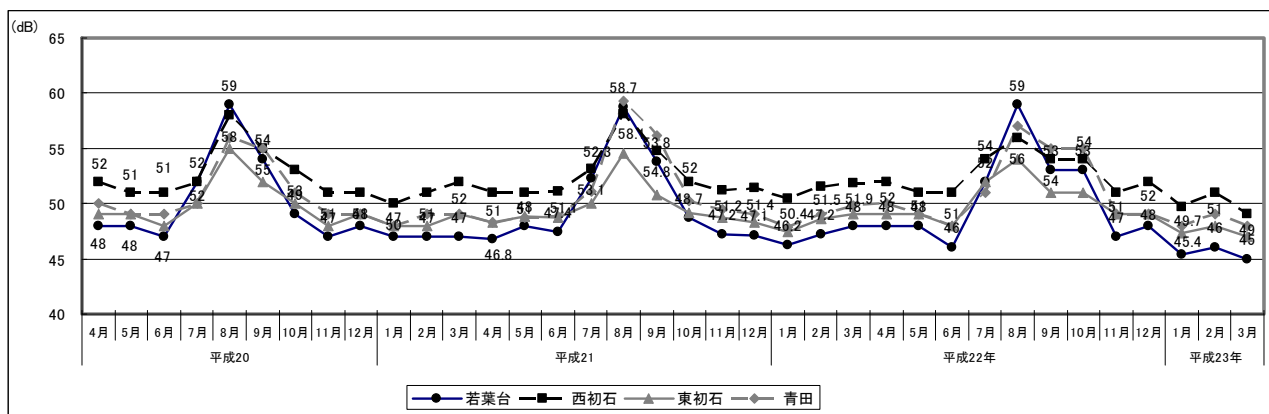


図 23 常磐道沿道の騒音の推移

## ② 自動車騒音・振動

市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道9地点（図24）で自動車騒音・振動の監視測定を行っています。

測定結果は表50、図25及び図26に示すとおりであり、交通量の多い国道6号や県道松戸野田線、市道102号線では、騒音の環境基準を上回っていました。

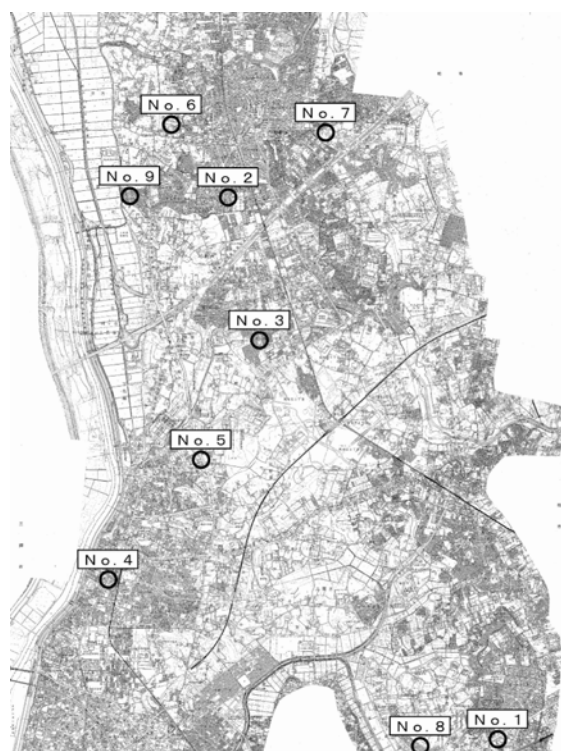


図24 騒音測定地点

表50 自動車騒音・振動実態調査結果

(単位: dB)

地点番号	測定地点及び対象道路名	地域区分	用途地域及び環境基準類型	車線数	騒音測定値及び要請限度等			振動測定値及び要請限度等		
					項目	昼間	夜間	項目	昼間	夜間
1	流山市向小金1-301 国道6号(水戸街道)	騒音:第2種区域 振動:第1種区域	準住居地域 B類型	4	本年度(L <sub>aeq</sub> )	73	71	本年度(L <sub>10</sub> )	54	54
					環境基準	70	65	要請限度	65	60
					要請限度	75	70	要請限度	65	60
2	流山市江戸川台西3丁目-31-1 市道211号線	騒音:第1種区域 振動:第1種区域	第一種低層住居専用地域 A類型	2	本年度(L <sub>aeq</sub> )	65	60	本年度(L <sub>10</sub> )	51	42
					環境基準	60	55	要請限度	65	60
					要請限度	70	65	要請限度	65	60
3	流山市西初石4-1411-2 市道102号線	騒音:第1種区域 振動:第1種区域	第一種低層住居専用地域 A類型	2	本年度(L <sub>aeq</sub> )	69	63	本年度(L <sub>10</sub> )	47	40
					環境基準	60	55	要請限度	65	60
					要請限度	70	65	要請限度	65	60
4	流山市江戸川台西2丁目-312 県道松戸野田線 流山街道	騒音:第3種区域 振動:第2種区域	商業地域 C類型	2	本年度(L <sub>aeq</sub> )	73	71	本年度(L <sub>10</sub> )	49	46
					環境基準	70	65	要請限度	65	60
					要請限度	75	70	要請限度	65	60
5	流山市三輪野山3丁目1-8 県道松戸野田線 流山街道	騒音:第2種区域 振動:第1種区域	第一種住居地域 B類型	4	本年度(L <sub>aeq</sub> )	69	63	本年度(L <sub>10</sub> )	47	40
					環境基準	70	65	要請限度	65	60
					要請限度	75	70	要請限度	65	60
6	流山市美原2丁目139-1 県道松戸野田線 流山街道	-	市街化調整区域	2	本年度(L <sub>aeq</sub> )	70	66	本年度(L <sub>10</sub> )	48	43
					環境基準			要請限度	要請限度なし	
					要請限度			要請限度	要請限度なし	
7	流山市青田6 市道274号線	-	市街化調整区域	2	本年度(L <sub>aeq</sub> )	68	62	本年度(L <sub>10</sub> )	46	40
					環境基準			要請限度	要請限度なし	
					要請限度			要請限度	要請限度なし	
8	流山市前ヶ崎484-12 市道251号線	-	市街化調整区域	1	本年度(L <sub>aeq</sub> )	65	58	本年度(L <sub>10</sub> )	45	31
					環境基準			要請限度	要請限度なし	
					要請限度			要請限度	要請限度なし	
9	流山市北134-53 市道212号線	騒音:第1種区域 振動:第1種区域	第一種低層住居専用地域 A類型	2	本年度(L <sub>aeq</sub> )	60	51	本年度(L <sub>10</sub> )	27	25
					環境基準	60	55	要請限度	65	60
					要請限度	70	65	要請限度	65	60

※ <25: 検出下限値未満であることを示す。

※ : 環境基準を上回る値を示す。

※ : 要請限度を上回る値を示す。

※ 騒音調査:平成23年2月7日(月)12時~8日(火)12時、平成23年2月9日(水)12時~10日(木)12時、平成23年2月22日(火)12時~23日(水)12時(24時間×3日)

※ 振動調査:平成23年2月9日(水)12時~10日(木)12時(24時間×1日)

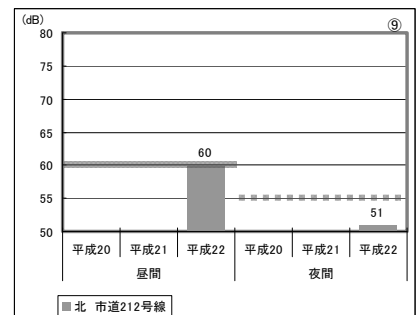
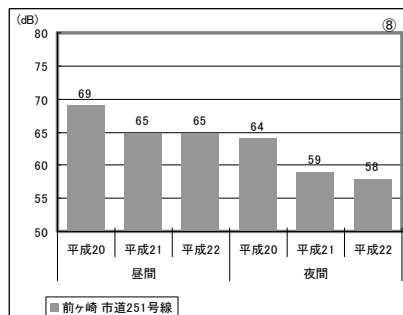
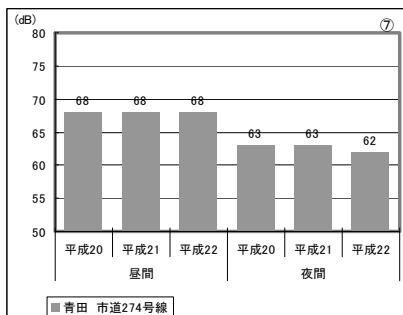
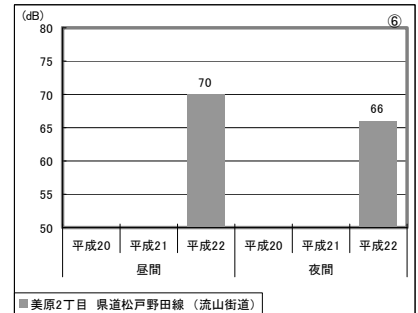
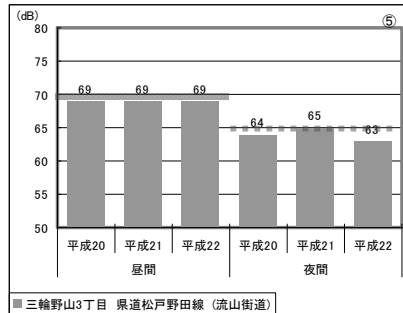
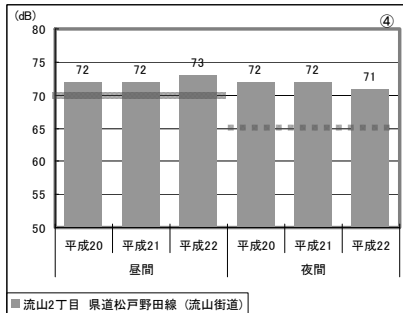
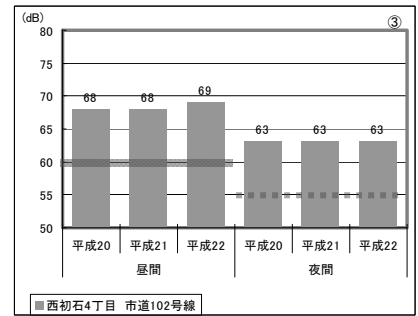
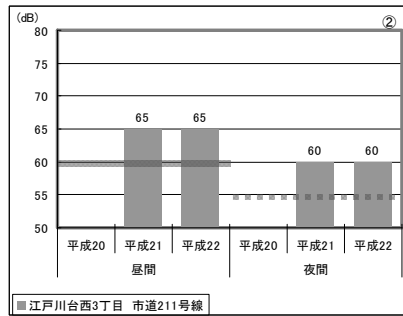
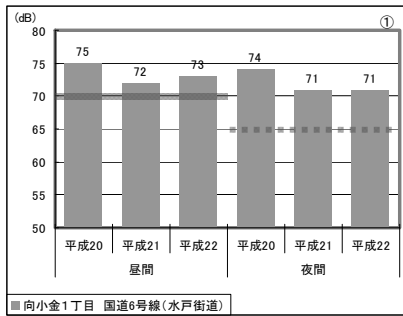
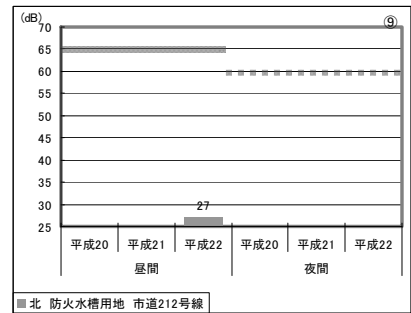
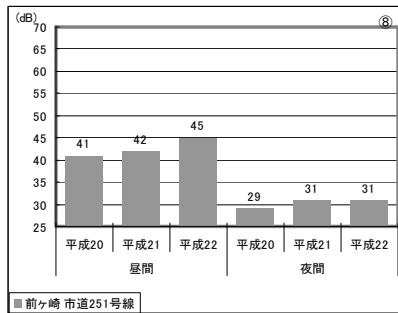
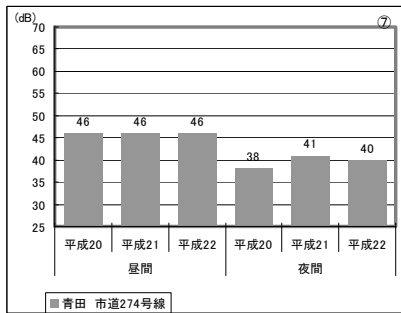
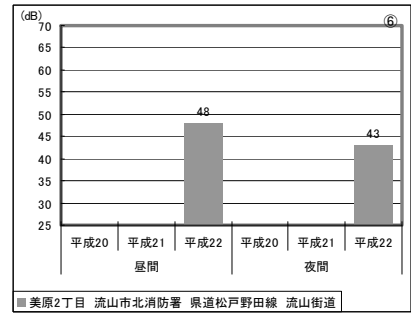
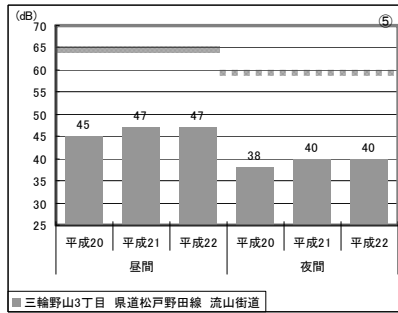
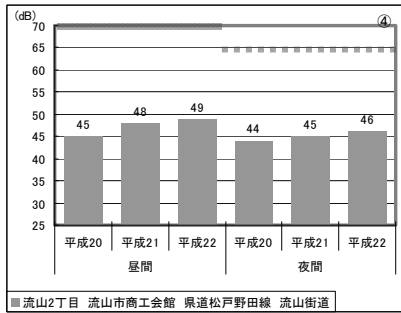
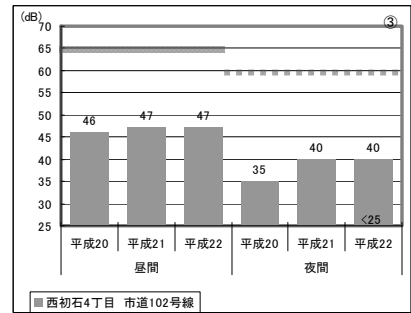
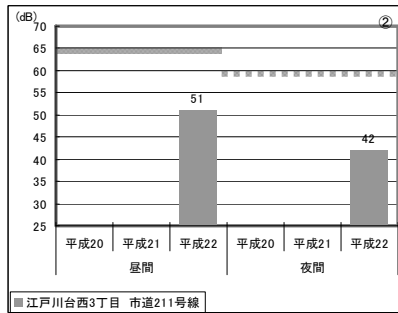
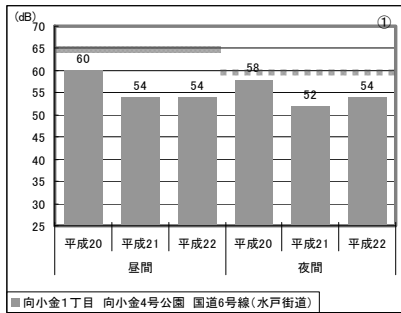


図 25 自動車騒音の経年比較

————— : 環境基準(昼間)  
 ..... : 環境基準(夜間)  
 ※環境基準は地域の類型によります。



**図 26 道路交通振動実態調査結果**

─────────── : 要請限度(昼間)  
 - - - - - : 要請限度(夜間)

※要請限度は地域の類型によって異なります。  
 また、調査地点の変更により調査結果がない地点があります。

(2) 市内の主要道路の交通量

表 51 平成 22 年度主要道路車種別交通量(上下線)

(単位:台/日)

対象道路 (調査地点)	大型車Ⅰ (台)	大型車Ⅱ (台)	小型車 (台)	四輪車計 (台)	大型車 混入率	二輪車 (台)
江戸川台西3丁目 市道211号線	14	355	6,210	6,579	5.6%	223
西初石4丁目 市道 102号線	11	452	10,603	11,066	4.2%	416
北 防火水槽用地 市道212号線	1	115	1,375	1,491	7.9%	63
向小金1丁目 向小 金4号公園 国道6 号線(水戸街道)	3,865	5,669	34,883	44,417	21.4%	843
三輪野山3丁目 県 道松戸野田線 流山 街道	214	1,533	17,262	19,009	9.2%	204
流山2丁目 流山市 商工会館県道松戸 野田線 流山街道	1,807	2,958	16,516	21,281	22.4%	353
美原2丁目 流山市 北消防署県道松戸 野田線 流山街道	196	1,235	12,177	13,608	10.5%	277
青田 市道274号線	100	718	12,705	13,523	6.0%	359
前ヶ崎 市道251号 線	189	837	5,798	6,824	15.0%	104

※ 平成 23 年 2 月 9 日(水)12時から10日(木)12時までの調査結果です。

表 52 主要道路交通量(上下線・四輪車合計)の推移

(単位:台/日)

対象道路	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
江戸川台西3丁目 市道211号 線	—	—	—	—	6,579
西初石4丁目 市道102号線	20,302	20,408	19,107	20,971	11,066
北 防火水槽用地 市道212号 線	—	—	—	—	1,491
向小金1丁目 向小金4号公園 国道6号線(水戸街道)	110,740	96,524	87,739	89,164	44,417
三輪野山3丁目 県道松戸野田 線 流山街道	48,513	241,688	40,353	40,350	19,009
流山2丁目 流山市商工会館 県道松戸野田線 流山街道	51,111	44,263	43,263	43,950	21,281
美原2丁目 流山市北消防署 県道松戸野田線 流山街道	—	—	—	—	13,608
青田 市道274号線	33,053	27,745	25,907	26,569	13,523
前ヶ崎 市道251号線	16,491	13,556	14,157	14,320	6,824

※ 各年度24時間調査の結果です。

(3) 悪臭対策

平成22年度においては悪臭の発生はありませんでした。

悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」または「臭気指数」によって、悪臭の強さの規制をしており、このうち、「悪臭物質濃度による規制」では、悪臭の主な原因となる22の化学物質の濃度を規制しています。

市は、全域が「悪臭物質濃度による規制」の対象区域となっており、市内の事業者は、敷地境界において、悪臭防止法第4条第1項で定める規制基準を遵守する必要があります。

(4) 苦情

市における環境保全等に関する苦情件数は、年間150件前後で推移しています。平成22年度で処理件数が最も多かったのは、雑草樹木に関する苦情でした。

表 53 平成22年度環境保全等苦情処理件数(月別)

No.	月	件数	No.	月	件数
1	4月	9	7	10月	14
2	5月	11	8	11月	14
3	6月	22	9	12月	7
4	7月	18	10	1月	8
5	8月	22	11	2月	6
6	9月	22	12	3月	7
年間計			160		

表 54 環境保全等苦情処理件数の推移

No.	種類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1	悪臭	3	7	5	3	9
2	大気	2	3	-	-	-
3	振動	9	2	2	3	1
4	騒音	17	16	11	13	16
5	水質	13	1	-	3	-
6	動物他	13	16	17	17	13
7	害虫等	5	4	9	4	6
8	雑草樹木	12	25	45	4	70
9	廃棄物投棄	24	22	22	22	17
10	浄化槽	4	7	4	11	1
11	野焼き等	33	20	25	16	11
12	墓地関係	1	-	-	-	-
13	土壌汚染	1	-	-	-	-
14	地盤沈下	1	-	-	-	-
15	その他	36	25	25	49	16
合計		174	148	165	145	160



第4節 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）

1. 環境保全活動の促進及び組織づくりの推進

(1) ごみゼロ作戦実施事業

流山市クリーン作戦実施要綱に基づき、春・秋にごみゼロ作戦を実施し、環境美化に努めます。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
ごみゼロ運動、江戸川クリーン作戦の実施により、延べ 321 団体、42,817 人が参加し、99.76 トンのごみを回収しました。	自治会等における自発的な地域清掃の普及促進を図ります。	環境政策課

(2) NPO活動推進事業

市民活動推進センターの運營業務を市民活動団体へ委託し、市民活動団体の中間支援としての機能を充実します。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
市民活動センターのホームページをリニューアルしました。	行政等と協働事業を担える市民団体(NPO)の育成を強化します。	コミュニティ課

**環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）**

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

—環境基本計画における基本的施策—

環境保全活動の促進及び組織づくりの推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
ごみゼロ運動参加者数・江戸川クリーン大作戦参加者数	人	45,000	42,817



## 2. 環境教育・環境学習の推進

### (1) 市民環境講座事業

環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、省エネ対策の担い手を養成するため講座やシンポジウムを開催します。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
これまでの集合形式の市民講座に加え、新たに出前講座を開始し、延べ 408 人が参加しました。	児童生徒を対象とした学校への出前講座に積極的に取り組み、開催件数の増加を図ります。	環境政策課

### (2) リサイクルプラザ（プラザ棟）運営管理事業

廃棄物の減量や資源化などを図る啓発拠点として、講座や講演会等の開催、再生品の販売及び情報提供をします。

平成 22 年度の行動内容	次年度以降の行動内容	担当課
講座・教室は 58 回、延べ 615 人の参加があり、家具や自転車を 451 点再生しました。	講座・教室の募集に際し、電子申請などを活用することにより、応募者の増加と利便を図ります。	リサイクル推進課

## 環境目標の実績（地域の環境の保全・創造に向けた取組についての目標）

市では、環境基本計画における基本的施策ごとに環境目標を定め、その進捗を管理することによって、地域環境の保全・創造を図り、継続的改善に努めています。

### —環境基本計画における基本的施策—

#### 環境教育・環境学習の推進

環境目標	単位	単年度目標 平成 22 年	実績
講座・イベント 参加者数	人	3,000	3,250



### 3. データ編

#### (1) 市民環境講座

市民の環境意識の高揚を図るため、市民環境講座を行っています。平成22年度は地球温暖化防止に特化して、緑のカーテン作り講座や家庭でできる温暖化防止講座などを実施しました。

表 55 平成 22 年度市民環境講座

	開催日	講座内容	参加者数
集合講座	5月22日	緑のカーテン作り	79名
	6月12日	新しいエコライフと明日のまちづくり	45名
	9月10日	ごみ処理施設見学バスツアー	18名
	12月12日	「家庭でできる温暖化防止」	90名
	3月12日	「おおたかの森を知っていますか？」	震災により中止
出前講座	6月7日	ゆたか自治会	20名
	6月10日	駒木台第2自治会	60名
	9月4日	宿連合自治会	40名
	1月22日	西初石第1住宅自治会	26名
	2月5日	美田自治会	30名
合計			408名



図 27 第 2 回市民環境講座「新しいエコライフと明日のまちづくり」

(2) リサイクルプラザ講座・教室

リサイクルプラザ・プラザ館では、ごみ減量・リサイクルに特化した講座・教室を開催し、講座や授業は、廃油による石けんづくりや手ぬぐいマイバックなど58回で、延べ615名が参加しました。

表 56 平成 22 年度リサイクルプラザ講座・教室

名称	開催回数	参加者数(延べ)
健康布ぞうりづくり	8回	77名
和服地でベストづくり	3回	28名
廃ガラスでブローチづくり	4回	32名
不用ハンカチでブローチづくり	2回	27名
新聞紙でコサージュづくり	2回	18名
不用布でコサージュづくり	1回	6名
子ども工作教室	2回	27名
ケロククラブ子供リサイクル手芸	7回	64名
廃油で石けんづくり	1回	28名
トイレトーパー芯で小物たて	1回	15名
牛乳パックで紙すきはがきづくり	1回	22名
裂織りランチョンマットづくり	2回	18名
包丁研ぎ教室	2回	35名
不用毛糸で指編みマフラー&帽子づくり	2回	33名
不用布でリースづくり	2回	21名
牛乳パックと和紙の小物作り	2回	17名
不用布でティッシュボックスカバーづくり	1回	5名
不用毛糸でアクリルたわしづくり	1回	9名
手ぬぐいマイバッグ	1回	17名
布のリサイクルシリーズ	6回	45名
おしゃれスカーフづくり	2回	18名
打ち直しわたで小座布団づくり	5回	53名
合計	58回	615名

## 第3部 環境マネジメントシステム

### 第1章 総論

#### 1. 概要

市は、平成20年度に環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）を導入し、平成21年3月31日に、環境省が作成した環境経営システムの認証・登録制度「エコアクション21」を市役所本庁舎及びクリーンセンターで認証取得しました。

市の環境行政の基本的指針である流山市環境基本計画に掲げる環境像「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」の実現を目指し、エコアクション21に則したシステムを構築し、市の事務事業における自らの環境負荷の低減と地域の環境保全に向けた取組を継続的に実施しています。

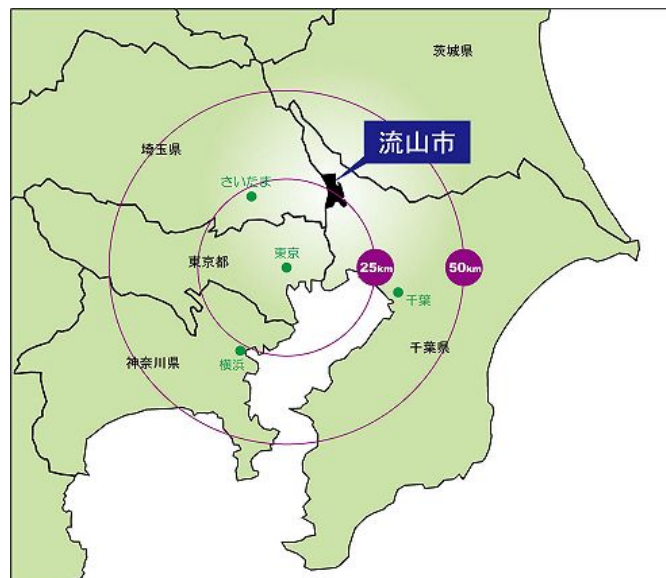
平成21年度には、市が行う全ての事務事業及び施設を対象にしたシステムに見直し、それに合わせて、環境マネジメントマニュアルを策定しました。

#### (1) 流山市の概要

都心から一番近い森のまち流山は、千葉県北西部に位置し、東京都心から25km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和42年に市制施行となり、人口16万人の中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかるが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、現在ではJR常磐線、東武野田線、JR武蔵野線、流鉄流山線の鉄道沿線に市街地が形成されています。

さらに、平成17年8月につくばエクスプレスが開通し、都心まで約20分で行けるようになり、この沿線整備により、流山おおたかの森駅周辺には大型商業施設がオープンし、近隣には高層マンションの建設が進み、更なる発展が期待されています。



市の位置

## 市の概況

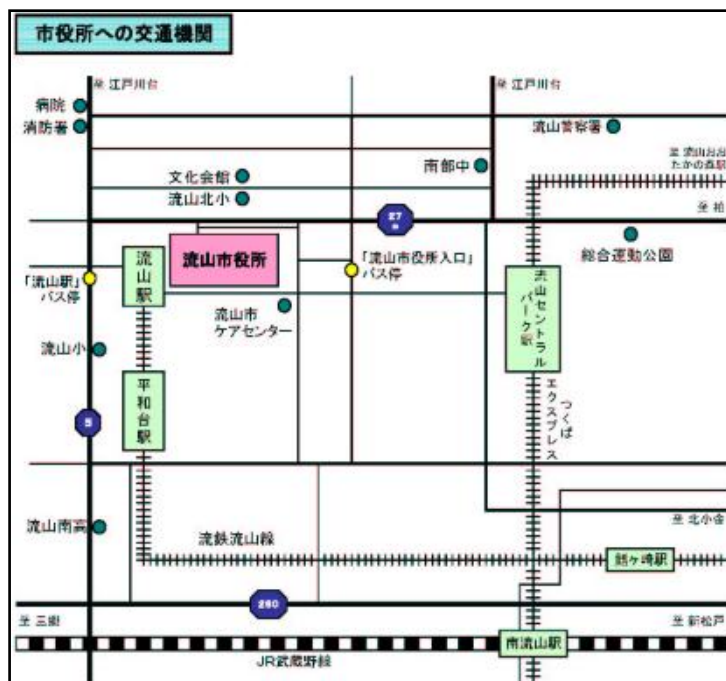
面積	35.28 km <sup>2</sup>
人口	165,661 人（平成 23 年 4 月 1 日現在）
世帯数	65,771 世帯（平成 23 年 4 月 1 日現在）
市制施行	昭和 42 年
市の木	つげ
市の花	つつじ
姉妹都市	福島県相馬市
	長野県信濃町

### (2) 環境管理統括者

流山市長 井崎 義治

### (3) 所在地

流山市平和台 1 - 1 - 1



市役所の所在地

### (4) 事業内容

行政事務

各部局の業務については下記webページをご覧ください。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/index.htm>

### (5) 環境管理責任者

環境部長 江口 博行

(6) 担当

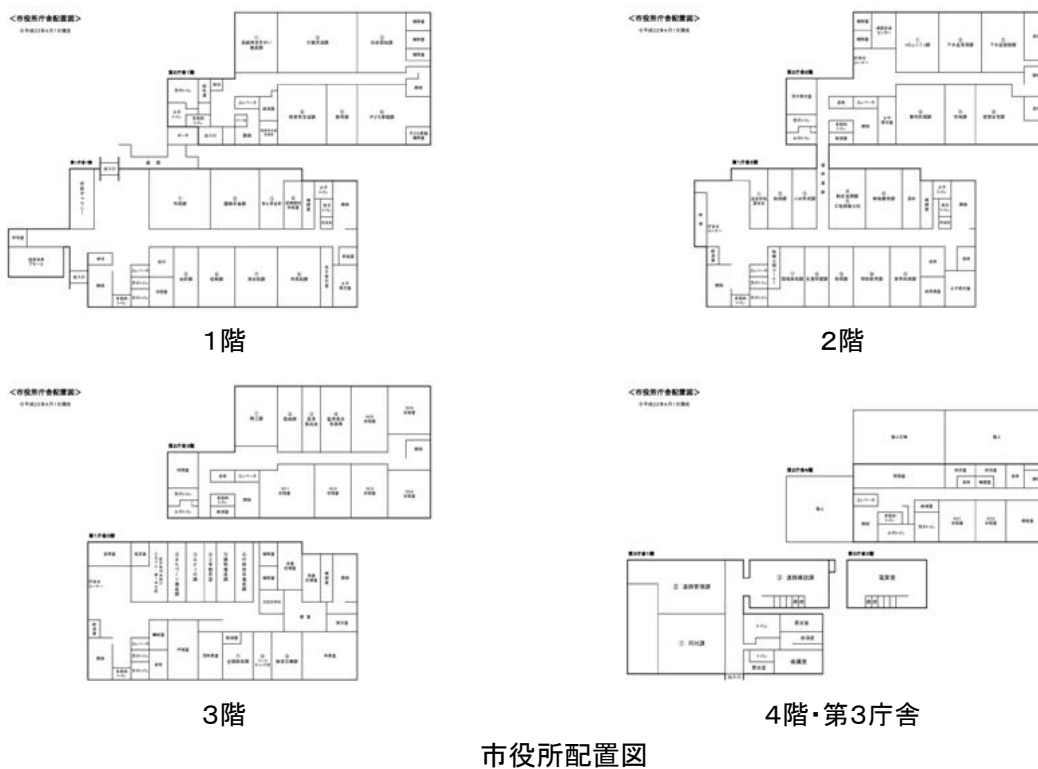
環境管理事務局  
環境部環境政策課環境政策係  
電話：04-7150-6083

(7) 事業の規模

事業の規模は次表のとおり。

図表 1-2-4 事業の規模

予 算	41,998 百万円 (平成 23 年度一般会計当初予算)
職 員 数	1,043 人 (平成 23 年 3 月 1 日現在)
床 面 積	288,477 m <sup>2</sup> (平成 23 年 3 月 31 日現在)



(8) 対象範囲

市役所本庁舎  
延床面積：11,342m<sup>2</sup>  
関連事業所 流山市クリーンセンター  
延床面積：25,520m<sup>2</sup>



## 2. 組織体制・役割

組織体制は、環境管理統括者である市長をはじめとして、管理部門、行動推進部門による体制を構築し、それぞれに役割を定めています。

### 【管理部門】

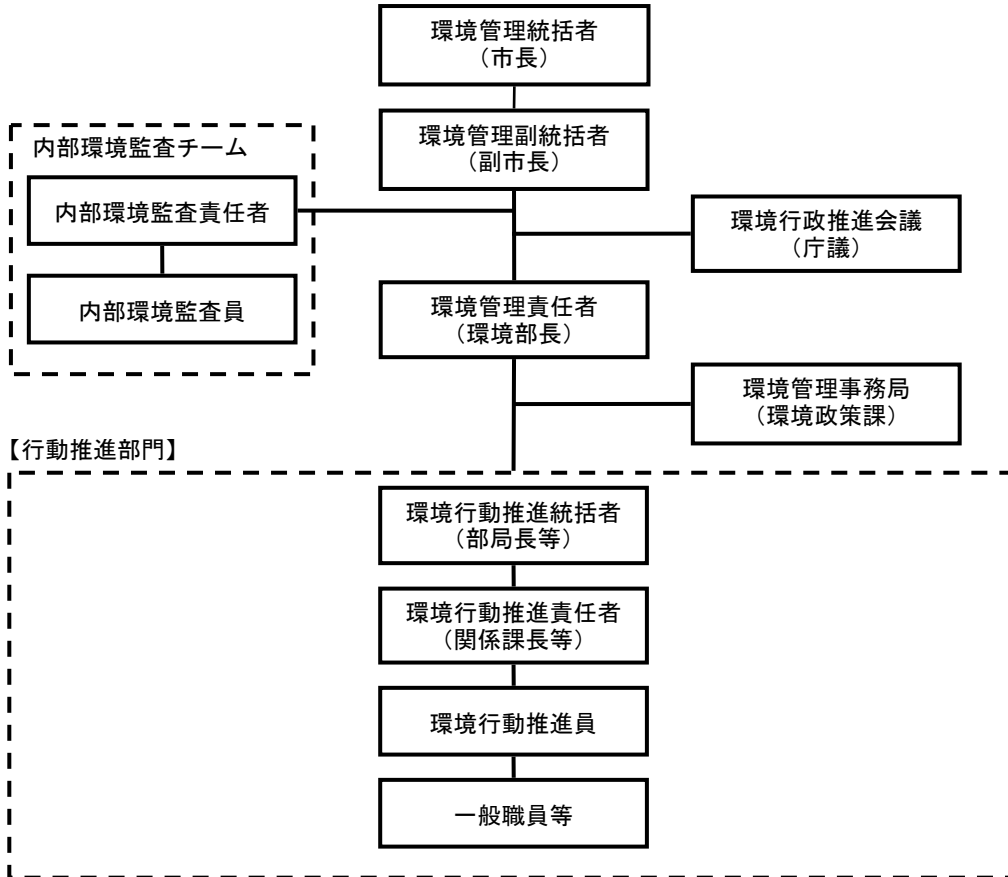


図 28 組織体制

## 3. エコアクション21の認証取得範囲

市では、平成21年3月31日に環境省が作成した環境経営システムの認証・登録制度「エコアクション21」を市役所本庁舎及びクリーンセンターで取得しました。

認証取得の範囲は図29、各部局の分掌事務は次のとおりです。

また、平成24年度のエコアクション21更新審査に合わせて、対象範囲を市の全ての事務事業へ拡大する予定です。

部	分掌事務
総合政策部	1 秘書に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 市政に関する総合的な企画及び調整に関すること。 4 統計に関すること。 5 男女共同参画に関すること。 6 マーケティングに関すること。 7 企業の誘致及び進出企業との調整に関すること。 8 行財政改革に関すること。 9 事務管理に関すること。 10 行政情報化の推進に関すること。 11 工事検査に関すること。
総務部	1 議会及び行政一般に関すること。 2 法規に関すること。 3 文書及び情報公開に関すること。 4 人事及び研修に関すること。 5 給与及び厚生に関すること。 6 市有財産に関すること。 7 契約に関すること。
財政部	1 財政に関すること。 2 市税に関すること。
市民生活部	1 戸籍及び住民記録に関すること。 2 コミュニティに関すること。 3 市民活動の推進に関すること。 4 国民健康保険及び国民年金に関すること。 5 防災、防犯及び市民生活の安全に関すること。 6 消費生活に関すること。
健康福祉部	1 社会福祉に関すること(子ども家庭部が所掌する事務を除く。) 2 老人保健医療に関すること。 3 市民の健康管理及び予防衛生に関すること。
子ども家庭部	1 子育て支援に関すること。 2 子ども及び家庭に関すること。
産業振興部	1 農業、工業及び商業に関すること。 2 観光に関すること。
都市計画部	1 都市計画に関すること。 2 交通計画に関すること。 3 建築確認及び開発行為に関すること。 4 建築設計及び営繕に関すること。
都市整備部	1 つくばエクスプレス沿線及びインターチェンジ周辺の開発整備に関すること。 2 都市整備及び区画整理に関すること。 3 公園及び緑地に関すること。
土木部	1 都市計画道路及び市道に関すること。 2 河川及び排水に関すること。 3 下水道に関すること。

平成23年度  
組織図

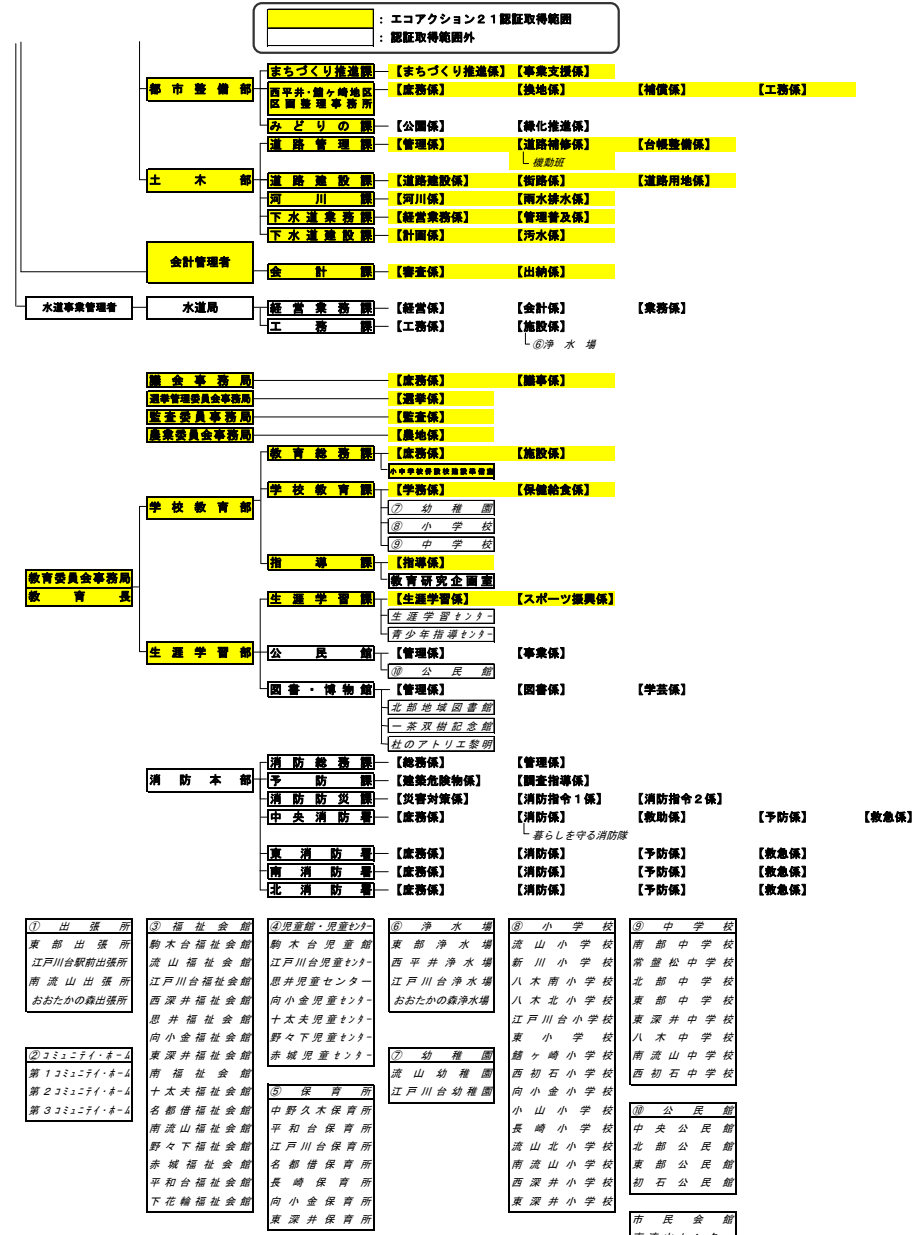
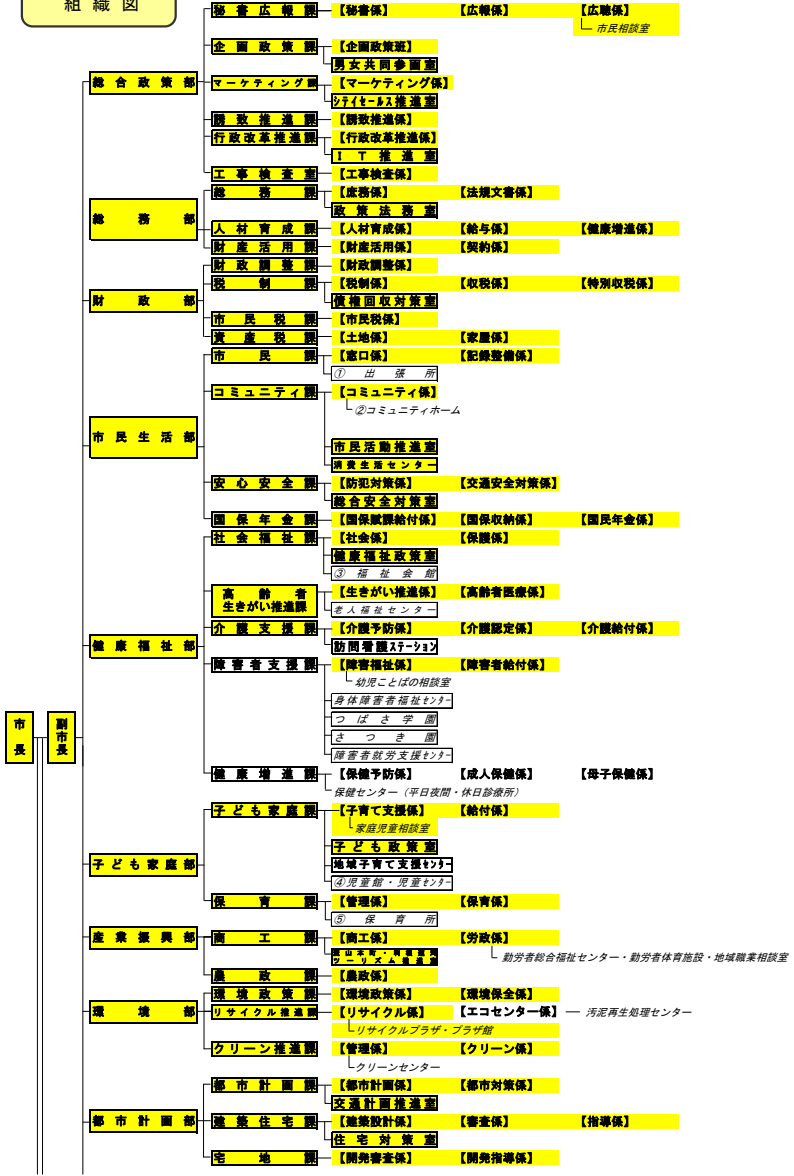



図 29 市の組織体制

## 第2章 環境方針

市のシステムにおける環境方針は以下のとおりです。



### 流山市環境方針

**1 基本理念**

流山市では、次の3つを基本理念として、環境保全対策に率先して全職員が取り組み、環境にやさしいまちづくりの実現を推進します。

1. **都心から一番近い森のまちを創ります。**  
ヒートアイランド現象の抑制のために、グリーンチェーン戦略による緑化の推進や緑の保全などを図ります。このことにより、都心から一番近い森のまちを創ります。
2. **自然と共生できるまちづくりを推進します。**  
本市では、準絶滅危惧種であるオオタカの営巣が確認された貴重な森が存在しています。これらの森の保全を通じて、オオタカをはじめとする豊かな生物の多様性を保全し、将来にわたって自然と共生できる環境のまちづくりを推進します。
3. **健康な都市づくりを推進します。**  
市役所をはじめ市域全体で環境保全対策に取り組み、都市そのものを健康な状態に保ち、市民がずっと住み続けたいようなまちづくりを推進します。

**2 基本方針**

1. **具体的に次のことに取り組みます。**
  - (1) **地球温暖化問題への積極的な対応**  
流山市が自ら地球温暖化問題に率先して取り組むとともに、地域とのパートナーシップ構築、リーダーシップ発揮のために、市内の温室効果ガスの排出抑制に向けて、省エネルギー・省資源活動を実施します。
  - (2) **循環型社会を目指した5R促進**  
循環型社会を目指し、限りある資源を有効に活用するための5R行動を実践します。
  - (3) **身近な緑の保全と創造**  
身近な緑の保全と創造を、本市のまちづくりの中心に位置づけ、流山市の社会的な価値を一層高めます。
  - (4) **きれいな水環境の回復**  
利根運河などの豊かな水辺空間の水質を含めた水環境の改善のために「きれいな水環境の回復」を図ります。
  - (5) **環境教育及び環境学習の推進**  
環境管理システムの円滑な実施のためには職員一人ひとりの意識と知識を高めることが必要であり、そのための環境教育を推進します。また、地域への働きかけとして環境学習を推進します。
  - (6) **グリーン購入の推進**  
市内でのグリーン製品の利用を促進します。
  - (7) **計画や目標の見直し**  
定期的な取組状況の進捗管理を行い、計画や目標を見直すことにより、継続的な改善に努めます。
2. **環境関連法令を遵守します。**
3. **環境への取組を環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。**

制定日：平成20年8月1日

**流山市長 井崎 義治**

図 30 環境方針

### 第3章 環境目標

基本目標	目的	個別計画との整合	環境目標	単位	H22年度						目標管理課
					H22年度		中期目標				
					目標	実績	H23	H24	H25	H26	
1 循環型社会をめざすまちづくり(循環)	1-1 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実施する。	一般廃棄物処理基本計画	1人1日あたりのごみ発生量	g	972	923	960	945	934	921	リサイクル推進課
	1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。	地球温暖化対策実行計画	太陽光発電設備奨励金交付件数	件	40	40	40	40	40	40	環境政策課
	1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。		不法投棄件数	件	580	640	580	580	580	580	環境政策課
2 身近な自然と地域資源を大切に するまちづくり (共生)	2-1 江戸川、利根運河、坂川、大塚川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。	生物多様性地域戦略	市内の緑に満足している市民の割合	%	80.0	79.3	80.0	80.0	80.0	80.0	みどりの課
	2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。	生物多様性地域戦略	自宅周辺の町並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	52.0	56.4	52.5	53.0	53.3	53.6	都市計画課
	2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。		遊休農地面積有効利用割合	%	77.0	83.0	78.0	78.0	80.0	80.0	農政課
3 生活環境を守り、 安全で快適に暮 らせるまちづくり (快適)	3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。		グリーンバス利用者数	人	61.0	66.0	61.1	61.6	61.7	61.8	都市計画課
	3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに関する対策などを推進する。		生活環境に関する苦情等の処理率	%	79.0	82.0	80.0	81.0	82.0	83.0	環境政策課
	3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。		公共下水道普及率	%	75.5	73.2	78.5	81.5	82.5	83.5	下水道業務課
4 環境保全活動を みんなで取り組 むまちづくり(環 境保全活動)	4-1 環境管理システムを構築し、実践する。	地球温暖化対策実行計画	エコアクション21認証登録事業所数	箇所	5	5	5	5	5	5	環境政策課
	4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。		ゴミゼロ運動参加者数・江戸川クリーン大作戦参加者数	人	45,000	42,817	45,000	45,000	45,000	45,000	環境政策課
	4-3 環境教育・環境学習を推進する。		講座・イベント参加者数	人	3,000	2,884	3,500	4,000	4,500	5,000	環境政策課
	4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。	地球温暖化対策実行計画	市域の二酸化炭素排出量	%	98.2	96.5	96.4	94.6	92.8	91.0	環境政策課

※ エコオフィス活動に係る目標については、P 35に記載。

## 第4章 環境活動計画

基本目標	目的	環境活動計画						担当					
		取組	取組内容	中長期的環境活動計画					統括者	責任者			
				H22	H23	H24	H25	H26					
1 循環型社会をめざすまちづくり(循環)	1-1 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実施する。	生ごみ堆肥化処理器購入補助事業	生ごみの減量化を促進するために、生ごみ肥料化処理器購入者に対し、補助金を支給します。	■						環境部長	リサイクル推進課長		
		ごみ減量・資源化啓発事業	市民に対して、機会を捉えて廃棄物の減量・資源化に関する啓発活動を行うことにより、循環型社会の形成を図ります。	■	■	■	■	■		環境部長	リサイクル推進課長		
		リサイクル団体育成支援事業	資源物である紙類、びん類、金属類、布類を自治会等のリサイクル活動実施団体を中心となって集め、再生資源物回収業者が回収し資源化する集団回収を支援します。	■	■	■	■	■		環境部長	リサイクル推進課長		
		レジ袋削減啓発事業	ごみ減量・資源化を目的として、買い物に際してレジ袋持参者にポイントを付与する「ノーレジ袋推進事業」(流山市商工会議所が実施主体)を側面から支援するため、ポイント還元分の一部を市が助成します。	■	■	■	■	■		環境部長	リサイクル推進課長		
		ごみ減量化事業	廃棄物処理法第5条の2に掲げる基本方針の「地方公共団体の役割」として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化について検討します。	■	■	■	■	■		環境部長	リサイクル推進課長		
		剪定枝資源化施設運営事業	平成22年4月から本格稼働を開始した森のエコセンターの剪定枝資源化施設の円滑な管理・運営を行い、市内で発生する剪定枝から堆肥やチップを生成し、これを市民に提供し、緑のリサイクルを実現することにより、循環型社会の構築に寄与します。	■	■	■	■	■		環境部長	リサイクル推進課長		
		1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。	地球温暖化対策奨励事業	市域全体の二酸化炭素排出量を削減するため、市内の住宅に1年以上居住し、太陽光発電設備を市内業者から購入・設置する市民に対して、奨励金を交付します。	■	■	■	■	■		環境部長	環境政策課長	
			庁舎太陽光発電設備設置事業	本市では、平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市役所編)」に基づき様々な取組を率先して実施する予定であり、その一環として、千葉県地域グリーンニューデール基金事業補助金を活用し、新第2庁舎に太陽光発電設備を設置します。	■						総務部長	財産活用課長	
			企業立地促進事業(環境配慮型施設設置奨励金)	太陽光発電施設及び雨水使用施設(環境配慮型施設)を導入する立地企業のうち、一定の条件を満たすものについて助成金を交付します。周辺環境との調和を図り、地域貢献が出来る優良企業の立地を推進します。	■	■	■	■	■		総合政策部長	誘致推進課長	
			商工業育成・助成事業	商業振興共同施設設置等事業費補助事業において、商店街街路灯のLED化に対して、平成22年度及び23年度は補助率を1/2に上げてLED化を促進し、後年度の電気料負担についても軽減化を図ります。	■	■	■	■	■		産業振興部長	商工課長	
	1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。		不法投棄対策事業	市内に不法投棄された廃棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化、充実を図り、生活環境の保全に努めます。	■	■	■	■	■		環境部長	環境政策課長	
		路上喫煙等防止事業	空き缶等のポイ捨てによるゴミの散乱や路上喫煙による歩行者の安全を確保するため、啓発活動を行うとともに、パトロールを強化し快適な生活環境を確保します。	■	■	■	■	■		環境部長	環境政策課長		
		地域環境保全推進指導事業	空地等の青草の適正管理を推進するため、地権者等に草刈りを行うよう指導し生活環境を保全します。	■	■	■	■	■		環境部長	環境政策課長		
		2 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり(共生)	2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と	新市街地地区公園施設新設事業	新市街地地区内の良好な環境形成に必要な公園面積の確保を図るため、法定面積を超える公園用地の取得相当額を負担金として負担すると共に、大堀川に隣接した近隣公園などの整備を実施します。	■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長
				既存市街地地区公園施設新設事業	既に市街地が形成されている地域の公園緑地について、地域の特性に合わせ、安心安全に配慮した公園の再整備を実施します。三輪野山近隣公園(H22年度)・三輪野山4号公園(H23年度)	■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長
県立市野谷の森公園施設新設事業	千葉県が県立公園としてオオタカが生息する樹林の保全整備を図る事業に対し、その事業費の一部を流山市が負担金として支出します。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
街路樹整備事業	市街地の代表的な緑である街路樹の植栽、剪定を実施し、緑の景観を保つとともに、緑陰を提供します。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
市民の森整備事業	土地所有者から借り受けた民有林を市民に開放するために、支障のないよう整備保全します。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
緑の啓発事業	CO2吸収源として民間緑地を増加させるためにグリーンチェーン認定を行うとともに、認定者に対して緑化講習会を開催し、緑化の意識の向上に努めます。また、地域ボランティア等による緑化を推進するために、市民参加型の緑づくりの普及・啓発を促進します。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
緑の基本計画事業	緑の基本計画に基づき、緑の現況把握のために緑被調査及び実施計画の更新作業を実施します。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
緑化推進事業	市民に緑化への啓発・推進を図るための諸経費を計上し、緑豊かな流山の実現のため、事業を実施します。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
ふるさと緑の基金積立事業	公園緑地事業及び緑化推進事業の充実を図るため、基金を積み立てます。			■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長		
大堀川防災調節池修繕整備事業	大堀川防災調節池については、水辺活動やコミュニティの場としての利用を配慮した地域の核となる拠点を自指し、調節池内及び周囲への植栽や道路の整備工事を行います。(平成22・23・24年度(継続事業)施設工・植栽工)			■	■	■	■	■		土木部長	河川課長		
生物多様性地域戦略推進事業	生物多様性基本法に基づき、全国の市町村に先駆けて平成22年度に策定した「生物多様性なごれやま戦略」に基づく施策・取組を推進するため、①平成22年度に(仮称)生物多様性シンポジウムを開催する②モニタリング調査を実施するための調査手法や調査データの管理等に関するマニュアルを作成する③マニュアルに添って市政の責務地帯においてエコウィング観音寺整備します。園、栗、開運市、NPO等の関係団体が連携し、利根運河周辺の環境づくりを進めることにより、自然や歴史、文化という観光資源を有効活用を図ります。(平成22年度「運河サミット」開催)	■	■	■	■	■		環境部長	環境政策課長				
利根運河エコパーク関連事業	利根運河エコパークの整備を進め、利根運河周辺の環境づくりを進めることにより、自然や歴史、文化という観光資源を有効活用を図ります。(平成22年度「運河サミット」開催)	■	■	■	■	■		土木部長	河川課長				
2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。	緑の啓発事業	CO2吸収源として民間緑地を増加させるためにグリーンチェーン認定を行うとともに、認定者に対して緑化講習会を開催し、緑化の意識の向上に努めます。また、地域ボランティア等による緑化を推進するために、市民参加型の緑づくりの普及・啓発を促進します。	■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長			
	流山グリーンチェーン戦略推進事業	つくばエクスプレス沿線整備区域内の「環境現況観測調査」を継続して実施するほか、「流山グリーンチェーン戦略」の普及・啓発を図るため、市民や住宅事業者などを対象とした各種講習会などを実施します。	■	■	■	■	■		都市整備部長	みどりの課長			
	景観形成推進事業	景観計画及び景観条例に基づき良好な景観の形成を目指します。	■	■	■	■	■		都市計画部長	都市計画課長			
	景観形成に関する市民・事業者・職員への啓発事業	景観についてパンフレットを作成し、ホームページや広報等による啓発活動を推進します。	■	■	■	■	■		都市計画部長	都市計画課長			
	文化財保護推進事業	文化財の指定・解除、指定文化財の保護のための助成、埋蔵文化財保護の開発行為との調整、文化財に対する理解を深めていただくための事業を行います。	■	■	■	■	■		生涯学習部長	図書・博物館長			
	博物館活動事業	地域の歴史・民俗等について学ぶ機会を提供し、市民の歴史学習に対する意識の高揚を図るとともに、生涯学習の一助となることを目的に事業を実施します。	■	■	■	■	■		生涯学習部長	図書・博物館長			
	景観形成作物植栽栽培事業	遊休農地に景観形成作物(コスモス等)を植栽し美しい田園の創造を図ります。	■	■	■	■	■		産業振興部長	農政課長			
流山本町見世蔵プロジェクト事業	ふるさと雇用再生特別基金採択事業として、歴史的建造物を活用し、物産・民芸品の展示販売、市民交流の場を創設し、観光情報の発信拠点及び地域の活性化を図ることを目的に、NPO法人へ委託し管理運営を行います。	■	■	■	■	■		産業振興部長	商工課長				
市無形民俗文化財等啓発事業	鶴ヶ崎おひしゃ行事、テンガラ餅行事、大しめ縄行事の無形民俗文化財等を観光振興の観点から民間情報誌等への情報提供を行います。	■	■	■	■	■		産業振興部長	商工課長				

基本目標	目的	環境活動計画											
		取組	取組内容	中長期の環境活動計画					担当				
				H22	H23	H24	H25	H26	統括者	責任者			
2-3	農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。	都市型農業推進事業	高生産と高度化の推進のためパイプハウスや省力化機械、生分解性資材等の購入の助成を行います。また、農業の法人化など都市型農業を支援します。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		農業経営安定対策事業	農業施設の整備、拡充を図る農業者に、施設整備費等の資金融資や利子補給を行います。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		農産物ブランド試験栽培事業	地域特性のある農産物を開発するため、試験栽培を推進します。平成20年度から22年度までの3年間は、ブルーベリーの栽培支援を行います。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		エコ農業推進事業	減農薬・減化学肥料の拡大を推進し、環境への負荷を低減する方向のエコ農業を推進します。このため、性フェロモン剤による害虫の誘因補殺を推進し、減農薬に努めます。また、有機農業を推進するため堆肥の導入を支援し、減化学肥料の推進を図ります。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		農産物直売所設置推進事業	農業団体の代表者や農業関係機関、商工業者の構成員で直売所のあり方について様々な観点から意見交換と検討を重ねる農業振興の拠点施設として、また、消費者へ農業情報等の発信ができる交流施設の設置を目指します。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		米飯給食における地産地消推進事業	流山市内すべての小中学校の給食で通年、市で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図り、子どもたちに食への関心と消費についての理解を促進するとともに、農家の安定的な農業所得を図り、遊休農地の発生を抑制し多面的機能を持つ農地の保全を図ります。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		地産地消推進事業	流山産の新鮮安全な野菜等の地産地消の促進を図るため、農産物直売所の設置検討や農家が最先販売を行う支援として「のぼり旗」や、リーフレット等の作成を行い、流山産農産物の地産地消を市民や消費者へ周知を図ります。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長		
		環境保全型農業推進事業	環境に配慮した、減農薬・減化学肥料の推進と堆肥の使用や性フェロモン剤による害虫の誘因補殺を推進します。	■	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長	
		3	安全で快適な環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)	都市計画道路3・4・10号市野谷向小金新田線立体交差事業	本路線は、東部地区と新市街地地区を結ぶ都市計画道路で、向小金・前ヶ崎地区のアクセスの改善と地域環境の向上を図るため、東小学校入口付近からJR常磐線、国道6号線を横断し県道松戸柏線までの、延長約650mの区間について、平成18年度から事業化に向け調査・検討を進めています。平成21年度～平成22年度、道路整備設計	■	■	■	■	■	■	土木部長	道路建設課長
				市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業	本路線は、東武野田線の西側に沿って本市の北部と東部を結ぶ幹線道路であり、常磐自動車道北側から江戸川台2号公園までの未整備区間延長510mについて整備を進めます。	■	■	■	■	■	■	土木部長	道路建設課長
東武野田線201号踏切拡幅事業	狭い踏切を拡幅することで、歩行者ならびに車両の安全な通行を図ります。平成22年度、測量、実施設計、平成23年度、拡幅改良工事			■	■	■	■	■	■	土木部長	道路建設課長		
江戸川台駅西口広場改良事業	江戸川台駅西口広場を改修し、交通結節機能と市民の利便性の向上を図ります。平成22年度、測量、実施設計、平成23、24年度、改良工事			■	■	■	■	■	■	土木部長	道路建設課長		
交差点改良事業	改善要望のある交差点等を改良し、歩行者及び車両の安全な通行を確保します。・江戸川台西2丁目（平成22年度、測量、実施設計、平成23年度、改良工事）・向小金2丁目善取神社前（平成22年度、測量、用地取得、物件補償、改良工事）			■	■	■	■	■	■	土木部長	道路建設課長		
区画道路改良事業	地域住民の通行の安全と生活環境の向上のため、狭隘な道路を拡幅に要する用地の寄附を受けた道路、その他既存道路の改良を行います。平成22、23、24年度、改良工事等			■	■	■	■	■	■	土木部長	道路建設課長		
道路施設管理事業	広く一般に供用されている、河川占用を含む市道の路肩等の草刈り及び違法な積物の撤去等を実施し、一般通行に支障を生じないよう良好な交通環境の維持保全に努め、自動車及び歩行者等の道路利用者の円滑な通行と安全を図ります。市内全域における市道の管理。			■	■	■	■	■	■	土木部長	道路管理課長		
JR武蔵野線輸送力増強要請事業	千葉県並びに松戸市、野田市、柏市、及び我孫子市と連携を図り、武蔵野線輸送力増強に関する要望活動をJR東日本に対して実施します。			■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長		
JR常磐線混雑緩和要請事業	千葉県並びに松戸市、野田市、柏市、及び我孫子市と連携を図り、快速列車の増発などの輸送力増強に関する要望活動や快速列車の東京駅乗り入れの早期実現などをJR東日本に対して実施します。			■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長		
TX混雑緩和要請事業	首都圏新都市鉄道線に対し、沿線自治体と連携し、混雑緩和に関する要望等の働きかけを行います。			■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長		
TX東京駅延伸促進事業	沿線自治体と連携し、首都圏新都市鉄道線や国・県等に要望等を働きかけます。	■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長				
流鉄活性化支援事業	「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」制度を活用し、支援を行います。	■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長				
路線バス拡充要請事業	市内の路線バス事業者に対して、既存路線の充実や、新規計画路線の早期実現に向けての要請を行います。	■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長				
ぐりんバス運行事業	市民の利便性向上のため、ぐりんバスの運行を実施し、駅への交通不便地区の解消を図ります。	■	■	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長				
高齢者等市内移動支援バス事業	本市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を利用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加できるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりを支援するとともに、高齢者の健康的な日常生活の保持を図ります。H21年度は愛友会記念病院及び流山中央病院の協力のもと、送迎バスを利用して高齢者移動支援を実施しました。	■	■	■	■	■	■	健康福祉部長	高齢者生きがい推進課長				
3-2	生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。	登録等狂犬病予防事業	犬の登録や予防注射の接種の推進を図り、狂犬病の発生を防ぎます。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
		常磐道環境保全対策事業	常磐自動車道の環境測定及び環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全を図ります。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
		大気保全対策事業	大気の常時監視を実施することにより、良好な市民の生活環境の確保に寄与します。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
		騒音・振動対策事業	市内主要道路の騒音、振動を測定することにより、道路改良の目安として道路管理者に助言し、良好な生活環境の確保を図ります。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
		水質保全対策事業	水質保全対策として公共用水域の水質管理を行い、河川等の浄化がなされることにより清潔で安全な生活環境に寄与します。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
		公害相談業務事業	様々な環境問題や苦情等の対応により、生活環境の向上に努めます。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
		3-3	水環境を保全するための総合的対策を推進する。	流域関連公共下水道全体計画見直し事業	千葉県策定の上位計画の変更により、流域関連公共下水道全体計画(江戸川左岸流域下水道、手賀沼流域下水道)を見直しします。	■	■	■	■	■	■	土木部長	下水道建設課長
				江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、東深井・江戸川台3丁目・西初石2、4丁目・平和台4丁目・野々下3、5丁目・名都借・松ヶ丘4丁目・西松ヶ丘1丁目・向小金1、2丁目地先を順次整備拡大を図ります。	■	■	■	■	■	■	土木部長	下水道建設課長
				手賀沼流域関連公共下水道整備事業	下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、東初石3丁目・駒木地先等を順次整備拡大を図ります。	■	■	■	■	■	■	土木部長	下水道建設課長
				地下水汚染対策事業	身近な水資源として大切な役割を果たしている地下水について、良好な水質を保全するため水質調査を実施します。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
地下水汚染防止対策事業	西初石地区の汚染除去対策事業及び汚染機構解明調査事業を実施し、地下水汚染による健康被害防止に寄与します。			■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
家庭用小型合併処理浄化槽補助事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業計画区域以外の区域又は公共下水道の整備が7年以上見込まれない地区で合併処理浄化槽を設置する市民に対し、経費の一部に補助金を交付します。			■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
大型浄化槽等改修補助事業	自治会等で使用している51人槽以上の大型合併浄化槽の改修に伴う経費の一部に対して大型合併処理浄化槽改修等補助金交付要領に基づき、補助金を交付し公共用水域の水質及び生活環境の保全を図ります。			■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
生活排水対策推進啓発事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の放流水の水質の調査等を実施し、広く市民に対して水質保全の啓発に努めます。			■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		



基本目標	目的	環境活動計画									
		取組	取組内容	中長期の環境活動計画				担当			
				H22	H23	H24	H25	H26	統括者	責任者	
4 環境保全活動をみんなで取り組まわちづくり(環境保全活動)	4-1 環境管理システムを構築し、実践する。	エコアクション21事業	市役所の事務事業において、平成21年3月に認証・登録を受けた環境マネジメントシステムの1つであるエコアクション21を継続していくため、環境活動レポートの作成、内部研修の実施、内部監査委員の育成・充実等を図ります。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長	
		国際標準規格認証取得支援事業	市内の中小企業者の企業間競争力の向上や経営基盤の安定を図り、本市産業の振興及び経済の活性化に寄与するために、国際標準規格の認証取得に要する経費の一部を助成します。	■	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長	
		公用車借上事業	公用車のうち、共用車並びに特別職専用車で年数が経過し老朽化が著しい車両をリースにより更新し、車両の安全を確保します。	■	■	■	■	■	総務部長	財産活用課長	
	4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。	ゴミゼロ作戦実施事業	流山市クリーン作戦実施要綱に基づき、春・秋にゴミゼロ作戦を実施し、環境美化に努めます。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長	
		クリーン作戦実施事業	国交省主催の江戸川クリーン大作戦に協力し、河川周辺の美化の推進に努めます。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長	
		環境美化推進事業	地域の環境美化推進員と連携を図り、不法投棄及びポイ捨ての監視体制を強化し環境美化に努めます。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長	
		廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と意見を有する者のうちから、地域と行政の橋渡し役及び地域のごみ減量リーダーとして廃棄物減量等推進員を委嘱します。	■	■	■	■	■	■	環境部長	リサイクル推進課長	
		ポイントカードシステム支援事業	市内商業等の振興及び商圏の確保・確立を図るとともに、消費者の利便性向上に資するため、商工会議所が事業主体となる全市共通のポイントカードの普及に助成します。市もポイント提供事業者として加わり、リサイクル運動など、公共的活動に対しポイントを付与し、市民参加の呼び水とする。貯まったポイントは、市内ポイントカード加盟店で使用可能です。市民活動推進センターの運営業務を市民活動団体委託し、市民活動団体の中間支援としての機能を充実します。	■	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長	
		NPO活動推進事業	市民活動推進センターの運営業務を市民活動団体委託し、市民活動団体の中間支援としての機能を充実します。	■	■	■	■	■	市民生活部長	コミュニティ課長	
		4-3 環境教育・環境学習を推進する。	市民環境講座事業	環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、省エネ対策の担い手を養成するため講座やシンポジウムを開催します。	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	リサイクルプラザ(プラザ線)運営管理事業	廃棄物の減量や資源化などを図る啓発拠点として、講座や講演会等の開催、再生品の販売及び情報提供をします。	■	■	■	■	■	■	環境部長	リサイクル推進課長	
	使用済みノット等資源化事業	小中学校における資源物回収活動に対する支援や、ごみ減量促進ポスターのコンクール等を開催し、ごみ減量・資源化を推進します。	■	■	■	■	■	■	環境部長	リサイクル推進課長	
	生活課題に対応した学習充実事業	健康・安全・環境など生活課題に対応した学習機会の提供を図ります。	■	■	■	■	■	■	生涯学習部長	公民館長	
	総合的な学習の時間推進事業	総合的な学習の時間を充実するための教育案件の整備を図ります。また、体験活動を通して、子どもたちの豊かな心を育みます。	■	■	■	■	■	■	学校教育部長	指導課長	
	利根運河自然体験ウォーク事業	観光協会が実施するウォーキングイベントで、野原・野鳥の2コースに分かれ、ガイドの説明付きで約6キロをウォーキングし利根運河の自然観光をPRします。	■	■	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長	
	4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。	緑のカーテンモデル事業	緑のカーテン作りに協力していただく自治会等にゴーヤの苗を無料で提供するなど、緑のカーテンを普及させ、二酸化炭素の削減を図ります。	■	■				■	環境部長	環境政策課長
		流山低炭素まちづくり研究センター事業	平成21年度に江戸川大学との協働で設置したまちづくり研究センターを活用し、主として各家庭からの二酸化炭素排出量の削減に必要なノウハウの提供や実証実験等に取り組みます。	■					■	環境部長	環境政策課長
		低公害車を市が率先して導入することにより、市民・事業者に対して温室効果ガス削減の啓発を図ります。	■	■	■	■	■	■	■	総務部長	財産活用課長
		電気自動車借上事業	電気自動車を率先的に公用車として導入し、その環境性能や利便性を広くPRし、市民及び事業者への導入を促すことにより、地球温暖化防止に寄与します。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
		地球温暖化対策実行計画推進事業	平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市域全体編)」に基づき、市域の二酸化炭素排出量削減を図るために、①公用自転車の利用促進、②環境家計簿の普及促進等を行います。	■	■	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長

※ エコオフィス活動に係る活動計画は、P 3 6以降、ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)に記載。

## 第5章 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規は次のとおりです。環境管理事務局で確認したところ、環境関連法規に関する違反、訴訟等の有無はありません。

### 1. 流山市

#### (1) オフィス活動及び庁舎管理関連法規

法令等名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項(適用範囲等)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第六条の二	事業系一般廃棄物の処理	許可業者への適正な委託、委託業者の許可証確認
	第十二条 第十二条の三	産業廃棄物の処理	保管基準の遵守、許可業者への適正な委託(収集業者、処理業者とそれぞれ契約書、許可証確認等)、産業廃棄物管理票の交付・保存
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第6条	廃棄物の発生	事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成・提出
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	第四条 第二十条の三	温室効果ガスの排出抑制のための施策	温室効果ガス排出抑制施策の策定・実施、地方公共団体実行計画の策定、実施状況の公表
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	第八条 第十条	PCBの保管・処分	保管等の届出、処分(2016年7月15日迄)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第十条	物品等の調達	環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成と調達の実施(努力規定)
環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	第三条	環境に関する情報の公開	環境配慮等の状況の公表(環境白書の作成、公表)(努力規定)
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	第四条	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約	電力、自動車等の購入契約における温室効果ガス排出削減に配慮した契約(努力規定)
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境活動・環境教育推進法)	第六条 第八条 第十条2項 第十六条	環境活動・環境教育の推進	環境教育の推進、環境情報の提供、講演会、シンポジウムの開催(いずれも努力規定)
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第七十五条 第七十五条の二	年間エネルギー使用量(原油換算値)1,500kℓ以上の工場(改正後は事業者単位)	指定管理工場の届出、特定事業者の届出
電気事業法	第四十二条	法定点検	保安規定の提出
消防法	第八条	法定点検	定期点検の実施と報告

#### (2) 地域環境の保全・創造に関する法規

法令等名称	関係部局
① 循環関係法規	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	環境政策課、クリーン推進課、リサイクル推進課
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の保管等に関する法律(フロン回収破壊法)	
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	
使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	
千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	
流山市廃棄物の処理及び適正処理に関する条例	
② 公害対策関連法規	
法令等名称	関係部局
水質汚濁防止法	河川課、環境政策課
騒音規制法	道路建設課、環境政策課
振動規制法	
大気汚染防止法	環境政策課
悪臭防止法	
千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
千葉県水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	
千葉県大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例	
流山市公害防止条例	
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
流山市ベトナム圏の設置の許可等に関する条例	
③ 化学物質・危険物関係法規	
法令等名称	関係部局
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	環境政策課
毒物及び劇物取締法(劇毒法)	
ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン対策法)	
④ 温暖化防止・省エネルギー関係法規	
法令等名称	関係部局
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	環境政策課
⑤ その他	
法令等名称	関係部局
浄化槽法	環境政策課
消防法	安心安全課、消防防災課
下水道法	下水道建設課、下水道業務課、環境政策課
千葉県環境基本条例	環境政策課
流山市環境基本条例	
流山市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	
流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例	
リサイクル推進課	

(3) クリーンセンター

① 届出

法令等の名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項・適用範囲	評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9の3	一般廃棄物処理施設設置の届出	一般廃棄物処理施設の設置	○
大気汚染防止法	6①、8①、 規8①、13①	ばい煙発生施設設置届出書	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、ばい煙発生施設に該当する。	○
			(予備ボイラ)	○
ダイオキシン類対策特別措置法	12①	特定施設設置届出書	特定施設届出	○
水質汚濁防止法	5、規2、3		71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	○
			71 自動式車両洗淨施設	○
騒音規制法	法6	特定施設設置届		非該当
振動規制法	法6	特定施設設置届		非該当
流山市公害防止条例	条例15①	特定施設設置届出書	特定施設の設置(リサイクルプラザ)	○
			特定施設の設置(ごみ焼却施設)	○
下水道法	12-3①、 令9-7	特定施設設置届出書	特定施設の設置	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律	法18(法13③の 準用)	エネルギー管理員届出	第二種指定事業者によるエネルギー管理員の選任等の届出	○
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	法8	保管等の届出	保管及び処分の状況の届出	○

② 排出制限のあるもの

法令等の名称	対象条文	規制を受ける事務事業	項目	基準値	評価	備考
大気汚染防止法	法3、法13	ばい煙の排出の制限	窒素酸化物	250ppm	○	規5①2別表3の2(27)
			塩化水素	700mg/m <sup>3</sup> N (430ppm)	○	規5別表第3(3)
			ダスト	0.08g/m <sup>3</sup> N	○	規4別表第2(36)
水質汚濁防止法	法3、法12	排出水の排水の制限	有害項目	省令 別表第1	○	
			生活項目	省令 別表第2	○	
	法14②	排出水の汚染状態の測定(総量規制)			○	公共用水域に排水していない
ダイオキシン類対策特別措置法	法8、法20①	排出の制限	ダイオキシン	1ng-TEQ/m <sup>3</sup>	○	規則別表第1
悪臭防止法	法7、法8	規制基準の遵守義務	特定悪臭物質 規別表第	敷地境界	○	
			アンモニア	1ppm	○	
			メチルメルカプタン	0.002ppm	○	
			硫化水素	0.02ppm	○	
			硫化メチルなど	0.01ppm	○	
流山市公害防止条例	条22④	改善命令等	騒音	昼間 60dB 朝・夕 55dB 夜間 50dB	○	
			振動	昼間 60dB 夜間 55dB	○	
下水道法	法12の9②	事故時の措置で命令に違反			○	
	法12の12	水質の測定義務等			○	

第1章 市の概要

第1節 人口

市の人口は164,294人と前年度比1.9%増加しました。平成17年に開業したつくばエクスプレスの効果により、毎年2,000人前後増えています。

表 57 人口と世帯数

項目	住民基本台帳人口(人)	世帯数(世帯)	一世帯あたり平均人口(人)
平成14年	150,414	55,599	2.71
平成15年	150,703	56,402	2.67
平成16年	150,706	57,090	2.64
平成17年	150,910	57,844	2.61
平成18年	152,791	59,403	2.57
平成19年	155,382	60,714	2.50
平成20年	156,073	62,288	2.51
平成21年	158,426	63,985	2.48
平成22年	161,258	65,792	2.45
平成23年	164,294	67,531	2.43

各年4月1日現在

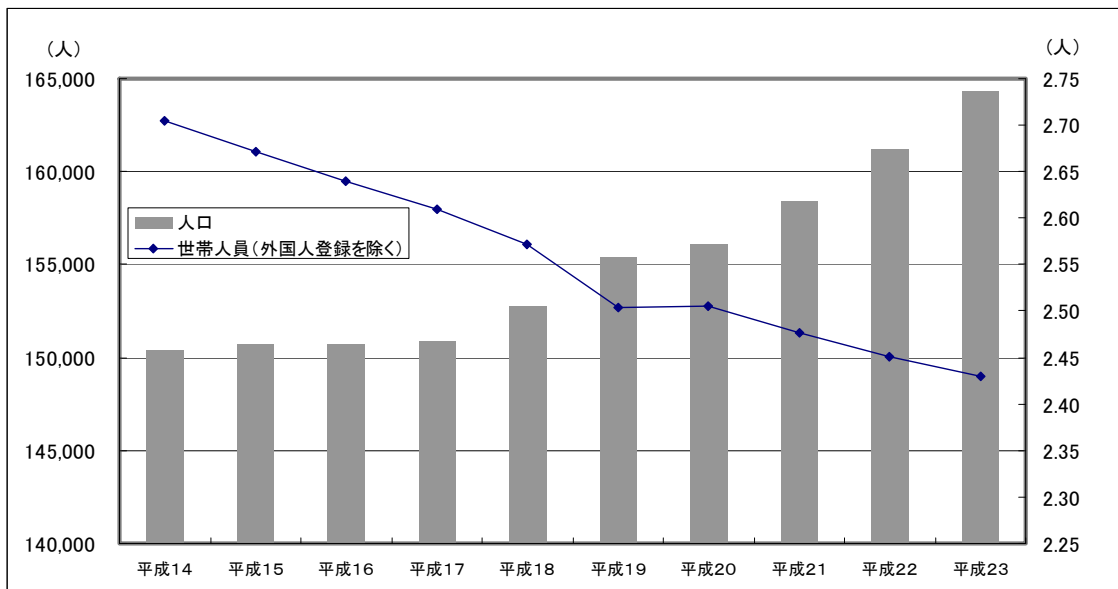


図 31 人口の推移

## 第2節 気象

### 1. 平成22年の気温と降雨量

平成22年(1月～12月)の年間平均気温は15.8℃、年間降雨量は1,507.0mmでした。

月別の推移は下図のとおりです。

表 58 平成22年の気温と降雨量

区分	最高気温	最低気温	平均気温	平均湿度	平均風速	最多風向	降雨量 mm	天気			
								晴	曇	雨	雪
単位	℃	℃	℃	%	m/s	—	mm	—	—	—	—
1月	18.5	-3.1	5.1	52.6	2.8	北北西	11.5	28	2	1	—
2月	20.4	-3.5	5.1	72.1	2.7	北北西	100.5	14	9	5	—
3月	21.3	-0.6	7.9	71.5	3.4	北北西	132.5	20	6	5	—
4月	25.3	0.5	11.4	74.2	3.2	北北西	166.5	13	8	9	—
5月	31.2	9.0	18.1	68.6	3.3	南	96.0	22	4	5	—
6月	33.0	11.7	22.9	75.0	2.9	南	99.0	14	14	2	—
7月	37.9	18.9	27.4	79.1	3.4	南	75.5	19	8	4	—
8月	38.9	22.9	29.3	76.1	3.6	南	9.5	26	5		—
9月	36.9	12.8	24.4	81.3	2.9	南	430.0	22	1	7	—
10月	28.6	7.5	17.7	85.2	2.4	北北西	164.5	16	9	6	—
11月	21.9	3.3	11.8	75.6	2.1	北北西	103.0	22	6	2	—
12月	23.4	-0.7	8.2	66.7	2.5	北北西	118.5	24	6	1	—
計	—	—	—	—	—	—	1,507.0	240	78	47	—
平均	28.1	6.6	15.8	73.2	2.9	—	125.6	—	—	—	—

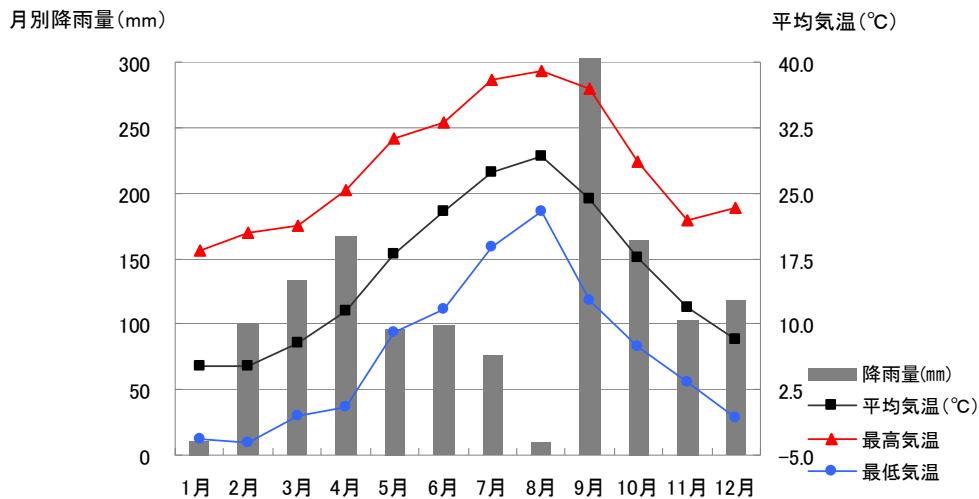


図 32 平成22年の月別降雨量及び日平均気温

## 2. 気象の変化

市内の気象変化は、気温及び年間降雨量ともに明確な傾向は見られません。気温は15～15.5℃前後で推移しており、降水量は1,000～1,600mm前後で推移しています。

過去10年間における気温及び降水量の変化は下図のとおりです。

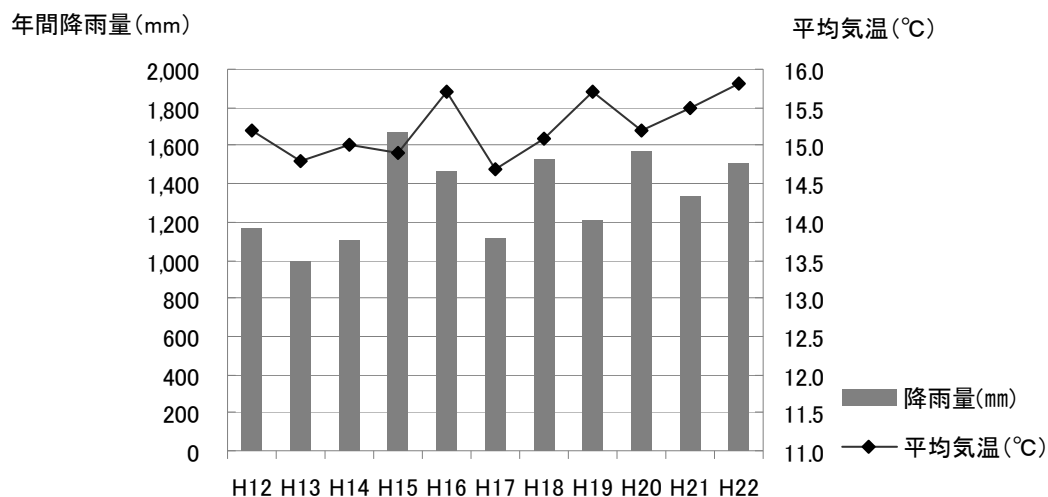


図 33 年間降雨量及び日平均気温の推移

## 第3節 土地利用

### 1. 地目別面積

市における土地利用の状況は、地目別では宅地が最も多く、全体の約4割を占めるとともに、都市計画用途地域別面積では、第1種低層住居専用地域が最も多く、全体の約半数を占めており、住宅利用が多いことが伺えます。

表 59 平成22年度地目別面積

(単位:千㎡)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積	2,740	4,714	12,829	2	2,376	0	0	2,411	10,208
合計									35,280

出典: 国定資産概要調査

## 2. 都市計画用途地域別面積

市の都市計画用途地域は、全体で2,151haとなります。そのうち、第一種低層住宅専用地域は1,045haとなり、全体の約半数を占めています。

表 60 用途地域別面積

(単位:ha)

用途	面積
第1種低層住居専用地域	1,045
第2種低層住居専用地域	-
第1種中高層住居専用地域	377
第2種中高層住居専用地域	7
第1種住居地域	431
第2種住居地域	78
準住居地域	35
近隣商業地域	58
商業地域	37
準工業地域	14
工業地域	69
工業専用地域	-
合計	2,151

出典:千葉県 都市計画課 資料



## 第2章 代表者による全体評価・見直し

市では、平成22年度から市総合計画後期基本計画がスタートし、「長寿・人口減少」、「地球温暖化」、「地方分権」という3つの課題を上げ、「健康長寿社会」、「子育て」、「安心安全」、「良質・元気」、「地球環境」をまちづくりの基本方針に掲げ、人にも自然にも優しいまち「都心から一番近い森のまち」の実現を目指して取り組んでいます。

運用開始から3年を迎えた環境マネジメントシステムは、市役所自らの取組では、職員の意識が一層高まりを見せ、特に3月に発生した東日本大震災以降はエコオフィス活動を中心に、取組の徹底を図りました。その結果、始業前や昼休みなどは、ほとんどの照明を消灯しています。さらに、この機会に出先機関を含めたエネルギーの管理システムを立ち上げ、節電から省エネへ一層の推進を図ります。

課題としては、近年増えている臨時職員や嘱託といった正職員以外の職員にまで、環境マネジメントシステムが浸透していないことです。今後は、このような職員を対象とした教育研修を実施するとともに、臨時職員等を含めた全ての職員に環境カードを配布し、意識付けを図ります。

平成22年度の流山市役所の温室効果ガス排出量の推移を見ますと、平成20年比でマイナス1.7%となり、目標であるマイナス2.0%を達成することが出来ませんでした。

これは一般廃棄物の焼却量の増加に伴い焼却施設から排出される温室効果ガスが増加したものです。

地域への取組では、平成22年度は、国際生物多様性年にあたることや日本でCOP10が開催されるなど、我が国全体で生物多様性が盛り上がりを見せたことから、生物多様性に重きをおきました。国内の生物多様性の先進自治体を集めた「いきものジャパンサミット」や子ども向けイベントの「ビオキッズ10」など市外への発信とともに、市民への普及に努めました。

平成23年度は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故の影響により、我が国のエネルギー政策は転換期を迎えます。本市では、市役所庁舎を始め、市域の多くで計画停電が実施され、職員や多くの市民がエネルギーの大切さを実感しました。今こそ、エコアクション21をはじめとした環境マネジメントシステムの重要性が再認識されるのではないのでしょうか。市内最大級の事業所である市役所が、環境マネジメントシステムに率先して取り組むことにより、市域全体への波及効果を期待しています。

---

# 平成23年版 流山市環境白書

平成23年12月

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 環境部 環境政策課

TEL 04-7150-6083 (直通)

E-mail : [kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp)

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>

---